

# 事務事業一元化調書

報告第 16 号 各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 1

第 4 回 相模原・津久井地域合併協議会

## 事務事業一元化調書 目次

### 報告第 16 号 各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 1

企画部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
市民部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	50
都市部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	109
土木部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	147
管理部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	203
学校教育部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	255
監査委員部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	302
会計部会	・・・・・・・・・・・・・・・・	314

**報告第 16 号 各種事務事業の取扱いについて  
(C ランク) その 1**

企 画 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 企画政策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 中長期経営ビジョン策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	1,400千円					
根拠法令等	なし					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【(仮称)都市経営ビジョン策定のねらい】</p> <p>社会的背景 長引く景気の低迷と少子高齢化の進行による収入減と支出増もたらす財政状況の悪化 社会の成熟化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化 国、地方の改革においてはNPM(ニュー・パブリック・マネジメントの考え方)が主流 「補完性の原理」に基づく分権による行政の関与の縮小化</p> <p>目的 将来にわたって健全な財政を維持し、市民満足度の向上を図るため、市民と行政とのパートナーシップに基づく協働・分権型の都市経営の確立に向けた経営指針として、都市経営ビジョンを策定する。</p> <p>【概要】</p> <p>位置付け 総合計画に掲げる基本構想に基づく施策の実現に向け、中長期的な視点に立った経営指針とするとともに、新相模原市行政改革大綱(平成10年度策定)の基本理念を継承する。</p> <p>策定期間 平成16年度末(平成15年度：庁内検討による行政運営の課題整理)(平成16年度：市民参加による都市経営ビジョンの策定) 計画の実施期間 平成17年度から平成22年度までの6年間(総合計画の期間)</p> <p>【平成15年度の取組経過】 庁内組織として各部の次長を中心とした「行政運営対策会議」を設置し、現在の行政運営が抱える課題を整理するとともに、中長期的に取り組むべき対応策について庁内での議論を行った。 その結果については、平成16年度市民参加による「(仮称)さがみはら都市経営ビジョン」の策定検討を行う際の基礎資料として活用するとともに、庁内における取組みの基本指針として取り扱う。</p> <p>【平成16年度の取組み】 平成16年度は、市民公募委員や学識経験者等で構成される都市経営ビジョン策定委員会を設置し、より経営的視点に立った行政運営のあり方</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 企画政策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 中長期経営ビジョン策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>について、市への提言を行うとともに、地域タウンミーティングの開催や市民アンケート調査を通じて、より多くの市民の意見を聴きながら、（仮称）さがみはら都市経営ビジョンを策定する。 また、庁内においては、関係部長等で構成される経営戦略会議を設置し、経営ビジョンとアクションプランを検討する。</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 企画政策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 民間活力導入促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	1,600千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービスを提供できるPFI事業を推進するため、平成14年に策定した『PFI導入の方針』に基づき、導入の可能性等の検討を行なっている。</p> <p>【内容】 1) 1次検討調査 事業課が策定する基本事項の整理を基に、定性評価、簡易定量分析を行い、PFI事業として評価の高い事業については2次検討を行う。 2) 2次検討調査 民間意向調査、リスク分析、定量分析、VFM算定等をコンサルタントに委託し、PFI事業の可能性の判断を行う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 企画政策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 市町村合併を除く広域行政に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	企画政策課	政策秘書課・(広域)	企画政策室	合併推進課		
歳入予算額(平成16年度)	43千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等		津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約	津久井地域広域市町村圏計画推進協議会規約		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行		一部事務組合等	一部事務組合等	一部事務組合等		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 津久井地域とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施してきた。 町田市とは、首長懇談会を毎年1回開催し、図書館、宿泊施設、高齢者福祉センター等の相互利用、乳幼児健康診査の相互受診、広報紙の相互掲載、行政資料の相互配架などを実施するとともに、道路・交通問題への対応、災害時における相互応援、大学と地域の連携方策の調査研究などに取り組んできた。</p>	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。</p>	<p>【目的】 町民の行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 相模原市及び郡3町とは、1市4町で首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館等の相互利用、職員交流などを実施してきた。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。</p>	<p>【目的】 行政ニーズの多様化や日常生活圏の拡大により、1つの自治体だけでは対応できないニーズや課題が増加しています。これらに対応するために、近隣自治体と連携し、相互に補充あるいは共同した広域的な取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 1市4町では、首長懇談会を毎年1回開催し、津久井広域道路の取り組みや図書館の相互利用、職員交流などを実施している。 津久井郡4町では、昭和46年に広域市町村圏を設定し、圏域各町の特質や相違も踏まえながら、広域的事業や共通目的を持つ事業を主に「津久井地域広域市町村計画」を策定し、事務事業の効率化と広域連携の強化を図っている。 相模湖町では、八王子市・藤野町との間に平成15年10月2日に「公の施設の相互利用に関する協定書」締結し、図書館・林間総合公園・スポーツ広場等の相互利用を行っている。</p> <p>相互利用施設</p> <p>八王子市 中央図書館 南大沢図書館 生涯学習センター図書館 川口図書館</p> <p>相模湖町 桂北公民館(図書室) 林間総合公園 艇(ナックルフォア)</p> <p>藤野町 図書室 スポーツ広場 日連運動場 吉野イベントパーク</p>	【課題】 藤野町及び八王子市との交流	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、藤野町及び八王子市との交流については、同市町の意向確認を踏まえ新市に引き継ぐものとする。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	企画部会	東京事務所				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
6	東京事務所の運営						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		東京事務所	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）		8,567千円					
根拠法令等							
会計の種類		一般会計					
歳入予算額（平成16年度）		0千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】		<p>【目的】 各省庁その他諸機関等との連絡調整等を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関する事</li> <li>・ 市政に関連のある情報及び資料の収集に関する事</li> <li>・ 本市施策の紹介、宣伝等に関する事</li> <li>・ その他特命事項に関する事</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 パートナーシップ推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 パートナーシップ推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	5,162千円					
根拠法令等	さがみはらパートナーシップ推進指針					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 「さがみはらパートナーシップ推進指針」に基づき、市民相互が協力、連携、補完しあってパートナーシップを構築することにより、個人や団体、NPO、企業、行政など、「みんなで担う市民社会」を実現する。</p> <p>【内容】 1. 市民シンポジウムの開催 市制50周年を記念し、市民シンポジウム及び市長タウンミーティングを実施する。 (事業費) 1,606千円</p> <p>2. 市民参加推進事業 市民参加手法検討会の設置 「さがみはら市民委員会」の設置に向け、あり方などを市民を交えて検討する。 (事業費) 926千円 パートナーシップモデル事業 26事業の推進を専門家の助言を得て支援する。 (事業費) 平成15年度1,200千円 平成16年度1,200千円</p> <p>3. 市民活動推進事業 パートナーシップ事業支援 市民団体が他の団体と連携して行う公益的な事業に要する経費の一部を助成する。 (事業費) 1200千円 パートナーシップ人材育成 NPO講座の開催など (事業費) 100千円</p> <p>4. 街美化アダプト制度の推進 制度の周知と普及を推進する。 (事業費) 平成15年度213千円 平成16年度130千円</p> <p>5. 企業の社会貢献推進会議への支援 平成15年度に社会貢献活動調査を実施。アドバイザーとして会議に参加。</p> <p>6. パートナーシップ意識の普及啓発 ホームページ等による情報提供や職員研修の実施。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 パートナーシップ推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 さがみはら市民活動サポートセンター管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	18,514千円					
根拠法令等	さがみはら市民活動サポートセンターの設置等に関する規程					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【設置の目的】 社会福祉や環境保全など、さまざまな分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献する活動を支援する。</p> <p>【概要】 平成14年10月設置 所在地 相模原市富士見6-6-23けやき会館3階 施設内容 交流サロン、会議室、作業コーナー 開館時間 午前9時～午後10時 (12月29日から1月3日、定期点検日、定期清掃日は休館) 運営体制 公設民営（NPO法人さがみはら市民会議に運営委託。委託先は公募にて決定した。） 事業内容 ・交流サロン・会議室など打合せ用スペースの提供 ・市民活動全般に関する相談受付 ・市民活動に関する情報の収集、ホームページ・広報誌による情報提供 ・コピー機、印刷機の提供（有料） ・ロッカー、レターケースの提供（登録団体のみ） ・サポートセンターフェルティバルの開催 ・利用者懇談会の開催</p> <p>予算 平成15年度 17,059千円 平成16年度 18,514千円 平成15年度の利用状況 利用者 約14,000人 相談件数 約200件 登録利用団体 141団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 対象区域・団体の増加に伴う、サポートセンター支所の設置の検討。	【調整方針】 現行のまま存続する。ただし、津久井地域への活動の場の設置を、合併後新市において検討するものとする。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 パートナーシップ推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 大学機能活用方策調査研究事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	パートナーシップ推進課	政策秘書課				
歳入予算額(平成16年度)	1,500千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【目的】</b> 相模原市・町田市と両市内の大学機関、NPO法人等が連携して、モデルプロジェクトの検証を通し、大学と地域の連携のあり方について研究を進める。</p> <p><b>【内容】</b> 1. 情報発信プロジェクト ホームページのリニューアル 平成15年度の取り組みをとおし、情報等を整理し、新たな項目の追加などにより効果的な情報発信を行う。 紙ベースによる情報発信 年2回程度の発行(10月、3月)</p> <p>2. モデルプロジェクト 予備調査で提示された7大学16の事業を実施する。</p> <p><b>【予算】</b> ・市負担金 相模原市150万円(町田市150万円) ・文部科学省モデル事業 2,473,000円(予定) ・神奈川県市町村振興協会補助金事業 595,000円(予定)</p>		該当なし	該当なし	該当なし	<p><b>【課題】</b> なし</p> <p><b>【調整方針】</b> 合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 土地利用調整課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 公共用地対策の調整					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>土地活用・調整会議の運営</p> <p>所掌事項 低未利用市有財産の活用方針の策定に関する事 こと。 民間開発で本市の土地利用上重大な影響を及ぼす 立地計画の調整に関する事。 その他本市の土地利用に關し調整を要する事項に 関すること。</p> <p>対象 低未利用市有財産は、1件1000㎡以上の土地又は 1件500㎡以上の建物 立地計画等にあつては、1件500㎡以上の敷地面積に 該当するもの。 その他、この会議で検討を特に要すると認めたもの。</p> <p>構成 企画部長(座長) 調整参事 企画政策課長 土地利用調整課長 その他、案件により影響を受ける分野の事務を所掌 する課相当の組織の長</p> <p>下部組織 市有地等検討部会(土地利用調整課長が座長) 企画政策課、土地利用調整課、財務課、管財、管繕課、 開発指導課、土木計画課、事業担当課及び課題担当課の 職員のうち、各課長が推薦する者で構成。 民間土地利用調整部会(土地利用調整課長が座長) 企画政策課、土地利用調整課、環境対策、産業振興課、 都市計画課、開発指導課、土木計画課、学務課、課題 担当課及び情報提供課の職員のうち、各課長が推薦する 者で構成。</p> <p>担当職員数 主幹1名を含む3名</p>	<p>土地利用調整委員会の運営</p> <p>所掌事務 土地利用に関する諸計画の策定に関する事。 都市計画決定・変更に関する事。 その他土地利用調整を要する事項に関する事。 こと。</p> <p>構成 委員会 部長 担当部長 政策秘書課長 財務課長 環境防災課長 都市計画課長 都市整備課長 経済課長</p> <p>幹事 政策秘書課企画政策班 財務課財務班 環境防災課環境班 都市計画課計画調整班 都市整備課市街地開発班 経済課農政班</p> <p>担当職員数 3名</p>	<p>土地利用調整委員会の運営</p> <p>所掌事項 土地利用の基本方針に関する事。 土地利用に係る諸計画の策定及び調整に関する事。 道路、住宅及び工場その他土地利用上重要な施設の 立地計画の調整に関する事。 適正な土地利用を図るために必要な制度及びその運用の 調査に関する事。 その他土地利用に關し調整を要する事項に関する事。 こと。</p> <p>構成 助役(会長) 企画政策室長(副会長) 都市計画課長 産業経済課長 環境課長 建設課長</p> <p>下部組織 書記会 企画政策室、都市計画課、産業経済課、環境課、 建設課の職員のうち、各課長が推薦する者で構成。</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>土地利用調整委員会</p> <p>土砂等規則及びまちづくり条例規則の適切な運用を図る。</p> <p>所掌事項については、相模湖町土地利用調整委員会設置 要綱による</p> <p>構成(15名) ・助役 ・相模湖町課設置条例等で定める課の長 ・相模湖町議会事務局条例で定める事務局長</p> <p>担当職員数 3名</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 土地利用調整課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 国土利用計画法に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	201千円	0千円	65千円	64千円		
根拠法令等	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法	国土利用計画法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	159千円	51千円	65千円	51千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 市街化区域で2000㎡以上 市街化調整区域で、5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数(市からの意見書付き): 41件(H15年度) うち参考意見等あり: 29件 うち参考意見等なし: 12件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数: 41件(15年度) うち県からの勧告件数: なし うち県からの助言件数: 2件 うち県からの不勧告件数: 39件</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 市街化区域で2000㎡以上 市街化調整区域で、5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数(町からの意見書付き): 0件(H15年度)</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>担当職員数 3名(兼務)</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 非線引き都市計画区域で5000㎡以上 都市計画区域外で、10,000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数(町からの意見書付き): 2件(H15年度) うち参考意見等あり: 1件 うち参考意見等なし: 1件</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数: 2件(15年度) うち県からの勧告件数: なし うち県からの助言件数: なし うち県からの不勧告件数: 2件</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>国土利用計画法に規定する、地方公共団体等以外から土地の権利を取得した場合の事後届出に関すること。</p> <p>基準 ・5000㎡以上 取得する個々の面積は小さくても、買主が取得する土地の合計が一定面積以上となる場合「買いの一団」は届出が必要</p> <p>提出期日 契約締結の日から2週間以内。</p> <p>年間進達件数(町からの意見書付き): 1件(H15年度) うち参考意見等あり: 1件 うち参考意見等なし: なし</p> <p>回答期限 県は届出の受付日から3週間以内に勧告通知を郵送する。不勧告の場合は、特に希望しておかない限り、郵送されない。</p> <p>年間回答件数: 1件(15年度) うち県からの勧告件数: なし うち県からの助言件数: なし うち県からの不勧告件数: 1件</p> <p>担当職員数 1名(兼務)</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 土地利用調整課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 県土地利用調整条例に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例	神奈川県土地利用調整条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>市内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。未線引き地域及び都市計画区域外の3000㎡以上の開発行為については、特定地域土地利用計画の策定が必要</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 市街化調整区域における1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為(開発行為)。未線引き地域及び都市計画区域外の3000㎡以上の開発行為については、特定地域土地利用計画の策定が必要</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員 3名(兼務)</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。(主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>町内における土地利用に対し、神奈川県土地利用調整条例により総合的な調整を行なう。</p> <p>基準 1ha以上の土地の区画形質の変更を行う行為。(主として建築物の建設を目的とする開発行為については当分の間3000㎡以上が対象)</p> <p>審査結果通知 県は開発計画書の提出から概ね5ヶ月で審査結果通知書を交付する。</p> <p>その他 開発者は審査結果通知書を受けてから都市計画法や他の許認可の手続きに入る。</p> <p>担当職員数 3名(兼任)</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 土地利用調整課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 生産緑地法に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土地利用調整課	政策秘書課	企画政策室	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	生産緑地法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>生産緑地法に規定する、生産緑地に係る農業の主たる従事者または土地の所有が生産緑地を地方公共団体等買取申出する場合の調整事務</p> <p>基準 生産緑地地区に指定後、30年を経過したとき農業の主たる従事者が死亡したとき 農業の主たる従事者に営農できなくなるような故障が生じたとき</p> <p>年間受理件数：22件（H15年度） うち買取件数：なし うち買取らない件数：22件</p> <p>回答期限 市長は申出から1ヶ月以内に買取または買取らない旨の通知をする。</p> <p>その他 買取らない場合は、他の農業従事者に斡旋をする。 申出から3ヶ月以内に所有権の移転がおこなわれなかったときは、生産緑地地区内の行為（建物の建築や宅地造成など）の制限が解除される。</p> <p>担当職員数 2名</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 相模原市は三大都市圏の特定市として法の適用があるが、3町は特定市ではないため、適用なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 ビデオ・テレビ・ラジオ広報					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	23,398千円					
根拠法令等	相模原市広報広聴規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の取り組みやイベント、街の話題、各分野で活躍する人物などの情報を市内外に発信することで、市のPRに努める。</p> <p>【内容】 ビデオ広報 ・ビデオ番組「相模原るっくあらうんど」の制作...月1回(年間12回)、15分番組 ・ビデオは市内公共施設など47か所とJ-COM相模原で放映 事業費 14,464千円 テレビ広報 ・スポット テレビ神奈川が放送する生番組「とっておき自遊食感ハマランチョ」の中の「市町村だより」コーナー(約3分)を利用して、市からのお知らせ・催し物等を紹介する=毎月第2・第4月曜日 午後1時20分頃 ・定例番組 ビデオ広報「相模原るっくあらうんど」をJ-COM相模原で毎日放映 ・相模原情報番組「さがナビ」の放映 「市民レポート」「相模原なんでもいちばん!」「おしえて!さがみはら」の3コーナーで構成される15分番組。(年3回制作・各1か月放映) ・文字放送 広報紙からピックアップした記事をJ-COM相模原で毎日放映 事業費 1,878千円 ラジオ広報 ・相模原インフォメーション(エフエムさがみ)月~金曜日 午前7時54分、午後5時54分から5分間 土・日曜日 午前8時54分、午後11時54分から5分間 ・地域エフエムスポット(FMヨコハマ) 毎週水曜日 午前9時45分~48分 事業費 7,056千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 点字・声の広報発行事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	4,220千円		200千円	45千円		
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
会計の種類	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	1,413千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 月2回(1日・15日)に発行している「広報さがみはら」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として点字・録音版を作成する。</p> <p>【内容】 点字班広報さがみはら ・発行回数 月2回 年24回 ・発行部数 50部/回(利用者=36人その他関係機関に配布) ・規格 B5版 約120ページ ・委託先 点訳赤十字奉仕団 事業費 1,670千円</p> <p>声の広報さがみはら ・制作回数 月2回 年24回 ・制作数 130組/回(利用者=110人、その他関係機関に配布) ・規格 90分テープ 2本 ・委託先 録音奉仕会 事業費 2,550千円</p> <p>【補助金の概要】 身体障害者福祉費補助金(国庫補助金) 補助率2/3</p>	該当なし	<p>【目的】 月2回(1日・15日)発行している「広報つくい」の情報を、目の不自由な人に届ける手段として録音版を作成する。 作成にあたり、町録音奉仕会へ補助金を交付。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>声の広報つくい ・制作回数 月2回 年24回 ・制作数 12組/回(利用者=5人、その他関係機関に配布) ・規格 90分テープ 1本 ・依頼先 町録音奉仕会 ・補助金名 録音奉仕会補助金 ・補助金額 200千円 ・補助金目的 録音版を作成する活動費</p>	<p>【目的】 町録音奉仕会の活動全般に対して補助金を交付する。その活動の中に町広報紙等の録音が含まれている。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>声の広報さがみこ ・制作回数 町広報(1日号・15日号)月2回 年24回 議会だより 年4回 社協だより 年2回 ・制作数 11組/回(利用者=8人、その他関係機関に配布 公民館2、町社協1) ・規格 90分テープ 1本 ・補助金名 録音奉仕会補助金 ・補助金額 45千円 ・補助金目的 録音奉仕会の活動全般に対する補助</p>	<p>【課題】 ・声の広報 城山町は作成していない ・点字広報 3町は作成していない ・委託先である録音奉仕会と点訳赤十字奉仕団が組織されている町があるため、合併までに委託先の調整を行う必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
12	新聞広告による広報					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	1,910千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各社新聞に広告を掲載することにより、市政や観光事業などを市民や市外の人に広くPRする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村特集 朝日・読売・毎日・産経・東京・神奈川新聞各1回掲載</li> <li>・ふるさと相模原...神奈川新聞5回掲載</li> <li>・夏の三大まつり特集 武相、相模経済新聞各1回掲載</li> <li>・ぶらり相模原 神奈川新聞年間50回掲載(毎週水曜日)</li> <li>・さがみはらワンポイント 神奈川新聞(毎週土曜日)、市民カメラマンによる写真での市の行事紹介</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 インターネット広報					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	5,312千円	506千円	857千円	1,693千円		
根拠法令等	相模原市ホームページ作成運用基準	城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則 町ホームページの管理及び運用に関する要領 町ホームページの利用における個人情報の取り扱いに関する要綱 町行政情報連絡調整会議設置要綱	相模湖町ホームページに関する事務取扱規程		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	さがみはらネットワークシステムほか					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市ホームページや、iモード等の携帯電話を活用して、市の行政情報などを提供する。</p> <p>【内容】 市ホームページの作成 トピックスや施設案内等市全般に係るコンテンツは広聴広報課が作成。それ以外は原則として各課が作成する。広聴広報課の作成・更新業務の一部は派遣職員によるホームページ編集作業として委託している(広聴広報課事務室内でパソコン・周辺機器を貸与して作業)。 なお、各課で作成するページは業者委託しているケースもある。 事業費 3,800千円 広報さがみっ子 市の仕事や街の様子など小学校4年生～中学生を対象にした広報紙を作成し、市ホームページを通して提供する。(年3回) テレモ i 情報コンテンツ作成 携帯電話等に広報紙の記事からピックアップして情報を掲載 提供先...iモード、vodafone live! E Z web、Lモード 委託先...日本文字放送 事業費 1,512千円</p>	<p>【目的】 インターネットを利用した町のホームページを運営することにより、情報提供機能の強化、広聴手段の拡充、町民の申請などの利便性の向上を図り、町政への町民参加を推進する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 原則としてすべてのコンテンツを、情報所管課からの依頼で町民課が作成。ただし各課においての作成も可としており、担当部署において作成している情報も一部有り。また掲載内容の一部は、モバイル版として携帯電話などからも見ることができる。 広報紙ぶりにーず 毎月1日に発行の「ぶりにーず」をPDFデータにして、ホームページ上でも見ることができる。</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課の情報については、担当課でデータを作成し、内容を確認等して企画政策室でWebサーバーにアップしている。また、内容によって企画政策室でデータを作成しアップする。トップページ等の更新は、一部業者委託で対応している。 事業費 857千円 広報つくい 毎月1日発行の広報つくいをPDFのデータにして、ホームページ上で提供している。</p> <p>は該当なし</p>	<p>【目的】 町ホームページを公開することにより、町の行政情報等を提供する。</p> <p>【内容】 町ホームページの作成 基本的に各課で掲載する事項の原稿を作成し、内容を確認し企画財政課で更新する。 広報さがみこ 毎月1日に発行の「広報さがみこ」をオリコミックスのページでJPEG形式のファイルでも見ることができる。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い	企画部会			広聴広報課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク			調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会			調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合</span> <span>廃止の方向で調整</span> </div>					
事務事業番号	事務事業名						
14	暮らしのガイド発行事務						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）		5,000千円					
根拠法令等							
会計の種類別		一般会計					
歳入予算額（平成16年度）		0千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】		<p>【内容】</p> <p>市民生活に密接に関わりのある窓口案内、相談案内、各種の制度紹介などを分かりやすくまとめ、市民の「生活便利帳」として利用してもらうために発行する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行は毎年 2～3年毎に全面改訂 改訂の翌年は増刷対応</li> <li>発行部数 180,000冊（15年度全面改訂時実績）16年度は50,000冊増刷予定</li> <li>規格 A4版 112ページ</li> <li>配布方法 自治会を通じて個別配布（全面改訂の場合）のほか、市内転入者に窓口で配布</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行 平成12年度発行 10,000部</li> <li>規格 A4版 32ページ</li> <li>配布方法 自治会を通じて配布 転入世帯へ窓口で配布</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行 平成13年度事業 発行部数 10,000部</li> <li>規格 A4判 36ページ</li> <li>配布対象 全戸配布・公共機関等（約9,000部）</li> <li>事業費 588千円</li> </ul>	<p>該当なし</p> <p>参考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年度に作成、以後作成なし</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の基になる1市3町のサービスの統一と、掲載内容の精査が必要となる。</li> <li>配布対象、配布方法が違いため調整が必要 相模原市 城山町 自治会を通じて加入世帯に配布、公共施設に配置 津久井町 全戸配布、公共施設に配置</li> </ul>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 「さがみはらマップ」発行事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	7,700千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内全図を掲載するほか、バス路線図や観光情報、施設情報などを載せ、市の案内図として利用してもらうために発行する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語版 発行は原則として毎年、2～3年に1回全面改訂(予定)、2年目以降は増刷対応</li> <li>外国語版(英語・中国語) 発行は3年に1回(予定)</li> <li>規格 B2版8つ折り(最終はB5判)4色カラー(地図面は6色)</li> <li>発行部数 日本語版 210,000部 (増刷は50,000部) 中国語版3,000部 英語版 7,000部</li> <li>配布の方法 日本語版を16年8月に自治会を通して加入者へ配布予定(約160,000部)。その他、平成16年度中に随時、市内転入者、希望者に配布(50,000部)</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
17	市政情報誌発行事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	2,200千円					
根拠法令等	相模原市広報広聴規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市を広く内外に紹介するビジュアル冊子を市民参加で作成する。</p> <p>【目的】 ・発行回数 年1回発行(10月) ・発行部数 10,000部 ・規格 A4版 20ページ オールカラー ・配布対象 各公共機関、銀行・郵便局、書店、美容理容院 ほか</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
18	「今 ふれあいのあるまちづくり」発行事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	450千円					
根拠法令等	相模原市広報広聴規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 主要事業や新規事業など市政の事業概要を紹介する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回発行(7月)</li> <li>・発行部数 4,000部</li> <li>・規格 A4版 44ページ</li> <li>・配布対象 地域市政懇談会で自治会長に配布、希望する市民へ配布(視察対応含む)</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	企画部会	広聴広報課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
19	地域市政懇談会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	128千円	0千円	14千円	10千円		
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 地域市政懇談会実施要領(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地区自治会長等と市とのコミュニケーションの場を設け、お互いの理解を深め、住みよいまちづくりを推進する。</p> <p>【内容】 市内18地区の地区自治会連合会を単位として、市長等と自治会長等が地域の課題について話し合いを行う。</p> <p>実施方法 地区自治会連合会と市との共同開催 開催日時 8月から11月までの間(9月は除く) 原則、平日の午後7時から9時まで 開催場所 本庁公民館区6地区と各出張所12地区の全18地区で開催 出席者 地区の出席者は自治会長及び関係団体の代表者等 市の出席者は市長、両助役、教育長、企画部長、市民部長 議題 事前に通告するものとする。ただし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。 議題数103件(平成15年度) 運営 進行等は地区自治会連合会が行う 傍聴制度 各地区先着10名とし、発言は認めないものとする(平成15年度34人) 前日までに地区の事務局へ申し出ることとする</p>	<p>【目的】 町民の視点での町政運営は、政策自治体を目指す城山町にとって、あらゆる課題を見出すきっかけや、施策の展開方向の指針となり得るものであり、今後の町政運営の参考とすることを目的に町長以下関係職員が各地域等へ出向き、地域の方々と町づくり、地域づくりについての懇談の場を設定する。</p> <p>【内容】 町内12地区(自治会)を単位として、町長等と自治会長等が地域の課題等について話し合う。</p> <p>実施方法 町の主催 開催日時 9月から11月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定(土・休日でも実施) 開催場所 各自治会館 出席者 地区の出席者は自治会長及び役員等、及びその他地域の住民 町の出席者は町長、助役、教育長、各部長(除く教育部長) 議題 町からテーマを事前にお知らせし、特に必要と思われる事柄については、意見交換に入る前に町側からの説明を行う。 運営 進行・会場設営等全て町で行う 傍聴制度 なし</p>	<p>【目的】 広聴事業として、まちづくりについて広く町民の意見を聴くとともに、町の実情や当面する課題等について情報を提供し、町政に対する理解を得ながら、地域の課題やまちづくりについて意見交換を行う。</p> <p>【内容】 町内の各地区自治会連合会又は自治会等を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。</p> <p>実施方法 町自治会連合会と町との共同開催 開催日時 日程については、年度ごとに計画 ・平成15年度 10/20～11/21 ・平成16年度 10/12以降を予定 原則、平日の午後7時30分から9時30分まで(2時間) 開催場所 各地区の自治会館又は公共施設 出席者等 地区の出席者は自治会長及び一般町民 町の出席者は町長、助役、教育長 議題 全地区共通で事前に通告するものとし、時間に余裕のある場合は、フリートークとする。 &lt;平成14・15年度の議題&gt; 市町村合併・乗合バスについて 運営 進行等は地区自治会連合会が行う。</p> <p>*その他に事業費の予算措置はないが、全自治会長62人と町長、助役、教育長が町政全般について話し合う「町政意見交換会」を年1回実施(平成15年度 参加者39人)</p>	<p>【目的】 住民の「生きた声」を聴取することにより、住民ニーズを的確にとらえ、これらを行財政運営に反映させ、住民とともに共同して町づくりを展開していくために実施するものである。</p> <p>【内容】 ・町内の各地区自治会を単位として、町長等と町民が地域の課題について話し合いを行う。今年度限り、4地区において開催する。ただし、自治会ごとの開催希望があれば自治会ごとに開催する。 ・実施方法 町と自治会との共同開催 ・開催日時 10月中旬から11月までの間 自治会の意向に基づき日時を設定(土・休日でも実施) ・開催場所 各地区の集会所又は公共施設 ・出席者 地区の出席者は自治会長及び一般町民等 町の出席者は町長、助役、教育長、課長職、課長補佐職、主幹職、提案議題の事務を所管する課・局等の説明者及び企画財政課職員 ・議題 町からのテーマを事前にお知らせする。 各地区ごとに案件を提出してもらう。 ・運営 進行については、課長職と自治会長が協議し決定する。 傍聴制度 なし</p>	<p>【課題】 ・実施方法の相違 相模原市 地区自治会連合会と市の共催 城山町 町の主催 津久井町 自治会連合会と町の共催 相模湖町 自治会と町の共催 ・開催単位の相違 相模原市 地区自治会連合会単位(18会場) 城山町 自治会単位(12会場) 津久井町 地区自治会連合会又は自治会等を単位(年度により会場数変更あり。15年度は17会場) 相模湖町 地区自治会連合会又は自治会を単位(年度により会場数変更あり。15年度は18会場) ・出席者の相違 相模原市 地域 自治会長、関係団体の代表者等 市 市長、両助役、教育長、企画部長、市民部長 城山町 地域 自治会長及び役員等、地域住民 町 町長、助役、教育長、各部長 津久井町 地域 自治会長、一般町民 町 町長、助役、教育長 相模湖町 地域 自治会長、一般町民等 町 町長、助役、教育長、課長職等 ・傍聴制度の相違 相模原市 各地区先着10名、発言は認めない、前日までに申し出が必要 城山町 なし 津久井町 なし 相模湖町 なし ・地域が広域になるため、地区の範囲、開催回数、場所、参加対象者等の見直しが必要になる。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	企画部会	広聴広報課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
20	市政世論調査						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課			
歳入予算額(平成16年度)	2,711千円		1,115千円				
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 市政に関する世論調査要領(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則				
会計の種類別	一般会計		一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円				
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の市政に対する意識、意見、要望等を統計的手法によって的確に把握し、市政運営の有効な手段とする</p> <p>【内容】 市民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの項目を設定した調査 調査対象 市在住の20歳以上の男女個人 標本数 3,000人 標本抽出 住民基本台帳からの等間隔系統抽出 調査方法 郵送法(郵送配布郵送回収はがき督促を2回) 回収数 1,776、59.2%(平成15年度)</p>	該当なし	<p>【目的】 町行政に対する町民満足度を把握するとともに町民の生活に係る考え方を把握し、今後の行政サービスのあり方を検討する基礎資料とする。</p> <p>【内容】 町民意識の経年変化を知る項目や単年度ごとの項目を設定した調査 調査対象 町在住の20歳以上の男女 標本数 1,000人 標本抽出 住民基本台帳からの無作為抽出 調査方法 郵送法(郵送配布郵送回収、はがき督促については該当なし) 回収数 416、41.6%(平成15年度)</p>	該当なし	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標本数の相違 相模原市 3,000人 津久井町 1,000人</li> <li>人口分布にばらつきがあり、従来の標本抽出法等が適当か、検討する必要がある。</li> <li>経年変化を見る必要がある、各市町での調査の継続性を確保できる項目を検討する必要がある。</li> <li>各市町固有の調査項目を取り入れると項目数が増える可能性がある。</li> <li>調査対象者数3,000人は、この程度の人口増では、統計学上変更する必要はない。</li> <li>経年変化を見る項目については、質問総数に上限があるため、減少の調整を行わなければならない。</li> </ul>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 21	事務事業名 市政モニター					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	890千円	70千円	85千円			
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 市政モニター運営要綱(年度毎に策定)		津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町市政モニター設置要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政について、市民からの意見や提案を計画的、継続的に集約し、施策の計画立案や行政効果の測定等に活用する</p> <p>【内容】 任期 市政モニターA・Bとも任期1年(通算2年までは委嘱可能) 職務 市政モニターA モニター会議、施設見学会への出席、アンケートの提出、市政への任意提案 市政モニターB アンケートの提出、指定する課題に対する意見の提出、市政への任意提案 応募資格 公募で選考。満20歳以上の住民登録又は外国人登録をしている人</p>	<p>【目的】 町政全般について日常生活の中で感じていることや不満に思うこと、ご提言、ご要望、広報紙の感想などを町政モニターカードに記入して町へ提出する。</p> <p>【内容】 任期 任期2年 職務 地域課題のレポート提出、会議への出席、意見や要望の提出、出前役場への参加 応募資格 公募で選考。町内に在住する20歳以上の方</p>	<p>【目的】 町政について意見や提案等を計画的に収集することにより、施策の参考資料とするとともに、町政運営に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 任期 2年(ただし、平成15年度についてはH15.10.1～H17.3.31までとする。) 職務 特定のテーマに対するアンケートの提出(年数回)、町政への任意提案、モニター会議等は特に開催せず、郵送での提出とする。 応募資格 原則として公募で選考。町内在住の満20歳以上の者(ただし、常勤の公務員等を除く)</p>	該当なし	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>任期の相違 相模原市 1年(通算2年までは委嘱可能)</li> <li>城山町 2年</li> <li>津久井町 2年</li> <li>定員の相違 相模原市 市政モニターA40人以上、市政モニターB20人</li> <li>城山町 7人以内</li> <li>津久井町 20人以内</li> <li>謝礼の相違 相模原市 年額17,000円以内</li> <li>城山町 年額10,000円以内</li> <li>津久井町 記念品(図書券)年額5,000円</li> <li>市域が広域になるため、選出地区の地区割りの見直しを図る必要がある。</li> <li>市政モニターの任期及び謝礼を調整する必要がある。</li> <li>市政モニターの総数は、人口に影響されないため、選出区域の見直しをすれば、現行の定員での対応が可能である。</li> <li>合併後、当分の間、各地域の意向を市政に的確に反映するためには、市政モニターの増員を求められる可能性がある。</li> <li>市政モニター会議を開催する場所の選定には、配慮が必要になると思われる。</li> </ul>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 22	事務事業名 市内施設めぐり					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額（平成16年度）	1,017千円					
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 市内施設めぐり実施要綱（年度毎に策定）					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民に市の施設を見学していただき、市政について理解を深めていただくため実施する。</p> <p>【内容】（平成15年度） 実施回数 43回（団体33回、個人10回） 実施期間 5月～11月（8月は除く） 募集定員 各回23名（内2回は33名） 募集方法 広報紙で公募。申込み多数の場合は抽選</p> <p>使用車両 市マイクロバス21台、市中型バス2台 借り上げ小型バス20台</p> <p>見学施設 博物館、公園、清掃工場、消防署等</p> <p>添乗員 非常勤職員2名が交代で勤務</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3町では事業を実施していないため、概ね課題はない。</li> <li>・市域が広域になるため、見学コース、集合場所等の検討が必要になる。</li> <li>・交通費の一部負担を検討する必要がある。</li> </ul>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
23	市民と市長が語る会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	63千円	0千円		0千円		
根拠法令等	相模原市広聴広報規則					
会計の種類	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民参加のまちづくりを推進するため、幅広く市民と市長が市政について積極的に意見交換等を行い、今後の市政に反映させるため実施する</p> <p>【内容】(平成15年度実績)</p> <p>第1回 「市民総ぐるみの健康づくりについて」 日 時 5月31日(土)午前10時～正午 参加者 団体推薦5名、公募2名 計7名</p> <p>第2回 「在宅介護サービスについて」 日 時 8月2日(土)午前10時～正午 参加者 団体推薦3名、公募5名 計8名</p> <p>第3回 「市民総ぐるみの健康づくり スポーツを通じた健康づくりについて」 日 時 10月4日(土)午前10時～正午 参加者 団体推薦4名、公募4名 計8名</p>	<p>【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 毎月第1金曜日(原則) 午前中 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する 15年度実績6名</p>	該当なし	<p>【目的】 町民と町長が直接話し合える場を設け、町政に関する意見交換等を行い、町民参加の町づくりを推進する。</p> <p>【内容】 毎月第2月曜日(原則) 午前中又は夜間 1人30分を限度に町長との意見交換等を行う 来室希望者は、事前に予約する 15年度実績1名</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容の相違 相模原市 年3回、各回毎にテーマを決めて実施</li> <li>城山町 原則、毎月第1金曜日に1人30分を限度に実施</li> <li>相模湖町 原則、毎月第2月曜日に1人30分を限度に実施</li> <li>・記念品の相違 相模原市 1人図書券3,000円</li> <li>城山町 なし</li> <li>相模湖町 なし</li> <li>・食糧費の相違 相模原市 1人120円</li> <li>城山町 なし</li> <li>相模湖町 なし</li> <li>・開催場所を配慮する必要がある。</li> </ul>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
24	こども議会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	139千円					
根拠法令等	こども議会開催計画(年度毎に策定)					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の都市像「輝きと愛があふれる人間都市さがみはら」の実現に向け、未来の自分たちの住むまちへの希望や期待などについての発言の場である「こども議会」を開催し、市政及び議会に対する関心と理解を深めてもらう</p> <p>【内容】(平成15年度) 主催 市(協力 市教育委員会、市議会) テーマ わたしたちの遊び場について 楽しいまちづくりについて 実施日時 平成15年11月15日(土) 午後1時～3時30分 実施場所 市議会議場 出席者 こども議員28名(学校推薦) 市長、両助役、収入役、教育長、企画部長、議会事務局長、学校教育部長、市議会議長、市議会副議長 議会形式 こども議長を設け、こども議員全員が発言をし、市長が答弁する</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・3町では事業を実施していないため、概ね課題はない。 ・開催場所を検討する必要がある。 ・3年で全小中学校を一巡しているが、3町の小中学校が加わるため、4年で一巡となる。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
25	わたしの提案（市長への手紙）、陳情等に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	319千円	0千円	0千円	23千円		
根拠法令等	相模原市広報広聴規則 わたしの提案等に係る電子メール取扱い要綱 電子メール利用基準	町長への手紙運営規程 城山町ホームページ運営規程	津久井町情報の共有化の推進に関する規則 津久井町要望、苦情等の取扱いに関する要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心のかよいあう明るい住みよいまちづくりを推進するため、市民の意見や提案等をいただく制度として実施する</p> <p>【内容】 1 わたしの提案（市長への手紙） 随時、市政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う（市民への回答期限は、概ね2～3週間以内を目安としている） 受付手段 (1)封書（郵便料は市で負担） 出張所、公民館など市の主な施設73箇所に専用紙と封筒を設置。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 市ホームページの「わたしの提案BOX」において、電子メールで受付 (3)専用ファクシミリ FAXひばり通信で受付 2 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「わたしの提案」と同様に受け付けし、回答している 3 市民電子会議室「市民のひろば」 市のホームページ上で個人の意見表明や市民同士又は市民と行政との間での情報交換ができる市民電子会議室「市民の広場」を開設</p> <p>平成15年度実績 わたしの提案合計 337人 500件 （手紙 156人 249件） （Eメール 179人 249件） （ファクシミリ 2人 2件） 陳情、要望 56団体 642件 市民のひろば 38人 210件</p>	<p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】 1 町長への手紙 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う（町民への回答期限は、概ね2～3週間以内を目安としている） 受付手段 (1)封書（郵便料は町で負担） 本庁舎、自治会館等に専用紙と封筒設置を年間1回、広報紙に専用紙を差込配布。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページの「町長へのメール」において、電子メールで受付 2 陳情、要望 市民団体等からの陳情、要望は、「町長への手紙」と同様に受け付けし、回答している 3 電子掲示板「町政ご意見番（BBS）」 町のホームページ上で個人の意見表明や町民同士又は町民と行政との間での情報交換ができる「町政ご意見番（BBS）」を開設</p> <p>平成15年度実績 町長への手紙合計 67件 （手紙 59件） （Eメール 8件） 陳情、要望 23件</p>	<p>【目的】 町民の要望、苦情等を公正かつ迅速に処理することにより、その解決を促進し、町政に対する町民の信頼の確保に資する。</p> <p>【内容】 1 わたしの提案（町長への手紙） 該当なし 2 陳情、要望等 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う。（回答期限は、概ね14日以内を目安としている。） 受付手段 口頭又は書面 3 市民電子会議室「市民のひろば」 該当なし</p> <p>平成15年度実績 陳情、要望等 271件</p>	<p>【目的】 町政に関するご意見ご提案を手紙でいただき、町政へ反映する。</p> <p>【内容】 1 町政への手紙（手紙及びメール） あなたの声をお聞かせください（手紙） 随時、町政に対する提案・要望を受け付けし、申出人には回答を行う（申出人への回答期限は、概ね1～2週間以内を目安としている） 受付手段 (1)はがき（郵便料は町で負担） 本庁舎、公民館等に専用はがきを設置。一般封書、はがき等による投稿も受付 (2)電子メール 町ホームページにおいて、電子メールで受付 2 陳情、要望 陳情、要望は、その都度受付をし、回答する 3 該当なし</p> <p>平成15年度実績 町政への手紙合計 7件 （手紙 1件） （Eメール 6件） あなとの声をお聞かせください合計 16件 陳情、要望 20件</p>	<p>【課題】 ・実施事業の相違 相模原市 わたしの提案（封書、電子メール、FAX）、陳情・要望、市民電子会議室「市民のひろば」 城山町 町長への手紙（封書、電子メール）、陳情・要望、電子掲示板「町政ご意見番」 津久井町 陳情・要望 相模湖町 町政への手紙（はがき、電子メール）、陳情・要望 ・回答期限の相違 相模原市 概ね2～3週間以内を目安 城山町 概ね2～3週間以内を目安 津久井町 概ね2週間以内を目安 相模湖町 概ね1～2週間以内を目安</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		情報システム課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
6	電子計算組織等の維持管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	874,513千円	60,717千円	101,367千円	9,266千円		
根拠法令等	相模原市電子計算組織運営規程	城山町電子計算組織管理運営規程	津久井町電子計算組織管理運営規則 津久井町電子計算組織管理運営規則取扱要領			
会計の種類別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	電子計算組織	電子計算組織	電子計算組織	電子計算組織		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理  2 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7800/114 (平成15年1月導入) C G M T装置 16台、MT装置 2台 センタプリンタ 中速4台、高速1台 オンライン端末機 449台(全97課機間に設置、出先庁舎50カ所) サーバー 45台、 インパクトプリンタ 188台、証明用レーザープリンタ 60台 ・適用業務 全52業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、保健福祉、固定資産税 市民税、収納管理、口座情報、下水道、成人検診、財務会計  3 事業費(平成16年度予算 単位:千円) ・需用費 (29,015) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(19,000)、関連施設及び物品修繕 ・役務費 (2,042) 防災テープ保管料(2,000) ・委託費 (31,645) ホストコンピュータ操作<オペレータ2名>(13,317)、マシン室関連設備保守(5,169)、オンライン端末の移設及び設置(9,781) ・使用料及び賃借料 (811,811) 機器賃借料 ホストコンピュータ (643,999) オンライン端末機器 (164,308)	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理  2 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS IPX7300 (平成13年5月導入) C G M T装置 1台、MT装置 1台 センタプリンタ 中速1台 オンライン端末機 49台 サーバー 3台 インパクトプリンタ 6台、レーザープリンタ 22台 ・適用業務 全30業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、財務会計  3 事業費(平成16年度予算 単位:千円) ・需用費 (2,311) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(2,311) ・役務費 (1,253) 出先機関通信回線使用料 ・委託費 (31,524) ホストコンピュータ、オンライン端末及び関連設備保守(6,780)、ホストコンピュータ操作者1名(9,450)、システム修正業務委託(15,168) ・使用料及び賃借料 (25,567) ホストコンピュータ、オンライン端末借上料	1 目的 ホストコンピュータ及び附帯周辺機器の管理 ホストコンピュータを利用するシステムの運用管理  2 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在) ホストコンピュータ NEC ACOS i-PX7300/300 (平成15年7月導入) C G M T装置 1台、MT装置 2台 センタプリンタ 中速1台 オンライン端末機 52台(全18課機間に設置、出先庁舎6ヶ所) サーバー 3台、ページプリンタ 11台、インパクトプリンタ 11台 ・適用業務 全25業務 主なシステム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、学校給食  3 事務諸経費(平成16年度予算 単位:千円) ・需用費 (3,537) ホストコンピュータ及びオンライン端末機器関連消耗品(3,487)、関連施設及び物品修繕 ・役務費 (1,931) 出先機関通信回線使用料 ・委託料(697) 関連設備保守  4 事業費(平成16年度予算 単位:千円) ・委託料(25,631) ホストコンピュータ、オンライン端末機器及び関連設備保守 ・使用料及び賃借料 (69,207) 電算機借上料	1 目的 町基幹業務システム機器の維持管理 (基幹業務委託、プログラム使用料については、業務主管課毎で執行している。)  2 事業内容 ・機器構成(平成16年4月1日現在)  一括処理系 オフコン(MDP-450SV) (平成7年度に導入...12年度より再リース契約を単年毎に締結している。) M T装置 1台 一括帳票用プリンタ 1台  窓口業務系 サーバ(TOSHIBA MAGNIA 3100/S1000HBS)1台 クライアント 19台 連続紙・単票兼用プリンタ 2台 レーザープリンタ 5台  ・適用業務 住民記録、国民年金、国民健康保険(資格)、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険(賦課)、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与  ・事業費(平成16年度予算 単位:千円) 需用費(265)印刷用紙、プリンタトナー等 役務費(48)委託業者遠隔操作専用回線使用料 委託料(2,205)機器保守料 使用料(6,748)C/S機器、オフコン、OCR機器	【課題】 ホストコンピュータなど基幹システム運用機器の相違 ・相模原市 ホストコンピュータ ・城山町、津久井町 ホストコンピュータ ・相模湖町 サーバ  【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 情報システム課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 行政事務情報化事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	267,634千円	27,425千円	8,426千円	4,551千円		
根拠法令等	・相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規定 ・ネットワークシステム管理運用要綱 ・インターネット管理運用要領 ・グループウェア管理運用要領 ・OA機器管理運用要領	ネットワークシステム管理要綱 インターネット管理運用要領 グループウェア管理運用要領 インターネット等に関する個人情報保護管理要綱 OA機器管理運用要領	津久井町パーソナルコンピュータ運営要領			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	L GWAN、グループウェアシステム	L GWAN、グループウェアシステム	L GWAN、グループウェアシステム	L GWAN 庁内LAN		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ITをツールとした庁内業務の効率化、高度化推進する電子自治体の実現、ノンストップ・ワンストップサービスの実現を目指します。</p> <p>【内容】 ・L GWAN、グループウェアシステム等の維持管理 ・通信回線の光ファイバー化、維持管理 通信回線数：107回線 (内訳) NTT広域イーサネットサービス：47回線 NTT専用線：54回線 パワードコム専用線：6回線 ネットワーク機器保守 (ルータ、本庁スイッチ) ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数：2,602ライセンス 適用方法：リモート配信 セキュリティ診断(年2回) ・GISの整備 ・庁内ネットワークの更改検討 SIによるコンサルティング ・庁内システムの統合運用管理 ホストコンピュータ、グループウェア、ネットワーク等総合的に庁内のシステムに関わる運用管理及びヘルプデスクサービス 常駐職員：4名 常駐時間：8:15～18:00 ・パソコン、プリンタの維持管理 導入形態：買取 所有数：2,351台(パソコン) 288台(プリンタ) 保守形態：オンサイト保守</p>	<p>【目的】 電子自治体の推進及び庁内情報化を推進</p> <p>【内容】 ・L GWAN、グループウェアシステム等の維持管理 ・通信回線の維持管理 通信回線数：5回線 (内訳) ADSL回線：1回線 ISDN回線：3回線 L GWAN 県域アクセス回線：1回線 ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数：202ライセンス 適用方法：リモート配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・パソコン、プリンタの維持管理 導入形態：リース 所有数：178台(パソコン) 22台(プリンタ) 保守形態：オンサイト保守</p>	<p>【目的】 庁内業務の効率化、高度化を推進する電子自治体の実現</p> <p>【内容】 ・L GWAN、グループウェアシステム等の維持管理 ・通信回線の維持管理 通信回線数：8回線 (内訳) NTT専用線高速デジタル回線：7回線 L GWAN 県域アクセス回線：1回線 LAN通信機器保守 (ルータ、本庁スイッチ) ・セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止への対策 ウイルス対策ソフト ライセンス数：303ライセンス 適用方法：リモート配信 ・グループウェアシステムの保守管理 ・パソコン、プリンタの維持管理 導入形態：リース 所有数：229台(パソコン) 32台(プリンタ)</p>	<p>【目的】 庁内業務の効率化、高度化の推進 電子自治体事業への参加</p> <p>【内容】 1. インターネット用庁内LANの維持管理 通信回線...16年5月よりBルック回線に接続 LAN通信機器保守(ルータ、ファイアウォール) セキュリティ対策 外部からの不正アクセス防御やコンピュータウイルス感染防止 ウイルス対策ソフト 25ライセンス 適用方法：リモート配信 ファイアウォール(ソニックウォール) コンテンツ制御、クッキーなどの排除 機器などの維持管理 メールアドレス付与端末 10台(リース) その他各課端末に対してIPアドレス付与 (LANの運用は試行段階にあり、主用途はプリンタ共有及びwebページ閲覧) 2. L GWAN 専用端末の維持管理 通信回線 L GWAN 県域アクセス回線：1回線 現段階で運用環境は未整備の状態。7月までに手続きを完了する予定。 グループウェアは導入していない。</p> <p>・今後の計画 10月に現行インターネット用庁内LANに接続されているリース物件のリース期限が到来するのを機に、L GWAN 対応端末とインターネット専用端末を同一のLAN上で運用する環境を整備する予定。また、現行の運用では特に制限していないLANへの接続条件をセキュリティポリシーに従って設定する計画である。 (L GWAN 端末として各課1台、インターネット端末として最高で各班1台を配備。その他の端末は当面プリンタ共有のみ認めるよう制限する) なお、現行のインターネット接続に関する主管課は企画財政課、L GWAN の運用については総務課が所管している。</p>	<p>【課題】 L GWAN 機器導入形態の相違あり。 (市：買取 3町：リース) グループウェアシステムシステムメーカーの相違あり。 セキュリティ対策 相違あり。 職員認証基盤 相違あり。 パソコン、プリンタ 導入形態の相違あり。 (市：買取 3町：リース) ネットワーク 設定、方式等に相違あり。 セキュリティポリシー 規定内容に相違あり。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 情報システム課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 地域情報化事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課	政策秘書課	企画政策室	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	122,664千円	1,000千円	1,626千円	523千円		
根拠法令等	相模原市総合情報システム利用者登録カードの交付等に関する規則					
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	施設予約システム、電子申請・届出システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ホームページ及び施設予約システムを一体化した「さがみはらネットワークシステム(以下「SNET」という。)」でインターネットや街頭端末機、携帯電話、電話回線による音声などのメディアにより情報発信及び公共施設予約サービスを提供します。</p> <p>【内容】 ・システムオペレーション SNETの利用者登録処理、予約管理系サービス業務、情報提供サービス業務、統計管理業務 常駐職員：オペレータ3名 常駐時間：7:45～23:30 ・街頭端末機 上記のサービスを提供するためのタッチパネル式の端末機 設置箇所：55箇所 設置台数：55台 通信回線：38回線 ・SNET機器の維持管理 ・電子会議室の運用管理 ホスティングサービスによる電子会議室の提供 ・SNETサーバ・クライアントOSバージョンアップ ・申請書類、ガイドブックの作成 ・電子申請・届出システムの開発 開発体制：県及び県内市町村で構成する共同運営協議会による共同開発 稼働時期：平成17年4月予定</p>	<p>【目的】 町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、電子申請・届出システムの整備について検討する。</p> <p>【内容】 電子申請・届出システムの開発 開発体制：県及び県内市町村で構成する共同運営協議会による共同開発 稼働時期：平成17年4月予定</p>	<p>【該当なし】 インターネットや街頭端末機などを利用した情報発信及び公共施設予約サービスは提供していない。</p> <p>【地域情報化の取組】 ・ブロードバンド誘致を推進する団体へ補助金交付 予算額 300千円</p> <p>・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 電子申請・届出システムを開発予定 稼働時期：未定 協議会負担金額 1,326千円</p>	<p>・県市町村電子自治体共同運営協議会による共同開発 電子申請・届出システムを開発予定 稼働時期：未定</p>	<p>【課題】 施設予約予約方法に相違あり。 (市：システム 3町：システムなし。) 電子申請届出システム申請メニューの相違あり。 ホームページ関連情報提供メニューの相違あり。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、施設予約システムについては、合併後速やかに相模原市の制度を適用する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	企画部会	情報システム課統計室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
6	統計解析事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	1,340千円	65千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	80千円	65千円	350千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
<b>【事務事業の内容】</b>	<p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 【概要及び目的】 GISにより国勢調査結果等の各種統計資料を地域メッシュ統計などに加工することにより、より視覚的で、地域分析に有効なデータを提供することを目的とする。</p> <p>【システム】 ArcView8.3 1ライセンス410千円</p> <p>【費用】 270千円(保守委託78千円、講習会192千円)</p> <p>2 人口将来推計 【概要及び目的】 各歳別、地域別の将来人口を推計することにより福祉、教育その他各種施策・計画立案に寄与することを目的とする。市総合計画の実施計画にあわせて作成。</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書(毎年) 国勢調査結果報告書(5年に1回) 事業所・企業統計調査結果報告書(5年に1回) 商業統計調査結果報告書(5年に1回) 工業統計調査結果報告書(全数調査のみ)</p> <p>【16年度歳出予算】 統計書 620千円(700冊) 商業統計調査結果報告書 330千円(500冊)</p> <p>【16年度歳入予算】80千円(物品売払収入)</p> <p>4 各種統計資料の作成 月報統計さがみはら 町丁別世帯と人口等相模原の人口と世帯(毎月) 年齢別人口(年3回)出張所別、公民館区別有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告(学校基本調査、工業統計調査(4人以上)、就業構造基本調査、全国物価統計調査等)</p> <p>5 ホームページの作成と更新 【内容】人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回</p>	<p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 人口将来推計 該当なし</p> <p>3 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし)</p> <p>【16年度歳出予算】 統計書 表紙及び製本 55千円(250冊) 歳出のうち10千円旅費を含む</p> <p>3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口(毎月) 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし 【16年度歳入予算】2千円(物品売払収入)</p> <p>4 ホームページの更新 【内容】人口と世帯、町丁字別人口、世帯数、人口推移 【更新】月1回</p>	<p>1 地理情報システムによる各種統計資料の解析 該当なし</p> <p>2 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 統計書(毎年) 各種指定統計調査結果報告書(該当なし)</p> <p>【16年度歳出予算】 統計書 庁内印刷のため予算計上なし(180冊)</p> <p>【16年度歳入予算】 350千円(物品売払収入総額)</p> <p>3 各種統計資料の作成 町丁字別世帯と人口等(毎月) 有償刊行物以外の指定統計調査の結果報告 該当なし</p> <p>4 ホームページの作成と更新 【内容】町丁字別人口と世帯 【更新】月1回</p>	<p>1 統計書及び各種指定統計調査結果報告書の編集発行 【有償刊行物】 ・統計書(毎年)</p> <p>2 ホームページの作成と更新 【内容】 人口と世帯、町丁別人口、年齢別人口、各種統計調査結果報告、統計書等 【更新】月1回</p>	<p>【課題】 ・統計データの一元化 統計書をはじめとする各種統計資料作成にあたっては、時系列データが重要となってくるため、項目によっては蓄積されていない可能性もある。その場合には過去に遡ってデータを収集する作業が必要となる。また、一元化困難なデータがある可能性もあり、データ項目の調整が必要である。</p> <p>・人口将来推計の推計方法 人口将来推計については、転入転出データなどこれまで蓄積してきたデータを使用することができなくなるため、また過去に遡って収集しなおすことは困難なため、推計方法を再検討する必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、データの一元化作業については、時間と労力を要する作業のため速やかに統合作業を進める。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 情報システム課統計室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 統計グラフコンクール事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	1,620千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	80千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】統計思想の普及高揚と統計の表現技術の向上を図ることを目的に実施する。</p> <p>【平成16年の事業の概要】</p> <p>対象 市内在住の小・中学校の児童・生徒</p> <p>応募内容 第1部(小学校1・2年生) 第2部(小学校3・4年生) 第3部(小学校5・6年生) 第4部(中学生)</p> <p>に分け、統計資料の利用又は児童生徒が観察・調査した結果をB2版の紙にグラフ化したものを募集。(1作品につき3人まで合作可能)審査:市内の小・中学校の先生、市教育委員会指導主事、県統計協会職員計19名で審査</p> <p>表彰 入賞(特選・入選・佳作)、奨励賞及び学校賞(優秀校・奨励校)</p> <p>その他 表彰式、入賞作品展の実施、入賞作品集の作成</p> <p>【平成15年度実績】</p> <p>応募状況 小学校(55校、1438点、2948人、入賞者40人) 中学校(13校、230点、348人、入賞者10人)</p> <p>【特定財源】80千円(県交付金)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 情報システム課統計室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 国委託統計調査					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	34,030千円	1,192千円	2,543千円	2,436千円		
根拠法令等	統計法	統計法	統計法	統計法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	33,857千円	1,189千円	2,543千円	2,433千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	統計調査地図システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】(特定財源) 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額:2638千円 事業所企業統計調査・商業統計調査・サービス業基本調査 予算額:14732千円 調査員:382人 農林業センサス 予算額:3987千円 調査員:180人 全国消費実態調査 予算額:9005千円 調査員:20人 工業統計調査 予算額:3241千円 調査員:90人 学校基本調査 予算額:54千円 歳入のうち200千円は職員給与費へ充当</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数:約5250調査区 調査員:約4600人 指導員:約520人 工業統計調査(全数) 調査員:約130人 学校基本調査</p> <p>平成18年度 事業所企業統計調査 調査員:約400人 工業統計調査 学校基本調査</p> <p>平成19年度 商業統計調査 調査員:約260人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員:約70人 全国物価統計調査 調査員:約12人 学校基本調査</p> <p>平成20年度 住宅土地統計調査 調査員:約200人 工業統計調査(全数) 学校基本調査</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【指定統計調査】(特定財源) 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額:119千円 事業所・企業統計調査、商業統計調査、サービス業基本調査 予算額:457千円 調査員:12人 農林業センサス 予算額:492千円 調査員:17人 指導員:3人 工業統計調査 予算額:116千円 調査員:3人 学校統計調査 予算額:5千円 歳入のうち8千円は一般会計へ充当</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数:155 調査員:約136人 指導員:約14人 工業統計調査(全数) 調査員:約3人 学校基本調査</p> <p>平成18年度 事業所企業統計調査 調査員:約12人 工業統計調査 学校基本調査</p> <p>平成19年度 商業統計調査 調査員:約7人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員:3人 全国物価統計調査 調査員:2人 学校基本調査</p> <p>平成20年度 住宅鳥統計調査 調査員:約17人 工業統計調査(全数) 学校基本調査</p> <p>【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】(特定財源) 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額:162千円 事業所企業統計調査・商業統計調査・サービス業基本調査 予算額:722千円 調査員:20人 農林業センサス 予算額:1,350千円 調査員:52人 全国消費実態調査 該当なし</p> <p>工業統計調査 予算額:302千円 調査員:9人</p> <p>学校基本調査 予算額:7千円</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数:約195調査区 調査員:約172人 指導員:約19人 工業統計調査(全数) 調査員:約12人 学校基本調査</p> <p>平成18年度 事業所企業統計調査 調査員:約21人 工業統計調査 学校基本調査</p> <p>平成19年度 商業統計調査 調査員:約11人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員:約3人 全国物価統計調査 調査員:約2人 学校基本調査</p> <p>平成20年度 住宅土地統計調査 調査員:約20人 工業統計調査(全数) 学校基本調査</p> <p>【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【目的】国勢調査をはじめとする統計法で定められた各種指定統計を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。</p> <p>【受託指定統計調査】(特定財源) 平成16年度 国勢調査調査区設定 予算額:120千円 事業所企業統計調査・商業統計調査・サービス業基本調査 予算額:733千円 調査員:8人 農林業センサス 予算額:702千円 全国消費実態調査 予算額:761千円 調査員:2人 工業統計調査 予算額:110千円 調査員:4人 学校統計調査 予算額:7千円</p> <p>平成17年度 国勢調査 調査区数:69調査区 調査員:66人 指導員:7人 工業統計調査(全数) 調査員:4人 学校基本調査</p> <p>平成18年度 事業所企業統計調査 調査員:8人 工業統計調査 学校基本調査</p> <p>平成19年度 商業統計調査 調査員:8人 工業統計調査 就業構造基本調査 調査員:1人 全国物価統計調査 調査員:1人 学校基本調査</p> <p>平成20年度 住宅土地統計調査 調査員:5人 工業統計調査(全数) 学校基本調査</p> <p>【調査地図システム】 該当なし</p>	<p>【課題】 ・大規模調査における調査体制 政令指定都市は各区で調査を実施するため、現在でも相模原市は県下最大の調査規模となっており、安全対策、調査員の指導等に苦慮している。特に国勢調査等の大規模調査では、更なる調査範囲の拡大、調査員数の増大に伴うため1市単独の調査体制では困難である。</p> <p>・調査地図システムの更新 調査地図システムについては、相模原市のみが採用しており、津久井3町を含める場合、システムの更新が必要となってくる。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 情報システム課統計室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 国委託統計調査					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【調査地図システム】(一般財源)</p> <p>目的 各種統計調査における調査員用の調査区地図に利用</p> <p>システム内容 ゼンリンZmap O A 統計調査、パソコン2台、カラーレーザープリンターシステム更新費用：1ライセンス2851千円(調査区入力費用は別途)</p> <p>維持費用 363千円(更新地図データ174千円、パソコン修理代50千円、プリンター賃借料139千円)</p>					

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 情報システム課統計室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 県委託統計調査及び登録調査員事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課統計室	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	375千円	67千円	71千円	62千円		
根拠法令等	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例	統計法 県条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	287千円	67千円	71千円	61千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 県委託統計調査</p> <p>【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務の処理に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁・字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 106千円(旅費6千円、消耗品費100千円) 【歳入予算】106千円(県交付金)</p> <p>2 登録調査員事務</p> <p>【登録調査員数】387名(定数) 【研修会】 施設見学会 年2回 事務研究会 統計功労者の表彰式と講演会 【登録調査員システム】 登録調査員のデータベースシステムにより登録調査員の調査履歴等を管理 【表彰】 相模原市統計功労者 調査員歴13年以上調査回数30回以上 市政功労者 調査員歴18年以上調査回数50回以上 【歳出予算】269千円(報償費8千円、旅費12千円、需用費165千円、役務費55千円、使用料7千円) 【歳入予算】181千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査</p> <p>【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務の処理に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁・字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 67千円、消耗品費66千円 一般会計へ1千円充当 【歳入予算】67千円</p> <p>2 登録調査員事務</p> <p>【登録調査員数】12名(定数) 【研修会】 該当なし 【登録調査システム】登録調査員の調査履歴・表彰履歴をエクセルにより管理 【表彰】 (町) 該当なし 【歳出予算】67千円(需要費67千円) 【歳入予算】67千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査</p> <p>【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁・字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>2 登録調査員事務</p> <p>【登録調査員数】8名(定数は15名) その他に町統計調査員登録制度要綱による調査員あり。 &lt;町登録調査員数：約65人&gt; 【研修会】 該当なし 【登録調査員システム】 該当なし 【表彰】 町政功労者 調査員歴20年以上 予算については、1・2合算で 【歳出予算】71千円(旅費8千円、需用費58千円、役務費5千円) 【歳入予算】71千円(県交付金)</p>	<p>1 県委託統計調査</p> <p>【目的】 神奈川県条例に基づく以下の調査を実施することにより、各種行政施策の基礎資料とする。 神奈川県人口統計調査 目的：常住人口を明らかにし、各種行政及びその他の事務に処する。</p> <p>調査事項 男女別人口、世帯数、出生・死亡者数 市町村別転出入者数等 神奈川県年齢別人口統計調査 目的：毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。 調査事項：出生者数、出生年別の死亡者数、転出入者数(男女別)等 神奈川県市区町村内町丁・字別人口集計 目的：各市区町村内の人口を地域別(町丁・字別)に明らかにし、各種行政施策及びその他の事務に処する。</p> <p>【歳出予算】 62千円(旅費18千円 需用費44千円) 【歳入予算】 61千円(県市町村統計事務交付金)</p> <p>2 登録調査員事務</p> <p>【登録調査員数】4名(定数) 【登録調査員システム】登録調査員の調査・表彰履歴等をエクセルにより管理</p>	<p>【課題】 ・表彰の選考基準の相違 相模原市と津久井町で表彰の選考基準が異なっている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	企画部会	文化国際課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
7	文化行政推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	生涯学習課・企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	20,826千円	5千円	5千円	1,045千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	1,000千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等・補助金/交付金等			補助金/交付金等		
事務事業の別				特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 豊かで彩りのある市民文化を創造していくため「新世紀さがみはらプラン」や文化振興の指針である「さがみはら文化振興プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら 相模原市が21世紀において、新たなさがみはら文化を全国、世界に発信する事業として推進するもの。（相模原市共催事業） ・相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら実行委員会への補助金の交付 19,500,000円 優秀映画鑑賞推進事業 東京国立近代美術館フィルムセンターで保存している数々の名画の鑑賞を通じ、映像文化の振興を図り、市民文化の向上に寄与する。 ・優秀映画鑑賞会映写機使用料及び会場使用料 462,000円 相模原市邦舞三曲連盟への補助金の交付 相模原市邦舞三曲連盟に対して補助金を交付し、市民文化の向上に寄与する補助事業の推進を図る。 ・相模原市邦舞三曲連盟補助金 36,000円 公共施設使用料 ・フォトシティさがみはらなどの事業を行なうにあたっての公共施設使用料 728,000円</p>	<p>【目的】 個性ある地域文化の創造をめざして「新総合計画しるやま21プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円</p>	<p>【目的】 芸術文化振興を支援するとともに、地域文化の向上をめざして「第二次新津久井町総合計画」に基づき、文化行政の総合的な企画及び推進を行なう。</p> <p>【内容】 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している。</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 5,000円</p>	<p>【目的】 美しい郷土の自然を愛護し伝統文化の保護・伝承と人間性豊かな芸術文化活動の推進を図る。</p> <p>【内容】 文化活動に対する住民参画の場と発表の機会の設定 多彩な文化的事業の推進と団体、グループの育成 文化行政の課題、施策、推進方法等を検討し、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、文化行政の一層の推進を図るため、県市町村文化行政研究会議に参加している</p> <p>【負担金】 県市町村文化行政研究会議負担金 10,000円</p> <p>【企画財政課】 予算額 1,035千円</p> <p>根拠法令等 相模湖町かおる文化とうるおいの町づくり基金及び管理に関する条例 一般財源 35千円 特定財源 1,000千円（基金繰入金）</p> <p>目的 町民参加による文化活動や活性化事業を推進し、相模湖町から補助金を交付を受けていない団体に対して、事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付する。</p> <p>事業内容 ・町おこし事業 ・コミュニティ活動 ・人づくり事業 広報で募集し、上記の活動団体に事業の一部を補助する。</p> <p>補助金の決定 かおる文化とうるおいの町づくり事業推進委員会に諮問し、適当と認められた団体に対して交付する。</p>	<p>【課題】 ・各地域における文化芸術の尊重 ・相模湖町の「かおる文化とうるおいの町づくり基金」の取扱い</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を十分に尊重するものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 相模原市民文化財団経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	465,038千円					
根拠法令等	民法第34条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 財団法人相模原市民文化財団寄附行為					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の支援、文化情報の収集提供等の幅広い事業を実施する財団法人相模原市民文化財団に対し、事業費及び法人運営に係る経費の助成を行う。</p> <p>【助成の内容】 1.市民文化財団事業費補助金 145,284千円 (内訳) ・生活文化・芸術文化事業費 73,034千円 ・文化情報収集提供等事業費 72,250千円 2.市民文化財団運営費負担金 319,754千円 (内訳) ・法人運営費、固有職員人件費等 181,753千円 ・市派遣職員人件費等 138,001千円</p> <p>【財団法人相模原市民文化財団】 1.設立年月日 平成元年4月28日 2.設立者(設立代表者) 相模原市 3.所在地 相模原市相模大野4丁目4番1号 4.基本財産 100,000千円(全額相模原市出資) 5.設立目的 市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与する。 6.役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 10人以上15人以内 監事 2人 7.組織及び職員数(H16.5.1現在) 市派遣職員13人 固有職員10人 嘱託13人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま存続する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 相模原市民文化財団経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>(内訳)</p> <p>事務局長 1人(市)</p> <p>総務課 5人 (市3人、固有2人)</p> <p>事業課 9人 (市4人、固有3人、嘱託2人)</p> <p>相模原市文化会館5人 (市1人、固有2人、嘱託2人)</p> <p>社のホールはしもと6人 (市2人、固有1人、嘱託3人)</p> <p>相模原市民会館6人 (市2人、固有1人、嘱託3人)</p> <p>相模原南市民ホール4人 (固有1人、嘱託3人)</p> <p>8.事業概要 市民各層の多様な観賞要求に応えるため、各文化施設の規模、特性を生かした多彩な事業を実施し、舞台芸術の鑑賞機会の提供を行う。 ワークショップ等市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会を提供することで、市民の自主的な文化活動を支援し活性化を図る。 各文化施設の利用案内、公演情報等を情報誌やホームページなどを通じて、市民等に情報提供する。 市内の文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で行うことができるよう、施設の管理運営を行う。 ・相模原市文化会館 ・社のホールはしもと ・相模原市民会館 ・相模原南市民ホール</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 文化施設管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	692,391千円	3,626千円				
根拠法令等	相模原市立文化会館条例、相模原市立社のホールはしもと条例、相模原市立市民会館条例					
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	157千円	293千円				
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民文化の向上及び振興を図るため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供や市民文化活動の拠点である文化施設が、利用者に最良の状態で利用できるよう施設の維持管理及び運営に努める。</p> <p>【施設名】 1.相模原市文化会館 2.社のホールはしもと 3.相模原市民会館 4.相模原南市民ホール</p> <p>【事業内容】 1.施設の管理運営業務(財団法人相模原市民文化財団に委託) 2.施設賠償責任保険料の支払 3.「社のホールはしもと」賃借料等の支払</p> <p>【主な委託業務の範囲】 1.施設の利用承認申請受付に関する業務 2.施設の維持管理に関する業務(清掃・舞台操作管理・設備保守点検・機械警備・環境衛生・備品の管理業務等)</p> <p>【利用料金】 施設ごとのホールの一日の基本利用料金は次のとおり 1.相模原市文化会館 平日 215,000円 土・日・休日 284,000円 2.社のホールはしもと 平日 80,000円 土・日・休日 107,000円 3.相模原市民会館 平日 86,000円 土・日・休日 113,000円 4.相模原南市民ホール 平日 28,000円 土・日・休日 38,000円 なお、施設の利用料金は施設管理者の収入となる利用料金制度を導入しているため、予算編成時に利用料金収入見込額を委託料から差引く。</p> <p>【ホールの利用実績】(平成15年度) 1.相模原市文化会館大ホール 208件 267,078人 2.社のホールはしもとホール 197件 64,613人 3.相模原市民会館ホール 207件 148,862人 4.相模原南市民ホール 229件 45,626人</p>	<p>【目的】 町民の多様な芸術文化活動や文化的交流を促進するため、その拠点となる文化施設等の整備について検討する。</p> <p>【内容】 ・水源地域文化交流促進施設可能性調査業務委託 3,000千円 町民要望の高いホールを備えた文化施設の整備について、現状の財政状況を踏まえ、既存施設、用地、規模など様々な面を検証し、実現化方策を見出す。</p> <p>・取得済用地の管理 333千円 中央公園計画に基づき取得した文化センター建設用地の管理 (2筆 944.93㎡)</p> <p>・文化センター等建設事業基金の管理 平成5年に基金を設置し、文化センター等建設事業に充当するため積み立てている。 平成15年度末現在高 448,688千円 平成16年度末残高見込 448,981千円</p>	<p>該当なし</p> <p>・各地域センターについては、各支所等が管理、運営。 (市民部会の「地域センターの管理運営事業に記載)</p> <p>・文化福祉会館については、生涯学習課が管理、運営。 (生涯学習部会の事業として記載)</p>	<p>生涯学習部会生涯学習課事務事業番号29「県立相模湖交流センターの管理・運営に関すること」に別掲</p>	<p>【課題】 ・城山町における施設建設計画及び「文化センター等建設事業基金」の取扱い ・各施設の管理運営体制</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、施設の新設計画については、合併後も引き続き検討するものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 文化施設管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【相模原市民文化財団の概要】</p> <p>1.目的 相模原市民文化の向上及び振興に関する事業を行うとともに、市民の自主的、創造的な文化活動の促進を図ることにより、いきいきとした市民文化の創造に寄与することを目的とする。</p> <p>2.役員 理事長 1人 副理事長 2人 常務理事 1人 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内 監事 2人</p> <p>3.基本財産 100,000千円（全額相模原市出資）</p> <p>4.職員数（H16.5.1現在） 市派遣職員13人 固有職員10人 嘱託13人</p> <p>【特定財源】</p> <p>1.名称 貸付業者電気料等収入 2.内容 食堂・売店・自販機等の実費負担金 3.金額 157千円</p> <p>【その他】 平成18年4月に指定管理者制度へ移行予定</p>					

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 国際交流事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	16,043千円		2,225千円			
根拠法令等						
会計の種類	一般会計		一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	200千円		0千円			
関係団体・慣行			公共的団体			
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 友好都市交流(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、相模原市は1985年に中国江蘇省無錫市と、1991年にカナダ旧スカゴロー市(現・トロント市)と友好都市を締結した。</p> <p>【事業概要】 無錫市 相互友好訪問、研修生の受入れ、友好都市締結20周年記念事業の実施(平成17年度)等 トロント市 相互友好訪問等</p> <p>2. 市国際化推進事業支援金</p> <p>【目的】 市内の市民団体に対し、国際理解と国際協力を促進するため、市が市国際化推進事業支援金を交付し本市の国際化の推進を図っている。</p> <p>【事業概要】 友好都市交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて本市の友好都市を訪問する場合に交付 市内在住者1人につき5000円、1事業10万円以下 15年度交付実績 0件 0円 国内交流事業 市民団体が教育、文化、スポーツ等を通じて国外諸都市から招聘する訪日団又は外国籍の相模原市民と交流する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 15年度交付実績 2件 284000円 国際協力事業 市民団体が国外の開発途上地域へ物的支援又は人的支援を目的として実施する事業及び国内の留学生を支援する事業に交付 1事業につき事業費の1/3以内で15万円以下 15年度交付実績 2件 300000円</p> <p>3. 市内在住外国支援(相模原市国際化推進委員会委託事業)</p> <p>【目的】 外国人と共に住みよい環境づくりを推進するため日常生活に必要な情報の提供を行っている。</p> <p>【事業概要】 日本語教授法講座の開催 通訳ボランティア派遣 外国語版暮らしのガイドブック作成</p>	該当なし	<p>1. 友好都市交流</p> <p>【目的】 世界に開かれた地域社会づくりをめざし、世界各都市との幅広い国際交流・国際協力を進めることを目的に、津久井町は1991年にカナダ・トレイル市と友好都市を締結した。</p> <p>【事業概要】 トレイル市 相互友好訪問</p> <p>2. 国際交流推進団体支援事業</p> <p>【目的】 町内の町民団体に対し、国際理解と国際協力を促進するため、町が国際交流推進団体支援金を交付し本町の国際化の推進を図っている。</p> <p>【事業概要】 国際交流推進団体補助 津久井国際交流の会への補助 補助金額 200,000円(平成16年度から) 団体の活動内容 (1) 町の国際交流事業の支援 (2) 町民との交流会の開催 (3) 在日外国人との交流事業の開催 (4) 講演会及び報告会の開催</p> <p>3. 財源 津久井町ふるさと文化振興基金を充当</p>	該当なし	<p>【課題】 ・トレイル市との友好都市交流の継続の検討及び交流の形態について ・支援金事業の交付基準の統一 ・民間交流団体の在り方の検討</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、トレイル市との交流については、トレイル市の意向を確認し、新市に引き継ぐものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
11	国際交流ラウンジ管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	22,398千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【さがみはら国際交流ラウンジ設置の目的】 地域の国際化や国際理解を推進するため、外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」を設置した。同所は、市が設置、管理し、ボランティアを中心とした「さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会」が運営を行っている。</p> <p>【設置場所及び規模】 相模原市鹿沼台1丁目9番15号 神奈川県企業庁「プロミティふちのペビル2階」 160.2平方メートル</p> <p>【さがみはら国際交流ラウンジの施設】 (1) 談話室 (2) 会議室 (開所時間) ラウンジの開所時間は、午前10時から午後8時50分までとする。(ただし、日曜日は午後6時まで) 毎週木曜日休み、12月28日から1月3日休館</p> <p>【国際交流ラウンジ運営委員会の概要】 国際交流ラウンジの運営方針などを協議、検討、運営する機関として、ラウンジに関わる国際交流関係団体から選任された者、ラウンジスタッフ・各部会(6部会)等の代表、財団法人神奈川県国際交流協会職員及び相模原市職員の20人程度の委員をもって組織している。</p> <p>【ラウンジ事業内容】 現在、次の6部会を中心に様々なボランティア事業を自主的な活動計画を基に継続運営している ・事業部 ・広報部 ・情報部 ・通訳・翻訳会 ・防災プロジェクト ・地域国際理解プロジェクト *時代の要請に応じて、総合学習や災害時の外国人支援(平成13年4月に市と防災協定を締結)などに対応するため、自発的に各種プロジェクトチームを作って活動している。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま存続する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 銀河連邦サガミハラ共和国事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	文化国際課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	10,045千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 文部科学省（旧）宇宙科学研究所の研究施設のある3市2町がユーモアとパロディで連邦国家を組織し、共和国相互に経済、教育、文化、福祉等、多様な交流を通じて地域間のコミュニティの醸成・活性化を図る。</p> <p>【概要】 建国日：昭和62年10月20日 建国趣旨：銀河連邦を構成する各共和国と連携し、宇宙平和の一翼を担うとともに人々の笑顔あふれるユートピアの創造を目指す。</p> <p>【組織】 サガミハラ共和国の行政を担当するため各府省を置き、それぞれの担当課が業務にあたる 大統領府、国務省、通商産業省・農業水産省、教育文化省</p> <p>【主な事業内容】 1. 銀河連邦サミット・フォーラムへの開催 2. 各共和国行事への特使派遣 3. 市民まつり等への各共和国首脳招待 4. 銀河連邦物産展や物産幹旋などを通じての物産交流の実施 5. 銀河連邦子ども留学交流事業への参加 6. 宇宙科学啓発事業「宇宙学校」の開催 7. スポーツを通じての各共和国との交流事業の実施</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま存続する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 文化国際課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 国際交流基金の運用管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	文化国際課	総務課	総務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	100千円					
根拠法令等	相模原市国際交流基金条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	100千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【背景及び目的】 世界各国の相互依存関係が深まる中、地域社会においても急速な国際化時代を迎え、本市においても「世界に開かれた地域社会の形成」を国際化施策とし、友好都市や海外諸都市の人々と市民の方々との交流をはじめ、芸術、文化での交流、在住外国人への支援など、様々な分野での活動を展開しているが、今後、市民の方々を主体とする国際交流をさらに推進するためには、継続的で安定的な環境づくりが必要と考え、平成6年4月に相模原市国際交流基金を設置した。</p> <p>【概要】 当該基金は、本市の積立金と市民の皆様や団体、企業などからの寄付金を原資として積立て、その運用益を利用して広範で多様な活動を財政的に支援することによって、本市の活動を一層推進するものである。</p> <p>【活用状況】 国際交流基金の運用額については、国際交流事業経費・国際交流ラウンジ事業経費の一部として国際化推進事業支援金などに活用している。 平成13年度寄付金実績 2件 計150,000円 平成14年度寄付金実績 1件 計100,000円 平成15年度寄付金実績 3件 計204,196円 寄付金累計 31件 9,320,963円 (平成16年5月現在) 5月27日現在の基金総合計 249,270,963円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま存続する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 男女共同参画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 男女共同参画に関する事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	12,873千円	123千円	0千円	152千円		
根拠法令等	男女共同参画社会基本法 さがみはら男女共同参画推進条例	男女共同参画社会基本法 男女共同社会づくり推進委員会設置要綱 神奈川県、県内市町村及び民間活動団体の協働による女性の暴力に対する緊急一時保護事業実施要綱	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法 男女共同参画プラン		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	500千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	一般市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 男女がともにその個性と能力を發揮できる社会の実現をめざし、男女共同参画推進条例に基づき基本計画の総合的、効果的な推進を図る。また、市民とのパートナーシップのもと、男女共同参画に関する啓発等の事業を実施する。</p> <p>【内容】 男女共同参画審議会の開催 ・市民、学識経験者等により男女共同参画の推進に関わる審議を行う。 786千円</p> <p>男女共同参画専門員の設置 ・男女共同参画の推進や、関連する市の施策についての意見・苦情のほか、男女共同参画に関連する人権侵害についての相談などに対して調査をし、関係機関や関係者に、助言・是正の要望等を行う。 1,905千円</p> <p>ドメスティック・バイオレンス防止等事業 ・顕在化、深刻化するDVに対応するため、防止に向けた啓発等を実施する。また、被害者を一時的に保護する施設(シェルター)を運営する民間団体に助成をす。 5,300千円</p> <p>さがみはら女と男のいきいきフォーラム等講演会の実施 ・さがみはら女と男のいきいきフォーラムの開催 ・さがみはらウィメンズカレッジの実施 1,298千円</p> <p>情報誌等の発行(男女共同参画に関する市民意識の啓発を図るため、情報誌等を発行する。) ・情報誌「と・も・に」(年3回・各8,000部) ・ハンドブック「お父さんといっしょ」 ・啓発用冊子 2,700千円</p> <p>【特定財源】 人権啓発活動委託金 法務省 500千円</p>	<p>【目的】 男女共同社会づくり行動プランに基づき、社会のあらゆる分野に女性と男性が共同で参画する男女共同参画社会の実現をめざし、女性施策を総合的、効果的に推進する。</p> <p>【内容】 男女共同社会づくり推進委員会の開催 ・町民、学識経験者等により男女共同社会づくり行動プランの推進に関わる審議を行う。 18千円</p> <p>男女共同参画支援事業 ・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 65千円</p> <p>1市4町男女共同参画啓発事業 ・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。 40千円</p>	<p>【目的】 男女共同参画社会の実現に向け、町民意識の向上を図るとともに、夫・パートナー等からの暴力により人権侵害を受けている女性の救済を図る。</p> <p>【内容】 1市4町男女共同参画啓発事業 ・相模原市と津久井郡4町の共催による1市4町男女共同参画フォーラムを開催する。 48千円</p> <p>緊急一時保護事業 ・民間活動団体と協定を締結し、DV被害者の緊急一時保護事業を実施する。 130千円</p> <p>【負担金】 緊急一時保護施設分担金 130千円 (入所1件:65千円 平成15年度実績0件)</p>	<p>【目的】 男女共同参画プランに基づき、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、その実現に向けて啓発活動を推進する。</p> <p>【内容】 男女共同参画開催費 70千円 ・フォーラム開催費 70千円 ・シェルター運営費負担金 65千円 ・協議会だよりの発行費 17千円</p>	<p>【課題】 各市町で男女共同参画施策の推進状況が異なることから、男女共同参画に関する住民の意識を十分に把握する必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 男女共同参画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 8	事務事業名 男女共同参画推進センター管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	男女共同参画課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	35,085千円					
根拠法令等	相模原市立男女共同参画推進センター条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	4,607千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 男女共同参画を推進する活動拠点として、女性にも男性にも、あらゆる世代に開かれた施設として、新たなパートナーシップの創造を目指し、センター事業体系に基づき具体的な事業を推進する。</p> <p>【内容】 指定管理者による管理運営(センターで行う男女共同参画を推進するための事業並びに、管理運営を指定管理者に委任する。) ・NPO法人男女共同参画さがみはらへ委託 22,775千円</p> <p>女性相談員による女性のための相談事業 ・ソレイユさがみ女性相談室において、相談事業を実施する。(一般相談、専門相談) 11,069千円</p> <p>調査研究事業の実施 ・女性を取り巻く諸問題の解決や男女平等意識の醸成に向けた取り組みを進めるため、市民の主体的で自由な発想に基づく調査・研究活動に対する助成を行う。 330千円</p> <p>【男女共同参画推進センター使用料】 使用料 セミナールーム使用料 5,898千円... うち減免見込額 1,474千円... (25%) 個人利用分 183千円... - + = 4,607千円(収入見込)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま存続する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		渉外課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
6	平和思想普及啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	渉外課	総務課	総務課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	3,867千円	190千円	0千円	20千円		
根拠法令等	なし	なし				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	慣行	慣行	慣行	慣行		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和都市宣言」の趣旨に基づく、平和思想普及啓発のため、関連事業の開催等を行う。</p> <p>[核兵器廃絶平和都市宣言] 昭和59年12月に、非核三原則の遵守及び全ての核兵器廃絶、世界の恒久平和を願い都市宣言をした。</p> <p>【内容】 1 「市民平和のつどい」の開催 [目的] 核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づく、平和思想の普及啓発を図るため、「市民平和のつどい」を開催する。 [内容] (1)市民平和フォーラム (2)平和映画の上映 (3)平和写真展 (4)被爆等戦争体験者のおはなし (5)平和パネル巡回展 [主催] 相模原市 [企画・立案・運営] 「市民平和のつどい」実行委員会 [予算] 3,600千円</p> <p>2 日本非核宣言自治体協議会総会(長崎)及び平和祈念式典(広島)に職員を派遣 [予算] 152千円</p> <p>3 平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金 日本非核宣言自治体協議会分担金 60,000円 日本非核宣言自治体協議会総会参加負担金 5,000円 核兵器廃絶平和行進賛助金 10,000円 原水爆禁止相模原地区平和行進奨励金 10,000円 原水爆禁止世界大会賛助金 10,000円 反核・平和の火リレー奨励金 10,000円 神奈川核禁会議への被爆者救援賛助金 10,000円</p>	<p>【概要】 「非核平和都市宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、平和のつどいの開催などを行う。</p> <p>[非核平和都市宣言] 昭和60年12月に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 「平和のつどい映画会」の開催 [目的] 非核平和都市宣言の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため開催する。 [内容] 平成15年度 「えっちゃんの戦争」の上映 平成15年7月24日 (午前・午後の部の計2回上映) [予算] 190千円</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和60年8月6日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>【内容】 1 近年、具体的事業の実施なし</p>	<p>【概要】 「核兵器廃絶平和宣言」の趣旨に基づく、恒久平和への意識の高揚を図るため、啓発活動に努める。</p> <p>[核兵器廃絶平和宣言] 昭和61年9月22日に、非核三原則を堅持し、永久に平和都市であることを宣言した。</p> <p>平和関連団体等の負担金、補助金及び交付金 日本非核宣言自治体協議会分担金 20,000円</p>	<p>【課題】 事業内容及び進め方に若干の差異があるため、調整が必要である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 渉外課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 基地対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	渉外課	総務課	総務課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	9,397千円					
根拠法令等	日米安全保障条約 日米地位協定 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 など					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	1,077,836千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	航空機騒音オンライン監視、基地交付金資産調査					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 市内米軍基地の返還の促進、厚木基地の米軍機による騒音の解消、基地周辺の生活環境の保全等を図る。</p> <p>【内容】 1 市内米軍基地の早期返還など基地対策 [内容] 市内の米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、早期の全面返還を基本として、特に必要などころについては、一部返還などにより早急に実現が図られるよう国や米軍対し、相模原市米軍基地返還促進市民協議会とともに要請している他、基地に起因する諸問題の解決に取り組んでいる。 (1) 相模総合補給廠の野積場及び北側部分の早期返還 (2) キャンプ座間の市道新戸相武台の共同使用区域の拡大及び外周道路部分の一部返還 (3) 相模原住宅地区の共同使用 (4) PCBなど基地内の廃棄物等の対策 (5) 市民生活に不安を与える演習・訓練等の禁止など</p> <p>[歳入予算] 施設区域提供事務委託費 450千円 [歳出予算] 1,871千円</p> <p>2 基地周辺の航空機騒音の対策 [内容] 厚木基地の航空機による騒音は、市民生活に大きな影響を及ぼしており、その対策として騒音計を設置して騒音測定を行うとともに、国や米軍対し、厚木基地周辺各市とともに要請活動等に取り組んでいる。 (1) 夜間連続離着陸訓練(NLP)の硫黄島での全面実施 (2) 訓練全般に伴う事前の情報提供 (3) 住宅防音工事助成対象区域の拡大 (4) NHKテレビ受信料助成制度の適用 など [航空機騒音オンライン監視システム] 市南部地域の4箇所に騒音計を設置し、航空機騒音を測定するとともに、測定機と渉外課をオンラインで結び、騒音把握把握及び騒音データ</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま存続する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 渉外課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 基地対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>の集計等を行っている。</p> <p>[歳入予算] 騒音調査委託費 386千円</p> <p>[歳出予算] 6,870千円</p> <p>3 基地交付金 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に伴う交付金 [基地交付金資産調査システム] 基地交付金の算定基礎となる基地内資産台帳調査のためのシステム。</p> <p>[歳入予算] 国有提供施設等所在市町村助成交付金 1,000,000千円 施設等所在市町村調整交付金 77,000千円</p> <p>4 基地関係連絡協議会等負担金、補助金及び交付金 [予算] 全国基地協議会負担金 295,000円 防衛施設周辺整備全国協議会負担金 12,000円 県基地関係市連絡協議会負担金 60,000円 県基地関係市連絡協議会視察費 168,680円 厚木基地騒音対策協議会負担金 70,000円 厚木基地関係8市連絡会議負担金 40,000円 県央地区渉外連絡委員会負担金 10,000円</p>					

市 民 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
11	地域市民まつり助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	経済課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	5,050千円					
根拠法令等	相模原市地域市民まつり等助成金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心のかよいあう明るいまちづくりを図るため、地域(原則として公民館区域とする)における市民まつりの開催を推進することを目的とする。</p> <p>【対象】 ふるさとづくりを目的とした地域市民まつり事業及びこれに類する事業。</p> <p>【助成を受ける団体】 助成事業を実施するために地域の人々によって構成された団体。 その他、市長が認めた団体。</p> <p>【助成額の内訳】 H16年度 1地区@ 250,000円 × 17地区 @ 400,000円 × 2地区(2公民館区) 計 5,050,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 津久井3町については、合併後に対象となる地域規模等の交付基準の見直しを行い事業を推進する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
15	ふれあい広場事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	42,083千円					
根拠法令等	相模原市立ふれあい広場条例 相模原市立ふれあい広場施行規則 相模原市立ふれあい広場要綱 相模原市立ふれあい広場管理要綱 相模原市立ふれあい広場設置基準 相模原市広場基金条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域住民のコミュニティ活動を促進するための場として、軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等、子どもからお年寄りまでが自由にかつ多目的に利用できる「ふれあい広場」を、1公民館区に2箇所設置する計画で整備を進める。</p> <p>【広場設置数】 30箇所</p> <p>【整備施設】 防球ネット、園内灯、清掃用具保管庫、水飲み場、便所等の附帯設備及び植栽程度</p> <p>【管理方法】 広場の清掃や維持管理、利用調整など、維持管理に関することは、地域で組織する「広場管理運営委員会」に委託している。</p> <p>【予算の内訳】 維持管理費 5,194千円 維持補修費 3,139千円 整備費 33,750千円</p> <p>広場用地取得事業の円滑な執行を図るため、相模原市広場基金を設置している。</p> <p>【基金の額】 20億円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。  ただし、津久井3町への設置については、合併後に設置基準の見直しを行い設置を進めるものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 防災資機材整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	259千円					
根拠法令等	地域防災計画 避難所運営マニュアル					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 発災時の避難場所の開設、運営を自主防災組織や避難者等が迅速に進められるよう、開設に必要な用紙類、筆記用具、その他必要な資材、消耗品等を避難所倉庫に保管し、3年毎に更新するもの。</p> <p>【更新する倉庫数】 星が丘小学校他26小中学校倉庫(対象倉庫設置数 80箇所)</p> <p>【更新物品の種類】 マジック・セロハンテープ・布テープ・乾電池・鉛筆・カッターナイフ</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 出張所維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	4支所	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	181,499千円		35,913千円			
根拠法令等	相模原市出張所設置条例		津久井町支所等設置条例			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 出張所(橋本出張所及び大野南出張所を除く)の維持管理及び施設修繕に関する事。</p> <p>【施設名】 大野北出張所 大野中出張所 大沢出張所 田名出張所 上溝出張所 麻溝出張所 新磯出張所 相模台出張所 相武台出張所 東林出張所</p>	該当なし	<p>【内容】 支所(中央出張所を除く)の維持管理及び施設修繕に関する事。</p> <p>【施設名】 串川支所 鳥屋支所 青野原支所 青根支所 中央出張所</p>	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 20	事務事業名 市民健康文化センターの管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課・(広域行政組合管理課)	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	422,436千円	10,377千円				
根拠法令等	相模原市立市民健康文化センター条例及び相模原市立市民健康文化センター条例施行規則	津久井郡広域行政組合青山健康会館条例津久井郡広域行政組合青山健康会館条例施行規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	利用料金制度により計上せず	10,377千円				
関係団体・慣行	一部事務組合等	公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の健康保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設として、また、開かれた市民相互の交流の場として設置する。</p> <p>【施設の概要】 管理運営委託先(両健康文化センターとも) (財)相模原市都市整備公社 (市民健康文化センター) ・所在地 麻溝台1,872番地1 ・敷地面積 7,986㎡ ・建築面積 4,079㎡ ・延床面積 6,261㎡ ・構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上2階</p> <p>1階 プール室 浴室 食堂、喫茶、売店 ふれあい広場 集会室</p> <p>2階 大広間 和室 茶室 講習室 トレーニング室</p> <p>3階 ミニゲートボール場</p> <p>・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴室 午前10時30分～午後4時 ミニゲートボール場 午前9時～日没時</p> <p>その他の施設 午前9時～午後10時</p> <p>・利用実績(平成15年度) プール 109,573人 浴室 72,348人 その他 90,611人 (合計) 290,795人</p> <p>(北市民健康文化センター) ・所在地 下九沢2,071番地1 ・敷地面積 9,076㎡ ・建築面積 4,454㎡ ・延床面積 9,069㎡</p>	<p>該当なし (津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【事業目的・内容】 津久井郡広域行政組合青山健康会館は地域振興環境対策事業の一環で、住民の健康の保持及び増進に寄与する施設として、津久井町が同時に設置した地域センター(西青山会館)と棟を併合して設置した。 運営は、津久井郡広域行政組合が行い、受付・清掃等の業務を地元自治会に委託している。</p> <p>【施設の概要】 開館年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積(全体) 289.43㎡ うち青山健康会館 142.69㎡ 開館時間 12:00～17:00 (西青山会館) 9:00～17:00 利用実績(平成15年度) 9,048人</p> <p>【平成16年度予算】 光熱水費 3,132千円 浄化槽・ボイラ等点検手数料 1,397千円 管理業務委託料 4,673千円 その他 1,175千円</p> <p>【基金】 青山健康会館基金 252,625,525円 (平成16年4月1日現在)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 20	事務事業名 市民健康文化センターの管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上3階 地下1階 駐車場 1階 プール室 レストラン 展示コーナー 2階 障害者プール 娯楽室 談話室 多目的会議室 講習室 3階 浴室 大広間 ・開所時間 プール 午前9時30分～午後8時 浴室 午前10時30分～午後4時 その他の施設 午前9時～午後10時 ・利用実績(平成15年度) プール 189,027人 浴室 67,169人 その他 54,375人 (合計) 310,571人					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 斎場の管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	環境防災課	環境課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	236,546千円					
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 相模原市営斎場条例 相模原市営斎場条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	50,083千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	住民オンライン 財務会計オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火葬場及び葬儀施設等の運営管理</p> <p>【事業内容】 死体及び死産児等の火葬、葬儀施設等(式場及び霊安室)の使用許可</p> <p>【主な施設】 火葬炉 12基 収骨室 3室 葬儀式場 2室(大式場110人、小式場80人) 霊安室 1室(4基) 待合室 7室(和室6室、洋室1室) 式場控室 2室(和室) 駐車場 約140台</p> <p>【事業実績】 平成15年度 火葬 12歳以上 3,415体(市内2,999体、市外416体) 12歳未満 40体(市内 36体、市外 4体) 死胎児 163体(市内 165体、市外 48体) 改葬 5件(市内 5件、市外 0件) 身体の一部 35件(市内 22件、市外 13件)</p> <p>式場 大式場 通夜 305件(市内 303件、市外 2件) 告別式 305件(市内 305件、市外 0件) 小式場 通夜 304件(市内 304件、市外 0件) 告別式 304件(市内 304件、市外 0件) 霊安室 111件 344日(市内)</p> <p>【開場等時間】 火葬棟 午前9時から午後5時 式場棟 午前8時30分から午後9時 予約受付 無休 24時間対応</p> <p>【休場日】 1月1日～3日及び管理上必要と認める日</p> <p>【休業日】 毎月第2友引の日</p> <p>【職員】 事務職2名、労務職2名、嘱託2名、非常勤1名</p> <p>【使用料】 財産使用料 538千円 斎場使用料 49,215千円 (内訳は事務事業番号7 斎場使用料を参照)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	市民部会	市民生活課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
23	地域センター管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	政策秘書課・町民課	企画政策室・町民課・4支所・出張所	総務課		
歳出予算額（平成16年度）			23,819千円			
根拠法令等			津久井町地域センター条例 津久井町地域センター条例施行規則			
会計の種類別			一般会計			
歳入予算額（平成16年度）			64千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			使用料/手数料等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1.地域センターの維持管理及び施設修繕に関すること。 2.非常勤職員の報酬の支払に関すること。 3.地域センターの運営及び諸経費に関すること。  【施設概要】 串川地域センター(串川支所併設) 開設年月日 平成3年4月1日 敷地面積 1,756.04㎡ 延床面積(全体) 1,167.08㎡ うち地域センター 992.98㎡ 串川ひがし会館 開設年月日 平成8年4月20日 敷地面積 3,278.84㎡ 延床面積(全体) 597.97㎡ 西青山会館 (郡広域行政組合青山会館併設) 開設年月日 平成13年5月15日 敷地面積 889.34㎡ 延床面積(全体) 294.40㎡ うち会館 141.61㎡ 鳥屋地域センター(鳥屋支所併設) 開設年月日 昭和58年4月1日 敷地面積 3,131㎡ 延床面積(全体) 923㎡ うち地域センター 754㎡ 青根コミュニティセンター(青根中学校併設) 開設年月日 昭和61年4月1日 敷地面積 中学校敷地内 延床面積(全体) 332㎡ 中央地域センター(生涯学習センター併設) 開設年月日 平成9年4月15日 敷地面積 7,060.19㎡ 延床面積(全体) 1,542.34㎡ うち地域センター 88.14㎡ 三井会館 開設年月日 昭和60年4月1日 敷地面積 1,031.39㎡ 延床面積(全体) 312.59㎡ 小網地域センター 開設年月日 平成2年6月26日 敷地面積 973.96㎡ 延床面積(全体) 358.41㎡	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 市民生活課										
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了										
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整										
事務事業番号 23	事務事業名 地域センター管理運営事業												
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題								
【事務事業の内容】			<p>【平成16年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>報酬</td><td style="text-align: right;">1,344千円</td></tr> <tr><td>事務諸経費</td><td style="text-align: right;">10,834千円</td></tr> <tr><td>維持管理費</td><td style="text-align: right;">11,483千円</td></tr> <tr><td>運営委員会事業費</td><td style="text-align: right;">158千円</td></tr> </table> <p>【使用料・手数料の概要】 津久井町地域センター条例第7条に規定する営利目的の使用に伴う料金収入</p>	報酬	1,344千円	事務諸経費	10,834千円	維持管理費	11,483千円	運営委員会事業費	158千円		
報酬	1,344千円												
事務諸経費	10,834千円												
維持管理費	11,483千円												
運営委員会事業費	158千円												

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 24	事務事業名 広場設置費補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課・生涯学習課	環境課	総務課		
歳入予算額（平成16年度）		0千円	500千円			
根拠法令等		城山町コミュニティ施設等整備事業補助要綱	津久井町広場整備費補助金交付要綱 コミュニティと緑の環境づくり基金事業計画書			
会計の種類		一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円			
関係団体・慣行		公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 地域住民の心のふれあい、連帯意識の高揚等を図るため、地域住民自らが行うコミュニティ施設又は設備の整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 ・広場、児童遊園新設（1,000千円限度） 総事業費×1/2</p>	<p>コミュニティと緑の環境づくり基金</p> <p>【目的】 地域のコミュニティ組織の育成及び活動の拠点となる広場の整備費用を補助する。</p> <p>【内容】 自治会が5年以上地域の広場として無償で借り受け広場として整備する費用及び返還時の現状復帰に要する経費に対しそれぞれ50万円まで補助を行う。</p> <p>*平成15年度事業実績 ・三井自治会 50万円（ネット、水道等） ・大堀自治会 50万円（水道整備等）</p>	該当なし	<p>【課題】 ・補助金交付限度額の相違 城山町 1,000千円 （経費の1/2以内） 津久井町 500千円 ・施設規模の相違 城山町 150㎡以内 津久井町 規定なし</p>	<p>【調整方針】 合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課市民相談室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 相談事業（市民相談）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	23,274千円					
根拠法令等	相模原市広報広聴規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 市内3ヶ所に市民相談室を設け、市民の日常生活の悩みや心配ごとの相談を市民相談員が受けている。</p> <p>市民相談室(月～金) ・9:00～17:00 ・相談員 3名</p> <p>北市民相談室（第4月曜日を除く毎日） ・9:00～12:00、 13:00～16:00 ・相談員 2名</p> <p>南市民相談室(月～金) ・9:00～12:00、 13:00～16:00 ・相談員 2名</p> <p>*相談員は、市のOB等で非常勤特別職員。全市で15名。市民相談室6名、北市民相談室5名、南市民相談室4名が配置されている。週2～3日勤務。</p> <p>平成15年度相談件数 6,969件</p> <p>予算額 報酬15名×12月×129,300円＝23,274,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし 相談があったときに随時対応している。	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時においては、週1回程度各町で市民相談を開催し、相談需要の測定を行い3年を目途に相談場所、相談日、相談体制を確定する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課市民相談室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 相談事業（法律相談）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額（平成16年度）	9,979千円	672千円	670千円	181千円		
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 市民相談室 毎週火曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠18（弁護士3名×6枠） 第4木曜日 予約制 外国人法律相談 ・13:30～16:00 ・1枠40分 相談枠3枠（弁護士1名×3枠） としている。但し、外国人の相談が入らなかった場合、空いている枠は、1枠20分で日本人の予約を入れている。</p> <p>*他に、県の法律相談が第1・3木曜日に開催される。</p> <p>北市民相談室 毎週水曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠12（弁護士2名×6枠） 第4木曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>南市民相談室 毎週金曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分相談枠18（弁護士3名×6枠） 第2木曜日 予約制 ・13:30～16:00 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠）</p> <p>予算額 委託料 @22,837円×437回=9,979,769円 委託先は、横浜弁護士会。</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 役場別館相談室 毎月第1、第3火曜日 予約制 ・13:30～4:00（30分単位） 委託先 弁護士法人 谷口総合法律事務所 報償費 28,000円×2回×12月=672,000円</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 本庁舎1階相談室 第3水曜日 予約制 ・10:00～15:00 ・1枠30分 相談枠8（弁護士1名×8枠） 委託先 弁護士 水上淑子（町顧問弁護士）</p>	<p>【目的】 相続、離婚、借地・借家、金銭貸借など日常生活上の法律全般について、弁護士が相談を受ける。</p> <p>【内容】 相模湖交流センター 奇数月 月1回（年6回） 予約制 ・13:30～15:30 ・1枠20分 相談枠6（弁護士1名×6枠） 委託先は、澤野法律不動産鑑定事務所（町顧問弁護士） 需用費 1,000円 委託料 @30,000円×6回=180,000円</p>	<p>【課題】 ・開催回数の相違 相模原市 年間437回 3町 年間6～24回 ・委託先の相違 相模原市 横浜弁護士会 3町 町顧問弁護士等</p>	<p>【調整方針】 合併時においては、現行どおりとし、相談需要の測定を行い、3年を目途に開催回数、委託先の見直しを行う。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課市民相談室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 相談事業（特設相談）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	144千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市広報広聴規則					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民の相談の中で特に専門的な助言をするために各種の専門家による相談窓口を次のとおり開設している。</p> <p>【内容】 外国人相談 市政や日常生活に関する一般相談を外国人相談員が受け付ける。 市民相談室 中国語 水曜日 スペイン語 金曜日 ポルトガル語 金曜日 英語 第1・3水曜日 相談員 中国語3名 スペイン語2名 ポルトガル語2名 英語2名</p> <p>報酬 195日×@12,600円＝ 2,457,000円 相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00</p> <p>税務相談 土地売買、相続、贈与などの税金について税理士が相談を受ける。 予約制 市民相談室 第1・3月曜日 北市民相談室 第2月曜日 南市民相談室 第4月曜日</p> <p>登記相談 土地売買、相続などに伴う登記について司法書士が相談を受ける。 予約制 市民相談室 第4水曜日 北市民相談室 第1木曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 市民相談室 第2水曜日 北市民相談室 第3水曜日 南市民相談室 第1水曜日</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 市民相談室 第1・3金曜日</p>	<p>【目的】 町民からの国等に関する苦情や意見、要望等を受ける行政相談及び人権擁護に係る相談に応じる人権相談を開設している。</p> <p>【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 役場別館相談室（年4回開設）</p>	<p>町民の相談の中で特に専門的な助言をするために専門家による相談窓口を次のとおり開設している。</p> <p>行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 5月及び10月の第3水曜日 役場新分庁舎会議室（5月） 町生涯学習センター（10月）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 毎月第3水曜日（町内公共施設を巡回）</p>	<p>【目的】 町民の相談の中で行政相談、人権相談については相談窓口を開設している。なお、その他の相談については、随時各課で対応している。</p> <p>【内容】 行政相談 国、公庫、公団などの仕事についての意見や要望を行政相談委員が受ける。 概ね年6回（金曜日）</p> <p>人権相談 人権をおかされているなど、お困りのことや心配ごとを人権擁護委員が受ける。 概ね月1回（平成16年度は10回開設）</p>	<p>【課題】 相談項目の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時においては、現行どおりとし、相談需要の測定を行い、3年を目途に相談項目の見直しを行う。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 市民生活課市民相談室		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 10	事務事業名 相談事業（特設相談）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>北市民相談室 第4金曜日 南市民相談室 第2水曜日</p> <p>新築・増改築修理等の相談 市民住宅相談所(市内建設業者)が相談員。 市民相談室 第3木曜日 北市民相談室 第2木曜日 南市民相談室 第1木曜日</p> <p>交通事故相談(県交通事故相談員) 予約制 市民相談室 第1・3月曜日 南市民相談室 第1・3木曜日 相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00</p> <p>労働相談 労働・社会保険や労働条件などの相談を社会保険労務士が受ける。 市民相談室 第1水曜日</p> <p>行政書士相談 相続, 成年後見, 契約書, 官公署に提出する書類の作成などの相談を行政書士が受ける。 市民相談室 第3水曜日</p> <p>不動産相談 不動産取引や借地・借家契約に関する相談を宅地建物取引主任が受ける。 市民相談室 第2金曜日</p> <p>*新築・増改築・修理等の相談は、相談員に文具券により謝礼を払っている。その他の相談は、相談員が所属する団体の自主事業であるため市の謝礼等の負担はない。</p> <p>*相談時間の記載のない相談はの相談時間は、13:00~16:00。</p> <p>予算額 謝礼用文具券2人×36回×@2,000円 = 144,000円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課市民相談室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 人権擁護委員					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	550千円	100千円	150千円	83千円		
根拠法令等	人権擁護委員法	人権擁護委員法	人権擁護委員法	人権擁護委員法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 人権擁護委員数 17人 相模原市人権擁護委員会を組織している。 1、相模原市人権擁護委員会の活動内容 (1) 啓発活動 ・4月又は5月に開催される市民まつりに参加する。 ・主に6月、12月に広報さがみはらにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎及び南合同庁舎にて横断幕等掲出する。 (2) 相談活動 ・月に4回(特設相談を参照) ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。(北及び南相談室) (3) 研修活動 ・年度内2～3回程度、ビデオを使用した研修会を開催している。 ・行政相談委員と合同で視察研修(県内)を年1回開催している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・6月議会及び12月議会で提案している。 ・候補者は、公立学校長退職者や弁護士、自治会から選出される。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、485,400円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 5人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。 1、活動内容 (1) 啓発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加する。 ・人権週間中、役場別館にて懸垂幕を掲出する。 ・12月に街頭宣伝を実施する。 (2) 相談活動 ・年に4回(特設相談を参照) ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。(役場別館相談室) 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・任期満了前の議会で提案している。 ・候補者は、前任者と相談の上、公立学校長退職者等の中から推薦している。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、32,200円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 6人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 1、津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容 (1) 啓発活動 ・11月に開催される町民文化祭の会場及び12月に街頭にて啓発を実施する。 ・主に6月、12月に広報つくいで人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎にて横断幕等掲出する。 (2) 相談活動 ・月に1回(特設相談を参照) ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 (3) 研修活動 ・行政相談委員と合同で視察研修(県内)を年1回開催している。 2、人権擁護委員の候補者の推薦事務 ・年4回開催される定例議会で提案している。 ・候補者は、公立学校長退職者や地域の有識者を選出している。 3、相模原人権擁護委員協議会 ・分担金として、39,700円を支出している。</p>	<p>【内容】 人権擁護委員数 4人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している 【活動内容】 (1) 啓発活動 ・4月(やまなみ祭)・10月(ふれあい広場)に開催される町イベントに参加する。 ・広報さがみこにて人権擁護委員を周知する。 ・人権週間中、本庁舎にて立て看板、懸垂幕等掲出する。 (2) 相談活動 ・概ね月1回(特設相談を参照) ・6月1日の人権擁護委員の日に「特設相談所」を開設する。 (3) 研修活動 ・年度内2程度、ビデオを使用した研修会を開催している。 ・民生委員、行政相談委員と合同で視察研修を年1回開催している。 【人権擁護委員の候補者の推薦事務】 ・任期の3ヶ月前議会で提案している。 ・候補者は、地区割りをして議員と相談の上選出している。 【相模原人権擁護委員協議会】 ・分担金として、20,300円を支出している。  相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>	<p>【課題】 組織構成の相違 相模原市 人権擁護委員のみで構成 3町 行政相談委員と合同で構成</p>	<p>【調整方針】 合併により相模原市人権擁護委員会及び各町にある連絡会は、相模原人権擁護委員協議会と近似した組織になるため、合併時に廃止する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 市民生活課市民相談室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 行政相談委員					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課市民相談室	町民課	総務課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	54千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法	行政相談委員法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 行政相談委員数 8人 相模原市行政相談委員連絡会を組織している。 1. 相模原市行政相談委員連絡会の活動内容 (1) 啓発活動 ・4月又は5月に開催される市民まつりに参加 ・主に5月、10月に「広報さがみはら」で相談委員を周知(行政相談週間にあわせて) (2) 相談活動 ・月に3回(特設相談を参照) ・秋の行政相談週間の一環として「国県市合同行政相談」を実施 (3) 研修活動 ・人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を実施 ・東北ブロック自主研修会を実施 2. 行政相談委員の推薦事務 ・特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 3. 神奈川県行政相談委員協議会 ・分担金として48,000円を支出</p>	<p>【内容】 行政相談委員数 1人 城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会を組織している。 1. 活動内容 (1) 啓発活動 ・10月に開催される町もみじまつりに参加 (2) 相談活動 ・年に4回(特設相談を参照) (3) 研修活動 ・東北ブロック自主研修会を実施 2. 行政相談委員の推薦事務 ・特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 3. 神奈川県行政相談委員協議会 ・分担金として6,000円を支出</p>	<p>【内容】 行政相談委員数 1人 津久井町人権擁護委員等連絡会を組織している。 (委員が1人のため人権擁護委員と活動を展開) 1. 津久井町人権擁護委員等連絡会の活動内容 (1) 啓発活動(行政相談委員に関係する部分) ・11月に開催される町民文化祭の会場及び12月に街頭にて啓発を実施する。 ・主に5月、10月に広報つくいにて行政相談委員 (2) 相談活動 ・5月及び10月の第3水曜日(特設相談を参照) (3) 研修活動 ・人権擁護委員と合同で視察研修(県内)を実施 ・東北ブロック自主研修会を実施 2. 行政相談委員の推薦事務 ・特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦</p>	<p>【内容】 行政相談委員数 1人 相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会を組織している。 【活動内容】 (1) 啓発活動 ・4月(やまなみ祭)・10月(ふれあい広場)に開催される町イベントに参加する。 ・行政相談週間にあわせて、広報さがみこにて行政相談委員を周知する。 (2) 相談活動 ・概ね年6回(特設相談を参照) (3) 研修活動 ・民生委員、行政相談委員と合同で視察研修を年1回開催している。 ・東北ブロック自主研修会を実施 【行政相談委員の候補者の推薦事務】 ・特定の選出母体は無く、総合的観点から委員に相応しい候補者を選出し推薦 【神奈川県行政相談委員協議会】 ・分担金として、6,000円を支出している。  相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会へ町よりまとめて助成している。</p>	<p>【課題】 組織構成の相違 相模原市 行政相談委員のみで構成 3町 人権擁護委員との合同で構成</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 3町の行政相談委員は、相模原市行政相談委員連絡会に合流する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 戸籍住民課連絡所維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	683千円					
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 光が丘連絡所の施設維持管理のための経費</p> <p>【経費】 (683千円) ・需要費 433千円 ・役務費 116千円 ・委託料 134千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 日直代行員経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	8,009千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則、日直代行員服務要領	城山町職員服務規程	津久井町職員服務規程	相模湖町職員服務規程		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年未年始(12月29日から翌年1月3日)に市役所及び出張所に代行員を置いて、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 非常勤特別職 委嘱期間 1年間(4月1日～3月31日) 登録者数 54人(平成16年4月1日現在) 勤務時間 8:30～17:00 勤務場所 市役所本庁(年未年始のみ、土曜、日曜、祝日は休日窓口サービス員が実施) 出張所(大野南出張所は本庁同様年未年始のみ。土曜、日曜、祝日は休日窓口サービス員が実施) 「休日窓口サービス員」は同様の目的で職員課が任用しているもの 職務内容 戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火葬許可証、斎場火葬炉使用承認書及び火葬炉使用料免除決定通知書を交付すること。 行旅病人(死亡人)、変死人、棄児、迷子等に関する届出があったときは出張所長の指示をあおぐこと。 【財政的な影響額を把握するための基礎数値】 日直代行員報酬 1,273人×5,540円 =7,052,420円 日直代行員報酬(年未年始) 90人×8,160円=734,400円 日直代行員報酬(研修) 40人×5,540円=221,600円</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年未年始(12月29日から翌年1月3日)に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8:30～17:00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年未年始(12月29日から翌年1月3日)に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8:30～17:00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【目的】 住民サービスの向上を図るため、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年未年始(12月29日から翌年1月3日)に役場本庁において日直職員による、戸籍の届出等の收受事務を行なうもの。</p> <p>【内容】 身分 町職員 勤務時間 8:30～17:00 受付場所 役場本庁舎のみ 職務内容 戸籍に関する届(出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等)及び死産届の受領。 死体(胎)埋火葬許可証の発行。</p>	<p>【課題】 ・勤務体制の相違 相模原市は日直代行員(非常勤特別職) 城山町、津久井町、相模湖町は職員対応 ・報酬単価に違いがある</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 住居表示整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	都市計画課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	11,073千円	19千円				
根拠法令等	住居表示に関する法律 相模原市住居表示に関する条例	住居表示に関する法律・城山町住居表示実施要項				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)		0千円				
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【整備】</p> <p>目的 住所をわかりやすくするため、街区方式による表示に整備するもの。</p> <p>16年度整備地区 水郷田名地区</p> <p>地区の概要 およそ50ヘクタール 1000世帯</p> <p>事業費 9575千円</p> <p>付属機関 相模原市住居表示審議会</p> <p>町の区域及び町名について、市長の諮問に答申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 2年</li> <li>・委員(20名以内)</li> </ul> <p>関係行政機関の職員 学識経験のある者</p> <p>【維持管理】</p> <p>目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。</p> <p>対象 293町 6912街区</p> <p>付番件数 2800件(予定)</p> <p>事業費 1498千円</p>	<p>(整備)平成5年10月12日以降実施なし (維持管理)</p> <p>目的 住居表示実施区域について、街区表示板の更新及び新築建物の住居番号を付番するもの。</p> <p>対象 21町 359街区</p> <p>付番件数 100件(予定)</p> <p>事業費 19千円</p>	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務（統計、総括及び指導を含む）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則		津久井町行政組織及び事務分掌規則			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム		電算システム			
電算システム名	住基オンラインシステム、戸籍情報システム		住民記録システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内12箇所の出張所に対して、戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に係る指導と総括を行うことにより、事務の取り扱いの統一と円滑化を図る。また、市内の事務処理状況を把握するため、統計事務を行う。</p> <p>【内容】 (住民基本台帳、印鑑登録等に係る)窓口担当者を集めて窓口担当者会議を開催する。 年3回程度 場所(市役所本庁舎) 戸籍事務担当者を集めて、戸籍事務担当者会議を開催する。 年2回程度 場所(市役所本庁舎) 各出張所に事務処理状況報告書、及び(戸籍)事務処理実績報告書を提出させ、市内での事務処理件数の統計を出す。(毎月)</p>	該当なし(支所なし)	<p>【目的】 窓口等における事務取扱を正確かつ迅速に行うため、窓口で取扱う諸事務内容について共通理解を深め、本庁及び支所との連携を密にし市民サービスを図る。</p> <p>【内容】 町内4箇所の支所及び1箇所の出張所に対して窓口事務担当者を集めて窓口事務説明会を開催する。 (戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、(前記の他、税証明、老人保健医療事務等を同時に開催する。)) 年1回程度 場所 本庁 各支所及び出張所より毎月手数料及び件数表を提出させ、町内での事務処理件数の統計を出す。(毎月)</p>	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 外国人登録事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	207千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	外国人登録法	外国人登録法	外国人登録法	外国人登録法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	19,000千円	580千円	1,008千円	110千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム		
電算システム名	住民オンライン	住民オンライン	住民オンライン	住民オンライン		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 戸籍住民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行 各出張所、連絡所 外国人登録原票記載事項証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 3町の登録者を本庁電算システムに入力 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住民オンライン(NEC) 登録事項をすべて電算入力し、証明書はプリンターより出力。</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 19,000千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住民オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄、前住所、転出先、異動日、届出日、国籍のみを入力 外国人登録記載事項証明書は手処理</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 580千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録原票記載事項証明書の発行、外国人登録入力装置により 原票入力 各支所、出張所 取扱なし</p> <p>【必要経費項目】 登録者を相模原市電算システムに入力 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住民オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄、前住所、転出先、異動日、届出日、国籍のみを入力 外国人登録記載事項証明書は手処理</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 1,008千円</p>	<p>【目的】 外国人登録法第1条 この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 町民課 新規、引替、再交付、確認申請、変更登録申請受付、外国人登録証明書の発行</p> <p>【必要経費項目】 原票の居住地変更 職権変更登録報告書の作成</p> <p>【管理システム】 住民オンラインへ氏名、通称名、生年月日、性別、住所、世帯主、続柄、前住所、転出先、異動日、届出日、国籍のみを入力 外国人登録記載事項証明書は手処理</p> <p>【特定財源】 外国人登録事務委託金 110千円</p>	<p>【課題】 課題なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 原票管理は本庁での一元管理とし、各町で取扱う各種申請については、現行のサービス水準を維持する方向で調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
16	住民基本台帳カードの発行					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	3,890千円	1,021千円	1,032千円	78千円		
根拠法令等	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	1,500千円	50千円	50千円	15千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	住基カード発行関連システム	住基カード発行関連システム	住基カード発行関連システム	住基ネットシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。申請及び交付場所は戸籍住民課及び12出張所。即日交付はカード発行機が、戸籍住民課のみに設置のため、戸籍住民課にて処理。</p> <p>事業費の内訳 ・住基カード受付通知用厚紙 5千円 ・ICカード 2,853千円 ・カードプリンタリボン 147千円 ・住基カード用ケース 30千円 ・住基カード照会用封筒 58千円 ・住基カード発行関連機器リース料 797千円 住基カード交付実績(H15年度)1350件</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード NTTコミュニケーションズ ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【目的】 住民票の広域交付、転入転出の特例及び行政ICカードとしての独自利用、身分証明書として機能があるカードの交付</p> <p>【内容】 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。申請及び交付場所は町民課窓口。 ・即日交付は町民課に機器設置済みのため可能。</p> <p>事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 743千円 ・住基カード発行関連機器保守料 278千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード 凸版印刷株式会社 ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【内容】 住民基本台帳カードは、10年間有効のICカードであり、住民票の広域交付や転入転出の特例のほか、行政ICカードとして、市町村が独自に利用することも可能。 行政ICカードとしての独自利用は現在なし。申請及び交付場所は町民課。 即日交付可能。 事業費の内訳 ・住基カード発行関連機器リース料 953千円 ・住基カードプリンタリボン 79千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p> <p>【システムの概要】 住基カード発行関連システム ・システム全般 NEC ・カード 凸版印刷株式会社 ・プリンタ トッパンフォームズ</p>	<p>【内容】 町が独自の利用は現在なし。申請及び交付は町民課窓口。交付については、委託しているため、2週間程度かかる。 カード発行委託料 78千円</p> <p>【手数料の概要】 一枚 500円</p>	<p>【課題】 電算システム全般の統合 ・電算システム及び住民基本台帳カードの統一 電算システムについて、1市2町(相模原市、城山町、津久井町)は同機種(NEC)のシステムであるが、相模湖町のシステムが他機種(日本電子計算機機)</p> <p>住民基本台帳カード発行機の設置及び関連機器リース等の契約 ・相模湖町では、住民基本台帳カードの発行における事業を財団法人 地方自治情報センターへ委託している。</p> <p>1市2町はカード発行機等で対応</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 17	事務事業名 公的個人認証事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	196千円	240千円	221千円	0千円		
根拠法令等	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	88千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	鍵ペア生成装置システム	鍵ペア生成装置システム	鍵ペア生成装置システム	鍵ペア生成装置		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 電子証明書の発行等業務 ・公的個人認証機器保守委託締結 ・電子証明書の交付実績(平成15年度) 72件(取り扱い部署) ・鍵ペア生成装置が戸籍住民課のみに設置のため戸籍住民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 電子証明書の発行等業務 ・公的個人認証機器保守委託締結 ・電子証明書の交付実績(平成15年度) 8件(取り扱い部署) ・鍵ペア生成装置は町民課に設置</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【目的】 様々な行政手続きをインターネットで行えるよう、他人になりすまされず、データを改ざんされていないことを、行政機関が確認し、利用者が安心して手続きを行なう</p> <p>【内容】 公的個人認証機器保守委託 電子証明書の交付実績(平成15年度) 4件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため、町民課にて一括処理。</p> <p>【システムの概要】 鍵ペア生成装置及び窓口受付端末 ・保守 富士通ワイエフシー</p>	<p>【内容】 電子証明書の交付実績(平成15年度) 0件 取り扱い部署 ・鍵ペア生成装置が町民課のみに設置のため町民課にて一括処理。</p>	<p>【課題】 相模湖町のみ、公的個人認証機器の保守契約を締結していない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 18	事務事業名 埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認事務（身体の一部に係るものを除く）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課/環境防災課	町民課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	232千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律	墓地、埋葬等に関する法律		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別				中核市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可 市営斎場火葬炉使用承認	環境防災課所管事務 【内容】 改葬許可 【実績】 改葬申請2件（平成15年度） 町民課所管事務 【内容】 埋葬、火葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	【内容】 埋葬、火葬、改葬許可	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 19	事務事業名 死体解剖保存法第13条に規定する死体交付証明書の交付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法	死体解剖保存法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【内容】 死体解剖保存法第13条に基づき、死体交付証明書を発行する(死体交付証明書は墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす)	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
20	相続税法第58条に規定する通知事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相続税法	相続税法	相続税法	相続税法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム			
電算システム名	NEC戸籍情報システム	NEC戸籍総合システム	一部戸籍管理システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は戸籍総合システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する 帳票は一部戸籍管理システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍受付、当該システムにて作成した戸籍記載等関連事務を含み一部をシステムにより効率化を図る。</p>	<p>【内容】 相続税法58条により死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末日までに所轄税務署長に通知する</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 21	事務事業名 破産者、禁治産者、準禁治産者、成年被後見人及び犯罪人名簿に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令	内務省訓令		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム				
電算システム名	NEC戸籍情報システム	NEC戸籍情報システム				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は戸籍情報システムで管理、あわせて紙帳票も作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成(紙管理)</p>	<p>【内容】 内務省訓令第4号により禁治産者、準禁治産者名簿及び破産者名簿の整備義務及びそれに基づいた身分証明事務 帳票は台帳で管理、作成(紙管理)</p>	<p>【課題】 課題なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 戸籍住民課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 22	事務事業名 公職選挙法第11条第3項及び第29条第1項に規定する通知事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法	公職選挙法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する	【内容】 公職選挙法11条又は252条の規定により、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該市町村の選挙管理委員会に通知する。	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
23	人口動態調査					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	400千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令	人口動態調査令		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	3,500千円	22千円	25千円	10千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源		
電算システム名	NEC戸籍情報システム	NEC戸籍総合システム	一部戸籍管理システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出 帳票は一部戸籍情報システムで管理、作成</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	<p>【目的】 人口動態調査</p> <p>【内容】 出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につき人口動態調査票を作成、保健所へ提出。</p> <p>【特定財源の概要】 人口動態調査委託金</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 住民実態調査					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法	住民基本台帳法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。"</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民票の記載事項について、調査を行う。</p> <p>【内容】 住民からの届出が事実と反する疑いのある場合、他の行政機関から通知又は通報を受けた場合、既に関係各課の調査により、居住不明が判明している場合、職権削除申立書が出ている場合等、必要に応じて現地調査を実施し、職権で住民票を削除する。</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 26	事務事業名 自動車臨時運行許可					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	136千円		0千円			
根拠法令等	道路運送車両法 地方公共団体の手数料の標準に関する法令 相模原市手数料条例 自動車の臨時運行許可に関する規則		道路運送車両法 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 津久井町手数料徴収条例 自動車の臨時運行許可に関する規則			
会計の種類	一般会計		一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>臨時運行許可件数等(大野南出張所合算数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号標保有組数 345組</li> <li>・許可件数(H15年度) 4,103件</li> </ul> <p>事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車臨時運行許可申請書(証) (2部複写) 200冊</li> </ul>	該当なし	<p>【内容】</p> <p>臨時運行許可件数等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号標保有組数(自動車)56組 (単車) 4組</li> <li>・許可件数(H15年度) 599件</li> </ul> <p>事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車臨時運行許可申請書(許可証) (2部複写) 0冊</li> </ul>	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 27	事務事業名 自衛官募集					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	防災課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	36千円	27千円	27千円	28千円		
根拠法令等	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法	地方自治法、自衛隊法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	36千円	27千円	27千円	28千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 市ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎、出張所への自衛官募集ポスターの掲示 市広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報)の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報)の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 自衛官募集相談員の連名委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部ホームページとのリンク 本庁舎への自衛官募集ポスターの掲示 町広報誌への自衛官募集記事の掲載 自衛官募集に係る住民基本台帳(4情報)の閲覧手数料の減免</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	<p>【目的】 自衛官募集事務</p> <p>【内容】 町広報誌への自衛官募集の掲載 自衛隊協力員の委嘱式の実施 町ホームページと神奈川地方連絡部とのリンク 本庁舎へのポスターの掲示</p> <p>【特定財源の概要】 自衛官募集事務委託金</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 28	事務事業名 児童手当に係る認定請求書等の受理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 戸籍住民課受付分は台帳に記入した後、子育て支援課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参又は郵送してもらう。 オンライン上の項目を検索し請求書に書き加える。 ・請求者の住民票コード ・対象児童数 ・国民年金加入者の基礎番号・取得日 ・児童手当受給の有無 転居は口座の変更の有無について、転出は児童手当用所得証明書を必要人にご案内する。</p>	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分は福祉推進課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要人にご案内する。</p>	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要人にご案内する。</p>	<p>【内容】 認定請求書・額改定認定請求書の受付。 主に転入時、出生時に受付をする。 町民課受付分はこども課に送る。 所得証明書等の添付書類が不足していた場合は、申請書を受付した上で、不足書類のみ後日、担当課に持参してもらう。 転出は児童手当用所得証明書を必要人にご案内する。</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 29	事務事業名 国民年金に係る資格取得届書等の受理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	国民年金法	国民年金法	国民年金法	国民年金法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	国民年金システム	国民年金システム	国民年金システム	国民年金システム		
備考1	上記システムと住民記録システムとの連動	上記システムと住民記録システムとの連動				
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入し、そのコピーを担当課へ送付する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると、担当課に変更内容がオンラインでいくようになっていく。個別に年金の処理を行う必要はない。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は年金運動の指示をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっていく。個別に年金の処理を行う必要はない。</p>	<p>【内容】 転入時は、町民課が住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は、保険年金課で年金システムに異動をかける。 年金画面に基礎番号、取得日、種別等を入力する。入力内容は住所異動届に記入する。 転居時は、町民課が住民登録オンラインで住所変更を入力し、保険年金課で個別に年金の処理を行う。</p>	<p>【内容】 転入時は、住民登録オンラインで住所等の入力を行い、現在国民年金の資格がある場合は保険年金班に伝える。保険年金班の担当者は年金システムに基礎番号、取得日、種別等を入力し、その内容を住民異動届に記入する。 転居時は、住民登録オンラインで住所変更を入力すると変更内容がオンラインでいくようになっていく。個別に年金の処理が必要である。</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		市民部会	戸籍住民課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
30	介護保険に係る資格者証の作成交付及び認定申請書等の受付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課・高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	介護保険システム					
備考1	上記システムと住民記録システムとの連動					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証書書を必要に応じて交付する。	【内容】 町民課で転入受付後、高齢者福祉課で65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時は、町民課で資格証又は受給者資格証書書を必要に応じて交付する。	【内容】 転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証書書を必要に応じて交付する。	転入受付時、65歳以上の者（1号保険者）や、40歳以上の者で当該制度に該当する者及び前住所地から受給者資格証書を持参した者に対し、必要に応じ、要介護認定申請書を徴し、又は資格証を交付する。 転居、転出届受付時も、資格証又は受給者資格証書書を必要に応じて交付する。	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 31	事務事業名 国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付。出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	国民健康システム					
備考1	上記システムと住民記録システムとの連動					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続を戸籍住民課で受付、国民健康保険証の交付、回収等を行うことができる。</li> <li>被保険者証について</li> <li>国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、被保険者証を交付することができる。</li> <li>出産一時金、葬祭費について</li> <li>申請書を記入していただき受付し、国民健康保険課へ送付する。</li> <li>高齢者受給者証について</li> <li>対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は国民健康保険課へ負担額の確認をしてから交付する。</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金窓口）で行う。</li> <li>被保険者証について</li> <li>国民健康保険証の交付が郵送扱いの際、郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書の交付を町民課（保険年金班）で行う。</li> <li>出産一時金、葬祭費について</li> <li>申請書を記入していただき受付する。</li> <li>申請書を記入していただいた後は、町民課（保険年金班）が受付ける。</li> <li>高齢者受給者証について</li> <li>対象者に住所異動等で、住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担割合を確認してから町民課（保険年金班）が交付する。</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を行うことができる。</li> <li>被保険者証について</li> <li>国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を交付することができる。</li> <li>出産一時金、葬祭費について</li> <li>申請書を記入していただき受付する。</li> <li>高齢者受給者証について</li> <li>対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから交付する。</li> </ul>	<p>【内容】</p> <p>国民健康保険証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動、世帯異動に伴う国民健康保険証の手続もしくは社会保険等加入、喪失による国民健康保険証の手続の受付、国民健康保険証の交付・回収等を町民課（保険年金班）で行う。</li> <li>被保険者証について</li> <li>国民健康保険証の交付が郵送扱いの際郵送されるまでの間に保険を利用する場合、資格証明書を保険年金班で交付することができる。</li> <li>出産一時金、葬祭費について</li> <li>申請書を記入していただき保険年金班で受付する。</li> <li>高齢者受給者証について</li> <li>対象者に住所異動等で住所の記載に変更があった際、交付することができる。なお、転入の際は負担額の確認をしてから保険年金班が交付する。</li> </ul>	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
32	妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	366千円	0千円		
根拠法令等			母子保健法	母子保健法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【内容】                      妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録を確認して母子手帳を交付している。再交付や特殊交付も同様。                      登録のない居住者は申請書のみ受付、担当課へ送付し、担当課より居住確認の文書送付し後日交付。                      日本語を読めない外国人が希望した場合も英・中・ハンブル・スペイン・ポルトガル・タガログ語の母子手帳訳本も交付している。</p>	<p>保健所部会(E-1-30)「母子健康手帳交付事業」にて対応いたします。                      ( 城山町では町民課での妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付事務は行っていません)</p>	<p>保健所部会 地域保健課(No30)「母子健康手帳交付事業」の再掲</p> <p>1 目的(保健師による相談も実施)                      主体的意識の動機付けの場となり、必要な情報を得ることで安心感を体験できる。また、見通しを持った妊娠生活を過ごし、主体的な出産を支えていく。                      妊婦の現状や不安など問題を明らかにし、施策につなげる妊婦のニーズ把握を行なう。</p> <p>2 事業内容                      ・対象者 町内在住の妊婦                      ・配布先 健康福祉課                      各支所(串川・鳥屋・青野原・青根)</p> <p>3 平成15年度事業概要                      ・交付数 193冊(うち再発行10冊)                      ・外国語版交付数 3冊(韓国語1冊、中国語2冊)</p> <p>4 事業費の内訳                      需用費                      消耗品費                      母子健康手帳交付時事務用品@5,460円                      外国語版母子健康手帳                      750×10冊×1.05+送料735=8,610円                      (H16年度は在庫があるため予算計上せず)                      バンプレット@58,200円                      印刷製本費                      母子健康手帳@780円×300冊×1.05=245,700円                      母子健康手帳カバー@180円×300枚×1.05=56,700円</p>	<p>母子健康手帳交付事業としてこども課で交付。                      妊娠届出書を受理し、住民登録又は外国人登録のある妊婦に対して、母子健康手帳を交付。                      外国版を希望した場合も交付。</p>	<p>【課題】                      3町の町民課においては、受付及び交付ができない。</p>	<p>【調整方針】                      合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
33	し尿の処理に係る届出書の受付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 申請者からし尿収集申込(異動)届を受け取り担当の相模台収集事務所に送付している。</p>	<p>【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)</p>	<p>【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)</p>	<p>【内容】 申請者から、し尿収集申込(異動)届を受け取り担当の津久井郡広域行政組合に送付している。 合わせて、し尿料金未払い金に関わる納付書再発行事務。(なお、直接津久井郡広域行政組合でも受けている)</p>	<p>【課題】 3町の町民課においては、受付していない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
34	学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の入力を行うと、オンラインにより自動的に就学通知書が発行されるため、住所の異動手続時に保護者へ渡している。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合は、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい手続きしてもらっている。</p>	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【内容】 転入、転居等、住所異動の手続後、直接教育委員会の担当課へ出向いてもらい就学通知書交付の手続を行っている。 就学通知書による指定校及び入学期日についての変更がある場合も同様である。</p>	<p>【課題】 3町の町民課においては、就学通知書の交付ができない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	市民部会	戸籍住民課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
37	証明書自動交付機システム維持管理事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課			
歳出予算額(平成16年度)	20,670千円						
根拠法令等	相模原市証明書自動交付機設置に関する規程						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	電算システム						
電算システム名	N E C証明書自動交付システム						
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【目的】</b> 証明書自動交付機を設置し、市民の利便を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 証明書の種類：住民票・印鑑登録証明書・税務証明書(一部) 設置場所 ・本庁 (2台) ・橋本出張所 (1台) ・大野南出張所 (1台) ・相模台出張所 (1台) ・相模原駅連絡所 (1台) 事業費の内訳 ・システムパッケージ保守委託 ・メンテナンスリース(6台分)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p><b>【課題】</b> 課題なし</p>	<p><b>【調整方針】</b> 段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 38	事務事業名 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)	22,859千円	12,738千円	12,895千円	4,711千円		
根拠法令等	住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	住民基本台帳法 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	NEC住民基本台帳ネットワークシステム	NEC住民基本台帳ネットワークシステム	NEC住民基本台帳ネットワークシステム	日本電算住民基本台帳ネットワークシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 1,350枚 2次稼働業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁及び出張所(12ヶ所) 連絡所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,773千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 12,601千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 2,555千円 ・消耗品費 930千円 (データ用媒体、トナーカートリッジ等)</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 34枚 2次稼働業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 8,165千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,916千円 ・住基台帳ネットワークシステム周辺機器リース料 1,468千円 ・データ用媒体 189千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 34枚 2次稼働業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁のみ 支所・出張所では取扱わない。 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 6,000千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 6,815千円 ・バックアップ用データカートリッジ 80千円</p>	<p>【目的】 住民基本台帳法に基づき全国共通の本人確認情報基盤として整備されたもので、住基法での活用の外、法に基づく246業務でも活用し、将来的な電子政府・自治体の基盤となるものである。</p> <p>【内容】 住基カードの交付実績(H15年度) 1枚 2次稼働業務の取り扱い部署(広域交付住民票・付記転入等) ・本庁 事業費の内訳 ・住基台帳ネットワークシステム保守委託 1,845千円 ・住基台帳ネットワークシステム関連機器リース料 2,857千円 ・バックアップ用データカートリッジ 9千円</p>	<p>【課題】 カード発行機 相模湖町は、カード発行を委託によるため発行機がない。 住民基本台帳カードの相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 39	事務事業名 住民基本台帳事務オペレーション委託業務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	31,333千円					
根拠法令等	住民基本台帳 相模原市印鑑条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民基本台帳事務のオペレーション業務を委託し、事務の効率化を図る。</p> <p>【内容】 委託業務 ・印鑑登録に係る入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知入力業務 ・住民基本台帳法9条19条に係る通知発送業務 ・住民票等の郵送請求事務に係る出力等諸業務 ・住民基本台帳カード作成等業務 ・住民登録入力業務</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 相模原市のみオペレーション委託を行っている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	市民部会	戸籍住民課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
40	相模原市民証交付業務						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課			
歳入予算額（平成16年度）	522千円						
根拠法令等	相模原市民証交付事業実施要綱						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	電算システム						
電算システム名	NEC市民証交付システム						
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市民証を交付し、市民の日常生活の利便の向上を図る。</p> <p>【内容】 対象者 ・住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている15歳以上の希望者</p> <p>交付状況 ・13年度：2717枚（13年9月から実施） ・14年度：936枚 ・15年度：244枚</p> <p>事業の内訳 ・発行機リース ・消耗品</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 相模原市のみで発行している。	【調整方針】 合併時に廃止の方向で調整する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		市民部会	国民年金課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
6	国民年金事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民年金課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	41,180千円	203千円	559千円	565千円		
根拠法令等	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準	国民年金法 国民年金法施行令 国民年金法施行規則 国民年金市町村事務処理基準		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	199,487千円	8,455千円	10,581千円	3,165千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム		
電算システム名	国民年金システム	国民年金システム	国民年金システム	国民年金システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理)等の国民年金法に基づき市が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はNEC。 国民年金推進相談員 市民の国民年金に関する相談・手続きに対応するため、年金制度に精通するものを委嘱する。身分は非常勤特別職。 特定財源 基礎年金等事務費交付金 199,056千円 福祉年金事務費交付金 246千円 合計 199,302千円 国民年金事務運営費(41,180千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 105千円 (社)日本国民年金協会 13千円 県都市国民年金事務連絡協議会 5千円 その他研修会等負担金 62千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理)等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はNEC。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 8,444千円 福祉年金事務費交付金 11千円 合計 8,455千円 国民年金事務運営費(203千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 18千円 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理)等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発はNEC。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 10,565千円 福祉年金事務費交付金 16千円 合計 10,581千円 国民年金事務運営費(559千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 20千円 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【目的】 国民年金の加入や各種届出書及び裁定請求書受理等を行うために要する職員の人件費及び事務経費。なお、法定受託事務として実施され、被保険者数及び受給権者数に応じ事務費が交付される。</p> <p>【内容】 国民年金システム 適用(資格の取得、喪失や付加、免除等の各種届出)及び給付(老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求書受理)等の国民年金法に基づき町が行うべき国民年金事務を効率的に行うための電算システム。開発は日本電子計算(株)。 国民年金推進相談員 該当なし 特定財源 基礎年金等事務費交付金 3,156千円 福祉年金事務費交付金 9千円 合計 3,165千円 国民年金事務運営費(565千円)に充当され、残りは職員給与費に充当される。 負担金 県国民年金推進協議会 14千円 (社)日本国民年金協会 6千円</p>	<p>【課題】 法令で基準が定められているため、同一事務を行っているが、以下の2点について相違がある。 ・国民年金システムの設計上の相違 ・相模原市は職員と国民年金推進相談員(非常勤特別職)が窓口事務を行っているが、3町では職員が行っている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 防犯活動等推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	15,356千円					
根拠法令等	防犯活動推進員設置要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 概要 市内における犯罪の多発化に対応するため、地域住民・警察等関係機関と連携を図り、総合的な防犯対策を展開する。</p> <p>【基本方針】 市民一人ひとりの防犯意識や自警意識の高揚 地域総ぐるみによる防犯体制の強化 犯罪の発生を抑制するための環境整備 警察活動の強化（要請活動）</p> <p>【重点対策】 「空き巣」等の侵入犯被害防止対策 「ひったくり」「車上狙い」「自転車盗」等の街頭犯罪防止対策 子どもに対する犯罪・変質者被害防止対策</p> <p>2 主な事業内容 (1) 防犯活動推進員の設置 防犯啓発活動による地域住民の自主防犯意識の高揚、並びに防犯対策に関するアドバイス相談業務等を行なう。 (2) 防犯モデル地区の推進 市民一人ひとりが直接関わることのできる単位自治会等の身近なエリアを対象に、モデル地区（6団体）を指定し、より効果的な防犯活動の検討や実践に取り組み、もって、その活動を全市域へ波及させる。 (3) 地域防犯パトロールの支援 パトロールベスト等の防犯パトロールに必要な物品の貸与 (4) 全小・中学生への防犯ブザーの貸与 児童・生徒の登下校時の安全性をより高めるため、市内全小中学校の児童生徒に「防犯ブザー」を貸与（教育委員会事業） (5) その他 各種媒体を活用した啓発、情報提供事業等 JR町田駅南口環境浄化対策事業</p> <p>事業費には、教育委員会による防犯ブザー貸与に係る事業費は含まない。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
9	連合防犯協会補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	21,901千円	268千円	273千円	124千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 概要 防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪の発生を未然に防止することにより、犯罪のない明るい社会を実現するため、市内18地区防犯協会の連合組織である「相模原連合防犯協会」及び「相模原南連合防犯協会」に活動費を補助する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額(H16予算) ・相模原連合防犯協会運営費 3,945千円 ・相模原連合防犯協会防犯灯 7,972千円 ・相模原南連合防犯協会運営費 5,049千円 ・相模原南連合防犯協会防犯灯 4,935千円 21,901千円</p> <p>3 連合防犯協会事業内容 (1) 地域安全運動の実施 ・春の地域安全運動 ・全国地域安全運動 ・年末年始特別警戒 (2) 「地域安全市民のつどい」の開催 (3) 「子ども110番の家」広報、啓発活動 (4) 防犯団体への助成 ・地区防犯協会 ・防犯指導員連絡協議会 ・暴力団排除対策推進協議会 等 (5) 防犯灯の設置及び維持管理 ・管理灯数 2,591灯 ・管理費 9,523千円 ・設置費 3,384千円</p>	<p>1 概要 防犯思想の徹底を図り、防犯意識の高揚と自警心を喚起し、各種犯罪の未然防止や地域ぐるみの防犯体制の確立により、犯罪のない明るい社会の実現を期するため、防犯関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額等(H16予算) 268千円 ・津久井郡連合防犯協会負担金 135千円 ・津久井郡暴力団排除活動推進協議会補助金 97千円 ・防犯指導員活動補助金 32千円</p> <p>3 各団体事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除活動推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除 (3) 防犯指導員 ・防犯パトロールの実施</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額(H16予算) ・津久井郡連合防犯協会負担金 159千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 114千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>	<p>1 概要 犯罪のない明るい社会を理想とし、地域住民の防犯思想の普及徹底を図り、各種犯罪を未然に防止し治安維持に寄与するため、関係団体に活動費を助成する。</p> <p>2 事業内容 (1) 補助金額(H16予算) ・津久井郡連合防犯協会負担金 124千円 ・津久井郡暴力団排除推進協議会補助金 68千円</p> <p>3 事業内容 (1) 津久井郡連合防犯協会 ・地域安全活動の推進 ・広報活動及び各種運動の推進 ・少年非行防止活動の推進 ・暴力団排除活動 ・安全安心まちづくり活動の推進 (2) 津久井郡暴力団排除推進協議会 ・暴排キャンペーンの実施 ・暴排研修会の開催 ・各種祭礼における暴力団の排除</p>	<p>【課題】 ・補助金額算定基準の統一 ・補助額 [相模原市] 相模原連合防犯協会 3,945千円 相模原南連合防犯協会 5,049千円 [城山町] 津久井郡連合防犯協会 264千円 [津久井町] 津久井郡連合防犯協会 273千円 [相模湖町] 津久井郡連合防犯協会 192千円</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
10	交通安全思想普及啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	9,472千円	2,579千円	2,557千円	180千円		
根拠法令等	相模原市違法駐車等の防止に関する条例	城山町交通安全対策協議会規程 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	津久井町交通安全対策協議会規約 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町交通安全対策協議会規約		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1 概要 交通安全思想の普及及び意識の掲揚を図り、交通事故の減少に努める。 また、違法駐車等防止のための意識の啓発を図り、違法駐車等の防止を推進することにより、市民の安全で良好な生活環境を保持する。</p> <p>2 事業内容 (1) 交通安全思想普及啓発 ・交通安全標語、作文、ポスターの募集及び表彰 ・立看板の作成、配布 ・新入学児童に対し、交通安全リフレットを配布 (2) 違法駐車等防止啓発 ・違法駐車等防止啓発員による「違法駐車等防止重点区域」における啓発活動の実施 *重点区域：相模大野駅、相模原駅、橋本駅 ・キャンペーン活動の実施</p> <p>3 事業費 (1) 交通安全思想普及啓発 901千円 (2) 違法駐車等防止啓発 1,790千円</p>	<p>1 概要 交通安全対策協議会を開催し、交通安全関係団体や機関と連絡調整を図る。また、啓発活動や広報活動を行い、交通事故防止を図る。 交通整理員を配置し、登下校時における児童・生徒の安全確保を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 城山町交通安全対策協議会 ・会議の開催(年1回) ・各季交通安全運動の実施 ・新入学児童に対し、ランドセルカバー・リーフレットを配布 (2) 交通整理員 ・町内4箇所に配置 (3) 交通安全啓発活動 ・立看板の作成、配布</p> <p>3 事業費 (1) 城山町交通安全対策協議会 委員報酬 30千円 交通安全対策事業委託料 132千円 (2) 交通整理員 2,358千円 (3) 交通安全啓発活動 立看板購入 50千円</p>	<p>1 概要 交通安全対策協議会を開催し、各関係機関と調整を図る。また、啓発活動や広報活動を行い交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 津久井町交通安全対策協議会 ・会議の開催(年4回、各季運動期間) ・各季交通安全運動の実施 ・新入学(園)児に対し、ランドセルカバー、ハンカチを配布 (2) 交通安全思想普及 ・各季運動期間中に街頭指導を実施 ・秋の運動期間中に、小学生による鼓笛隊パレードを行い、交通安全を呼びかける。</p> <p>3 事業費 (1) 津久井町交通安全対策協議会委員報酬 1,812千円 (2) 啓発経費 745千円 ・服装整備費</p>	<p>1 概要 町内における道路交通の現況に鑑み、交通安全対策の充実めざすと共に、各関係機関及び団体相互間の密接な連絡を保ち、組織的な総合交通安全対策の樹立を図る。また、啓発活動や広報活動を行い交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 交通安全思想普及 ・各季運動期間中に街頭指導を実施 ・高齢者に対する交通安全思想普及事業 ・幼児・小中学生に対する交通安全思想普及事業 (2) 交通安全環境の整備 ・立看板の作成、配布 ・ストップマークの張り替え</p> <p>3 事業費 (1) 相模湖町交通安全対策協議会 180千円</p>	<p>【課題】 ・城山町のみ交通整理員を配置している。 ・3町には交通安全対策協議会が設置されている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ・交通整理員(城山町)の取扱いについては「学童通学路安全指導員」(相模原市学務課所管)へ移管するものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 交通安全教室事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	8,905千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市児童交通指導員設置要綱 交通公園設置運営要綱	城山町交通安全対策協議会規程	津久井町交通安全対策協議会規約	相模湖町交通安全対策協議会規約		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行		公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 概要 交通安全指導員が、保育園、幼稚園、小中学校PTA、自治会等に対して自転車の正しい乗り方、信号機の見方、街頭指導旗の振り方を指導し、交通事故の減少に努める。</p> <p>2 事業内容 道路横断の仕方、自転車の乗り方の指導、交通安全映画の上映、ダミー人形を用いた自動車巻き込み実験等を行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。 開催日時 土・日・祝日、火曜日を除く平日 午前10時から11時30分まで 午後2時から4時まで 内容 講話、歩行・自転車実技、映画、ダミー実験等</p> <p>3 指導員 交通安全指導員 6名 (非常勤特別職員)</p>	<p>1 概要 高齢者を対象に、交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 高齢者を対象に、自治会単位で、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 城山町交通安全対策協議会の主催により実施</p>	<p>1 概要 新入学(園)児を中心に交通安全教室を開催し、交通事故の危険性を教え、高い傾向にある幼児及び小学生の交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児及び小学生に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 津久井町交通安全対策協議会主催により実施</p>	<p>1 概要 幼児、小学生及び高齢者を対象に交通安全教室を開催し、交通事故防止を図る。</p> <p>2 事業内容 幼稚園児、小学生及び高齢者に対し、津久井警察署の指導により交通安全教室を実施。</p> <p>3 その他 相模湖町交通安全対策協議会主催により実施</p>	<p>【課題】 相模原市は非常勤特別職員により実施し、3町は各町の交通安全対策協議会の主催により実施。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 現行の交通安全指導員数で実施する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 鹿沼児童交通公園管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	8,905千円					
根拠法令等	相模原市児童交通指導員設置要綱 交通公園設置運営要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 概要 公園内に信号機、踏切警報機、道路標識等を園内に設置し、遊具を用いて交通安全知識や道徳の指導を行い、子どもたちの交通事故の減少を図る。</p> <p>2 事業内容 ・来園者に対して遊具（豆自動車、ミカト、自転車等）を用いての交通安全教育の実施 ・保育園、幼稚園、小学校等の団体利用者に対する交通安全教育の実施 ・夏休み交通安全教室の開催</p> <p>3 指導員 児童交通指導員 3名 （非常勤特別職員）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 交通安全団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	10,880千円	106千円	1,672千円	209千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 概要 「交通安全都市」宣言に基づき、市民総ぐるみで交通事故を防止するため、各種交通安全運動の実施、交通安全思想の高揚など多様な交通安全対策を推進するため、相模原市交通安全都市推進協議会、並びに相模原交通安全協会及び相模原交通安全協会に対し、活動費を補助する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 相模原市交通安全都市推進協議会 事業費 9,090千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パトロールの実施 ・違法駐車等防止啓発活動の実施 ・交通安全市民総ぐるみ大会の開催 ・交通安全功労者の表彰 ・交通安全標語・作文・イラスト入選者の表彰等 ・交通安全母の会等への助成 (2) 交通安全協会 事業費 1,790千円(H16予算)</p>	<p>1 概要 町民の交通安全意識を高揚し、交通ルールの遵守等により、交通事故の減少を図る為、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 津久井交通安全協会城山支部 補助額 64千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全標語の募集 ・機関紙の発行 (2) 津久井交通安全協会 補助額 42千円 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>1 概要 町内における道路状況をかんがみ、関係機関並びに各種団体と相互の連絡を保ち、組織的な交通安全対策を推進し交通事故防止を図るため、津久井町交通安全対策協議会並びに津久井安全協会に対し活動費を補助する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 津久井町交通安全対策協議会 事業費 1,610千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・常任委員会の開催(定例会、臨時会4回) ・交通安全功労者の表彰 ・広報活動等における運動の周知 ・街頭活動の推進 ・交通安全教室の開催 ・交通安全団体への助成(支部、父母の会) (2) 交通安全協会 負担金 49千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>1 概要 各季交通安全運動、啓蒙宣伝、安全教育等の実施による交通事故防止を図るため、交通安全推進関係団体の活動を助成する。</p> <p>2 事業費及び事業内容 (1) 相模湖町交通安全対策協議会 補助額 18千円(H16予算) 事業内容 ・各季の交通安全運動の実施 ・交通安全教室の開催 ・街頭活動の推進 (2) 津久井交通安全協会 補助額 29千円(H16予算) 事業内容 ・各季交通安全運動の実施 ・交通安全パレードの実施</p>	<p>【課題】 人口一人あたり事業費(補助金)の相違 ・相模原市 約18円 ・城山町 約5円 ・津久井町 約57円 ・相模湖町 約20円</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 交通・地域安全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 交通指導隊事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	交通・地域安全課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)		2,560千円	2,981千円	2,094千円		
根拠法令等		城山町交通指導隊の組織活動に関する規程 城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	津久井町交通指導隊設置条例 津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町交通指導隊設置条例相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例		
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【名称】 城山町交通指導隊</p> <p>【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通事故による犠牲者の絶滅を期し、正しい交通ルールを指導すると共に、交通事故の防止を図り、町民の交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>【委員等の構成】 ・定数 24名 ・交通指導の知識経験があると認める者について町長が任命する ・任期 2年</p> <p>【活動内容】 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町及び自治会諸行事における交通整理</p> <p>【報酬】(H16予算 1,751千円) ・隊長 年額 100千円 ・副隊長 年額 78千円 ・班長 年額 73千円 ・隊員 年額 71千円</p> <p>【費用弁償】(H16予算 507千円) ・4時間以下の出勤 2,400円 ・4時間超の出勤 2,700円</p>	<p>【名称】 津久井町交通指導隊</p> <p>【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、町内の交通事故防止および交通安全対策の推進を図る。</p> <p>【委員等の構成】 ・定数 20名以内 ・社会的信望があり交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年</p> <p>【活動内容】 ・街頭指導(毎月1日、15日、各季運動期間) ・広報活動(毎月1日、15日、各季運動期間) ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理</p> <p>【報酬】(H16予算 1,362千円) ・隊長 年額 93千円 ・副隊長 年額 77千円 ・隊員 年額 70千円</p> <p>【出勤手当】(H16予算 270千円) ・一回の出勤につき1,800円</p> <p>【費用弁償】(H16予算 170千円) ・現地までの交通費</p> <p>【活動費交付金】(H16予算 171千円) 【服装整備費】(H16予算 1,008千円)</p>	<p>【名称】 相模湖町交通指導隊</p> <p>【目的】 人命尊重の理念に基づき、交通安全の実をあげるため指導隊を設け、その組織及び運営を明確にして、円滑なる推進を図る。</p> <p>【委員等の構成】 ・定数 15名以内 ・社会的に信望があり、交通安全について深い関心と理解を持ち、その職務を遂行する熱意と能力を有するものの中から町長が委嘱任命する。 ・任期 3年</p> <p>【活動内容】 ・街頭指導 ・広報活動 ・安全教育 ・町の公共行事における交通整理</p> <p>【報酬】(H16予算 996千円) ・隊長 年額 90千円 ・副隊長 年額 75千円 ・隊員 年額 63千円</p> <p>【費用弁償】(H16予算 356千円) ・3時間未満の場合900円 ・3時間以上の場合1,400円</p>	<p>【課題】 ・交通指導員隊員への報酬 相模原市の交通安全指導員は交通安全協会事業の中で設置されており、実質無報酬である。</p>	<p>【調整方針】 ・合併後、3年以内に廃止の方向で調整する。 ただし、当制度が交通安全に果たしてきた役割、また、その歴史等から、直ちに廃止することは困難であるため、合併後、3年間で交通安全協会の交通安全指導員制度に移行させる。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 消費生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 消費者啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	2,641千円	160千円	73千円	13千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消費者が自主性をもって、健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活知識の情報提供、啓発活動を行う。</p> <p>くらしの情報提供事業 *消費生活情報紙・くらしの豆知識・消費者啓発リーフレット等の発行し、情報提供、消費者啓発を図る。 *出張所・公民館等市公共施設及び事業の際に配布。</p> <p>【内容】 ・消費生活情報紙 年4回 1,800部 ・啓発リーフレット 5種類程度</p> <p>消費生活展事業 *消費者団体等と共に、暮らしに関するパネル等の展示、啓発資料の配布等を行い、消費者に情報提供する。</p> <p>【内容】 ・パネル作成委託 ・出展者 9団体程度</p> <p>消費者啓発講座・学習会事業 *消費者被害の未然防止のため、また、自立した消費者育成のため消費者啓発講座・学習会等を実施する。</p> <p>消費者啓発講座 衣食住や環境など消費者問題に関する講座及び消費者被害未然防止のための講座・学習会等を開催 ・くらしの講座 3回 ・学習会 1回 ・月間事業講演会 1回 ・暮らしの問題交流会議 1回 ・暮らしを考えるつどい 1回</p> <p>親子消費者教室 親子が楽しみながら、消費者としての知識を習得する実習などの教室を開催 2～3回 消費生活講座講師派遣 消費生活に関する問題について、地域の団体やサークル等が自主的に企画した講座等に、依頼を受けて講師を派遣する。 講師料は、市負担と主催者負担がある。</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び生活設計(貯蓄等)に関する講座の開催</p> <p>【内容】 ・高齢者向け悪質商法被害未然防止講座 年1回(2会場) ・暮らしの講座 年1回(1会場)</p> <p>情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図るとともに、町内に被害が拡大する恐れのある悪質商法等が発生した場合に緊急情報誌を発行する。</p>	<p>【目的】 消費者被害の未然防止及び、自立した消費者育成のため情報提供及び啓発を行う。</p> <p>【内容】 くらしの情報提供事業 1市4町で作成した消費者啓発リーフレット等を各支所及び講座の際に配布。</p> <p>消費生活展事業 該当なし</p> <p>消費者啓発講座・学習会事業 53千円 消費者被害未然防止啓発講座 5回 ・悪質商法による被害を未然に防止するため特に被害が集中している高齢者を対象に落語による講座を開催。 ・津久井町社会福祉協議会で主催する「やすらぎステーション」の場で津久井町内を7地区に分けローテーションで開催。 ・講師料は全額町負担。 親子消費者教室 該当なし 消費生活講座講師派遣 該当なし</p> <p>生活設計推進事務 20千円 家計簿の購入</p>	<p>【目的】 町民の消費者生活に関する情報の提供及び啓発活動</p> <p>消費者啓発活動 ・町民が架空請求等の被害防止及び消費者育成のための講座の開催</p> <p>【内容】 ・高齢者向けの講座を町老人福祉センターと共催で年1回(11月又は12月)開催。</p> <p>情報提供 パンフレット、くらしの豆知識等で情報を提供し、啓発を図る。</p>	<p>【課題】 〔くらしの情報提供事業〕 課題なし</p> <p>〔消費生活展〕 相模原市のみ、3町は未実施。</p> <p>〔消費者啓発講座・学習会事業〕 ・消費者啓発講座等 開催回数が年1～7回と相違する。 ・親子消費者教室 相模原市のみ、3町は未実施。 ・消費生活講座講師派遣事業 相模原市のみ、3町は未実施。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 消費生活課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 消費者保護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	30,664千円	460千円	460千円	463千円		
根拠法令等	消費者保護基本法		消費者保護基本法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	5,499千円	230千円	230千円	230千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>消費生活相談事業</p> <p>【目的】 消費生活に関する相談及び苦情等を受付処理することにより、市民の消費生活の安定と向上を図る。</p> <p>【内容】 商品の品質やサービスなどの問い合わせや契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や解決のための助言等を消費生活相談員が行う。 ・相談日 平日(北センターは年末年始・施設点検日を除く毎日) ・相談時間 午前9時～12時、午後1時～4時 ・相談場所 相模原消費生活センター 北消費生活センター 消費生活相談コーナー(南市民相談室内) ・相談員 10名(7名/日、但し、土曜日2名、日・祝日は1名/日) ・相談件数 平成15年度=9,098件 *相談員経費(報酬) 21,912千円</p> <p>*平成12年4月1日付けで相模原市と津久井4町の各首長が津久井4町の消費生活相談を相模原市が代行する協定を結んでいる。 負担金として、各町から460,000円を受けている。</p> <p>消費者活動等助成事業 相模原市消費者団体連絡会に運営費の一部を助成し、活動の活発化を図る。 ・市消費者団体連絡会加盟 11団体</p> <p>【特定財源の概要】 ・県補助金 3,539千円 ・労働保険被保険者負担金 120千円 ・3町負担金 1,380千円</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 267件(平成15年度)</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50% 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 347件(平成15年度)</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50% 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)</p>	<p>消費生活相談事業</p> <p>相談事業の窓口を相模原市に委託 相談件数 82件(平成15年度)</p> <p>【特定財源の概要】 県補助金 460千円×50% 消費者活動等助成事業 該当なし(消費者団体なし)</p>	<p>【課題】 課題なし</p> <p>・消費生活相談 協定により、相模原市が4町の相談受付。</p> <p>・消費者活動等助成事業 3町には、消費者団体はない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	市民部会	消費生活課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
8	消費生活推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	747千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>消費生活事業推進協議会事業</p> <p>【目的】 消費者保護行政の参考とするため、各界の代表者の意見を聞く協議会を開催する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回開催</li> <li>・協議会の構成（委員15名、任期2年） <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者 5名</li> <li>関係団体・機関の代表 6名</li> <li>学識経験者 2名</li> <li>市職員 2名</li> </ul> </li> </ul> <p>モニター事業</p> <p>【目的】 「消費生活モニター」を委嘱し、地域での消費者啓発、情報提供、意見収集を行い、消費生活の安定・向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の20歳以上の市民</li> <li>・職務 地域での消費者啓発、情報提供、意見収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活に関する意見・要望・提案等の提出</li> <li>勉強会、講演会等への参加及び調査への協力</li> </ul> </li> </ul>	該当なし	<p>消費生活事業推進協議会事業</p> <p>該当なし</p> <p>モニター事業</p> <p>該当なし</p> <p>平成13年度に消費生活モニター及び広報モニターが廃止され、平成15年度に町政モニターが設置された。</p>	該当なし	<p>【課題】 〔消費生活事業推進協議会〕 3町には、協議会はない。</p> <p>〔モニター事業〕 3町には、消費生活に係るモニター制度はない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 消費生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 計量検査等事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	6,276千円					
根拠法令等	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法	計量法、地方自治法		
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 計量法に基づき、特定計量器の定期検査、事業所への立入検査、計量思想の普及指導等を実施する。</p> <p>定期検査 取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びおもり等」の定期検査 ・市域を2分し、隔年で実施(2年に1度の検査) ・平成16年度は、市北部地区を実施 対象計量器数 900台(予定) 定期検査委託料 5,570千円</p> <p>事業所への立入検査 特定計量器の製造者・修理業者・販売事業者等の事業場・営業所等で、計量器の適正な使用状況や適正な計量の実施について調査、質問を実施する。 ・事業者に対する立入検査 11業種(者) ・特定計量器に対する立入検査 11計量器 ・適正計量管理事業所の指定に係る検査 ・その他、商品量目検査・試買検査</p> <p>計量思想の普及指導 計量教室、計量モニターの実施と商量取引 強調・計量管理強調月間等の広報周知</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 県が直営で実施している。町では計量器定期検査の事前調査、通知の発送、定期検査の補助を行う。</p> <p>定期検査 ・取引や証明に使用される「非自動はかり、分銅及びおもり等」の定期検査 ・2年に1度の検査(平成16年度は、実施予定なし)</p> <p>事業所への立入検査 該当なし</p> <p>計量思想の普及指導 県より送付されるポスター等で計量法の普及啓発を行う。</p>	<p>計量検査等事業</p> <p>【目的】 計量に関する消費者の理解と関心を深め、事業者に対しては適正な計量の実施を確保するなど計量事務の円滑な推進を図る。</p> <p>【内容】 2年に一度県職員が当町で実施している。</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 消費生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に規定する表示監視					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消費生活課	経済課	産業経済課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法	家庭用品品質表示法 津久井町家庭用品品質表示法事務取扱要領 消費生活用製品安全法 津久井町消費生活用製品安全法事務取扱要領	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、1,000点程度調査</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・報告の聴取 ・立入検査・ ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 6品目 ・年1～2日 実施地域を定めて、5～6点調査</p>	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・年1 実施</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・報告の聴取 ・立入検査・ ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 1品目 ・年1 実施</p>	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・指定品目 90品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成15年度は、24品目指定し、11店舗立入検査を実施。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・報告の聴取 ・立入検査・ ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・特定製品 6品目 ・検査対象品目を指定し、立入検査を実施。 ・平成15年度は、1品目指定し、1店舗立入検査を実施。</p>	<p>家庭用品品質表示法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることによって、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・指示 ・公表 ・申出の受理及び調査 ・報告の聴取及び立入検査 対象となる店舗への立入検査 表示義務の徹底を図り、消費者が商品選択等の際に商品の品質を的確に識別できるようにする。 ・調査品目 100～120品目 ・年1回 実施</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく表示監視</p> <p>【目的】 消費生活用製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図り、消費者の利益を保護する。</p> <p>【内容】 ・報告の聴取 ・立入検査・ ・特定製品の提出命令 対象となる店舗への立入検査 ・調査品目 1品目 ・年1回 実施</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	市民部会	出張所				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
6	窓口業務の取扱い						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	出張所	町民課	4支所・出張所	町民課			
歳出予算額（平成16年度）	0千円		0千円				
根拠法令等	戸籍法 住民基本台帳法 相模原市印鑑条例 相模原市印鑑条例施行規則 相模原市出張所設置条例 相模原市庁舎管理規則 相模原市公印規則 相模原市手数料条例 相模原市手数料条例施行規則		戸籍法 住民基本台帳法 津久井町印鑑条例 津久井町印鑑条例施行規則 津久井町支所等設置条例 津久井町公印規程 津久井町手数料徴収条例				
会計の種類別	一般会計		一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円				
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	電算システム		電算システム				
電算システム名	NEC戸籍システム、NEC住民基本台帳システム		町行政情報システム				
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>出張所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録</li> <li>・戸籍の届出の受付及び住民基本台帳への記載修正</li> <li>・住民異動届の受付及び処理</li> <li>・印鑑登録（さがみはらカード）申請の受付及び処理</li> <li>・住民基本台帳の閲覧</li> <li>・住民基本台帳カード交付等申請書の受付及びカードの交付</li> <li>・転入通知未着者の紹介及び処理</li> <li>埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認（身体の一部に係るものを除く。）に関する</li> <li>こと。</li> <li>住民実態調査に関する</li> <li>身分証明書その他証明書</li> <li>・広域交付住民票の交付（住居表示、戸籍表示証明書及び受理証明書については手書き。）</li> <li>個人の市・県民税課税証明及び納税証明（法人市民税納税証明を除く。）に関する</li> <li>こと（大野南出張所（上鶴間連絡所をのぞく。）の主管に属するものを除く。）</li> <li>自動車臨時運行許可に関する</li> <li>こと（大野南出張所に限る。）</li> <li>所管区域内の行政に係る情報収集に関する</li> <li>こと。</li> <li>市民の相談その他要望等の受付に関する</li> <li>こと。</li> <li>児童手当、児童福祉手当（児童福祉手当は大野南出張所を除く。）等にかかる認定請求書の受理に関する</li> <li>こと。</li> <li>医療連絡票の交付に関する</li> <li>こと。</li> <li>老人医療証、乳児医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証の交付申請受付（重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証は大野南出張所を除く。）</li> <li>国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する</li> <li>こと</li> <li>介護保険に係る資格者証の作成交付および認定申請書等の受付に関する</li> <li>こと。</li> <li>国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する</li> <li>こと。</li> <li>妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に</li> </ul>	該当なし	<p>【内容】</p> <p>支所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録</li> <li>・戸籍の届出の受付</li> <li>・住民異動届の受付</li> <li>・印鑑登録申請の受付</li> <li>・住民基本台帳の閲覧</li> <li>埋火葬許可及び改葬許可に関する</li> <li>こと。</li> <li>身分証明書その他証明書</li> <li>個人の町・県民税課税証明及び納税証明に関する</li> <li>こと。</li> <li>固定資産税の諸証明及び公図の閲覧等に関する</li> <li>こと。</li> <li>所管区域内の行政に係る情報収集に関する</li> <li>こと。</li> <li>町民の相談その他要望等の受付に関する</li> <li>こと。</li> <li>老人医療証の交付申請受付。</li> <li>国民年金に係る資格取得届書等の受理に関する</li> <li>こと。</li> <li>介護保険に係る資格認定申請書等の受付に関する</li> <li>こと。</li> <li>国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付に関する</li> <li>こと。</li> <li>妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付に</li> <li>関すること。</li> <li>し尿の処理に係る届出書の受付に関する</li> <li>こと。</li> <li>地域自治団体等との連絡に関する</li> <li>こと。</li> </ul> <p>出張所は、次の事務を所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍謄抄本の交付に関する</li> <li>こと。</li> <li>住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付に関する</li> <li>こと。</li> <li>印鑑登録証明書の交付に関する</li> <li>こと。</li> <li>地域自治団体等との連絡に関する</li> <li>こと。</li> </ul>	該当なし	<p>【課題】</p> <p>課題なし</p>	<p>【調整方針】</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 出張所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 窓口業務の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>すること。</p> <p>し尿の処理に係る届出書の受付に関すること。                  地域自治団体等との連絡に関すること。                  学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定に関すること。                  不在者投票に関すること。                  連絡所に関すること（当該連絡所の所属する出張所に限る。）。</p> <p>シティ・プラザはしもと（相模原市橋本6丁目2番1号）の維持管理及び秩序保持に関すること（橋本出張所に限る。）。</p> <p>相模原市南合同庁舎（相模原市相模大野5丁目31番1号）の維持管理及び秩序保持に関すること（大野南出張所に限る。）。</p> <p>出納員の設置に関すること。                  ・市税、税外諸収入金の収納及び公金払込領収書、調定報告書の作成                  福祉年金に係る定時届の受付                  ゴミ収集所設置及び移設申込書の受付                  マッサージ等施術助成券の交付申請受付（大野南出張所を除く。）。</p> <p>出張所ホームページに関すること                  出張所・・・12出張所</p> <p>連絡所は、次の事務を所掌する。                  戸籍謄抄本の交付に関すること。                  住民票及び戸籍の附票の写し並びに住民票記載事項証明書の交付に関すること。                  印鑑登録証明書の交付に関すること。                  身分証明書、不在住・不在籍証明書及び住居表示・本籍表示変更証明書の交付に関すること。                  外国人登録原票記載事項証明書の交付に関すること。</p> <p>個人の市・県民税課税証明書及び納税証明（法人市民税納税証明を除く。）に関すること。                  現金出納員の事務補助                  連絡所・・・4連絡所</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		出張所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	出張所の維持管理及び秩序保持					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	出張所	町民課	4支所・出張所	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	410,916千円					
根拠法令等	相模原市庁舎管理規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 シティ・プラザはしもと維持管理及び秩序保持に関すること。 施設維持管理費 ・需要費（433千円） ・役務費（1,268千円） ・委託料（17,902千円） ・使用料及び賃借料（261,969千円） ・公課費（9千円） ・負担金補助金及び交付金（19,351千円） 施設維持補修費 ・需要費（380千円） 南合同庁舎の維持管理及び秩序保持に関すること。 施設維持管理費 ・需要費（21,933千円） ・役務費（6,198千円） ・委託料（68,324千円） ・使用料及び賃借料（664千円） ・公課費（9千円） 施設維持補修費 ・需要費（10,538千円） 一般事務費 ・需要費（1,680千円） ・負担金補助金及び交付金（20千円） 南合同庁舎における文書の収受及び集配に関すること。 南合同庁舎の事務室等の配置に関すること。 南合同庁舎の連絡調整に関すること。 財務事務に関すること。	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

都 市 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 都市計画審議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	1,662千円	190千円	210千円	54千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法 相模湖町都市計画審議会条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、相模原市都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 10名 市議会議員 4名 関係行政機関の職員 1名 神奈川県職員 1名 市の住民 4名</p> <p>【報酬等】 報酬 神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く18名(12,600円/出席) 旅費 市外に住所を置く者(本市に入るまでの分)</p> <p>【委託費(平成15年度実績)】 審議会会議録作成委託 @34,965円×4回=139,860円</p>	<p>【内容】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、城山町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 2名 関係行政機関の職員 3名 町の住民 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 会長 10,000円/出席 委員 7,400円/出席 学識経験者10,000円/出席</p> <p>【費用弁償】 専門知識を有する者 (本町に入るまでの分)</p>	<p>【内容】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、町議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、津久井町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 4名 町議会議員 6名 関係行政機関又は県の職員 2名 町の住民 3名</p> <p>【報酬等】 報酬 関係行政機関又は県の職員を除く13名(会長8,000円、委員7,400円/出席) 旅費 役場(会場)までの分</p>	<p>【内容】 都市計画の決定及び変更を行うにあたり、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市議会議員等それぞれの立場から公正かつ妥当な意見を反映させるため、相模湖町都市計画審議会を設置している。</p> <p>【構成】 学識経験のある者 3名 町議会議員 3名 関係行政機関及び県の職員 2名 町の住民 2名</p> <p>【報酬等】 報酬 町議会議員、神奈川県職員、関係行政機関の職員を除く 5名 4時間以上 8,100円/出席 4時間未満 4,100円/出席 旅費 役場までの分</p>	都市計画区域を統合しない場合、複数の都市計画区域を1つの市都市計画審議会において対応することとなる(都市計画法第77条の2)。委員数の再検討、委員構成(学識経験者や市議会議員等)や各都市計画区域の関係者の選出方法について検討が必要である。	【調整の方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 区域区分界等調査測量事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	4,730千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 (都市計画境界調査委託) ・用途地域や区域区分が轄(ふくそう)する土地について、用途地域境界がどこにあるのかを確定させる。 ・都市計画施設が決定されている土地について、都市計画施設がどこにあるのかを確定させる。 ・都市計画法第53条の都市計画施設及び市街地開発事業区域内建築許可申請に対して審査を行う。</p> <p>(生産緑地地区標識板設置委託) 生産緑地地区の追加指定の際に、資料となる図書作成及び生産緑地地区標識杭の設置・撤去を行う。</p> <p>【平成15年度実績】 (都市計画境界調査委託) 委託費 = 675千円 都市計画法第53条 : 19件 都市計画施設 : 38件 用途地域 : 138件 区域区分 : 2件</p> <p>(生産緑地地区標識板設置委託) 委託費 = 1,313千円 追加 : 4件 変更 : 7件 廃止 : 16件</p>	<p>【目的及び内容】 ・都市計画法による用途地域等の地域地区、建ぺい率、容積率などを申請された土地(筆単位)について回答をする。 (用途地域及び準防火地域調査願) 職員で対応している。 証明でないので、無償としている。</p> <p>【平成15年度件数】 申請数 7件 件数 15件</p>	<p>【目的及び内容】 ・都市計画法による用途地域等の地域地区、建ぺい率、容積率などを申請された土地(筆単位)について回答をする。 (用途地域及び準防火地域調査願) 職員で対応している。 証明でないので、無償としている。</p> <p>【平成15年度件数】 申請数 3件</p>	<p>【目的及び内容】 ・都市計画法による用途地域等の地域地区、建ぺい率、容積率などを申請された土地(筆単位)について回答をする。 (用途地域及び準防火地域調査願) 職員で対応している。 証明でないので、無償としている。</p> <p>【平成15年度件数】 申請数 0件</p>	<p>(都市計画境界調査) 相模原市を除き3町では職員が対応している。合併後は委託とするか検討が必要となる。 また、受付窓口について調整が必要。 (生産緑地地区標識板等設置委託) 非線引き都市計画区域の線引き検討と併せ、三大都市圏の特定市に適用される生産緑地地区制度の適用範囲について調査研究を要する</p>	<p>【調整の方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	都市部会	都市計画課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
11	市民参加型まちづくり推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	301千円			36千円		
根拠法令等	都市計画法			相模湖町まちづくり条例		
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 住民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民参加の手法等を定める条例の制定に取り組む。</p> <p>平成16年度より検討委員会開催予定（平成16年度予算） 委員報償費：283千円 旅費：15千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的及び内容】 地域のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に、地域まちづくり協議会を設立でき、次のことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりを推進するための計画を定める。</li> <li>・地域の将来のまちづくりに関する意見をまとめ町長に提言する。</li> </ul> <p>町は、地域まちづくり推進協議会が行う活動を支援するため、まちづくり専門家の派遣等ができる。</p> <p>【平成16年度予算】 ・まちづくり専門家への講師謝礼 ...20千円 ・資料作成費 ...16千円 現在、内郷東地区まちづくり推進協議会及び与瀬地域まちづくり協議会が設立している。</p>	平成17年度に策定予定のまちづくり条例について、既存のまちづくり条例との整合性を精査する必要がある。	【調整の方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 都市計画提案制度推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	468千円			0千円		
根拠法令等	都市計画法			都市計画法		
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 地域のまちづくりに対する取り組みを都市計画行政に積極的に取り入れる制度として、新たに導入されたまちづくりに関する都市計画の提案制度について周知を図る共に、具体的にまちづくりを進めるための支援を行う。</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的及び内容】 地域のまちづくりに対する取り組みを都市計画行政に積極的に取り入れる制度として、新たに導入されたまちづくりに関する都市計画の提案制度について周知を図る共に、具体的にまちづくりを進めるための支援を行う。</p> <p>現在は要綱がなく、策定に向けて検討を始める段階にある。</p>	特になし	<p>【調整の方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市計画課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 18	事務事業名 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可及び指導						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画として決定される計画について、将来の事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築の制限等を行なう。なお、許可の際、具体的に行為の適否を判断するにあたっては、事業施行についての長期的な見通しを勘案する。</li> </ul> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画施設の区域又は市街地開発事業（都市整備課の主管に属するものを除く）の施行区域内における建築の許可及び指導（都市計画法第53条）</li> <li>都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするものは、都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>都市計画法事業地内等における建築行為等の許可及び指導（都市計画法第65条）</li> <li>都市計画法事業の認可等の告示があった後において、当該事業地内において、都市計画法事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他の工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとするものは、都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>都市計画の決定及び変更のための土地の試掘等の許可（都市計画法第26条）</li> <li>都市計画の決定又は変更のための測量又は調査の際に、植物、柵等の障害物があるやむを得ず伐除する必要があり、しかも関係権利者の同意が得られない場合は、市町村長の許可を受けて障害物を伐除することができる。これと同様に、土地の試掘、ボーリングあるいはこれに伴って障害物の伐除をしようとする場合は、都道府県知事の許可を受けることを要する。</li> </ul> <p>【その他】</p> <p>平成16年4月1日より「都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可に関する取扱要綱」を施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>階数が3以下、一定の要件を満たす地下建築物について許可することができるもの。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条）</li> <li>町は経由のみである。</li> <li>都市計画法第26条のみ町許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条）</li> <li>町は経由のみである。</li> <li>都市計画法第26条のみ町許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町では、特定行政庁ではないので建築における許可は県（津久井土木）で実施している。（都市計画法第53条及び第65条）</li> <li>町は経由のみである。</li> <li>都市計画法第26条のみ町許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可及び指導については、3町は神奈川県（津久井土木事務所）で行っている。今後、1市3町が合併した場合の窓口について調整する必要がある。</li> <li>都市計画法第53条の緩和については、3町についても平成16年4月1日より許可権者である神奈川県が施行しているが、緩和内容に相違があるため、整合を図る必要がある。</li> </ul>	<p>【調整の方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		都市部会		都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
22	都市防災に係る基盤整備計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	環境防災課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害に強い安全なまちづくりを推進するため「神奈川県都市防災基本計画」及び「相模原市地域防災計画」に基づいた「相模原市都市防災基本計画」を策定する。</p> <p>【内容】 市街地における延焼遮断効果を強化するため、市域を道路、河川、緑地等に囲まれたコミュニティ単位とした「防災ブロック圏」に分け、他のブロックに被害を拡大させない都市構造の形成を図るとともに、ブロック圏内での災害対応ができるよう整備計画を策定する。</p> <p>○平成16年度事業概要 明治大学危機管理センターとの共同研究として、都市計画基礎調査データ及び平成13年度相模原市防災アセスメント調査結果等を活用し、策定作業を実施。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	1市3町が一体の都市として、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、都市防災基本計画を総合的に検討する必要がある。	【調整の方針】 合併後3年以内に策定。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会	相模原市の課等の名称 都市計画課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク □A協議会 □B幹事会 ■C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 生産緑地地区内の建築行為等の許可					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	都市計画法第8条の地域地区・生産緑地法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 ○生産緑地地区の指定 生産緑地地区に指定されるためには、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、以下の要件を満たすことが必要である。 ① 生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること ② 面積が一回で500㎡以上の農地等であること ③ 農林漁業の継続が可能であること その上で、生産緑地地区の指定は、幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備や合理的な土地利用に支障をきたさないこと</p> <p>○生産緑地地区内における行為の規制 生産緑地地区内では、建築物などの新築、改築または増築や宅地造成などの土地の形質の変更（建築等）は、市町村長の許可を受けたもの以外はできないことになる。</p> <p>○生産緑地の買取り 生産緑地地区制度には、農地等の所有者の権利救済の観点から、以下の場合に市町村長に対して、時価で生産緑地を買取るよう申し出ることができる。 ① 生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合 ② 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ①合併後の特定市の取扱い 生産緑地地区の指定は、特定市（相模原市の場合、首都圏近郊整備地帯に所在する市に該当）の市街化区域内農地であることから、合併後は、同じく首都圏近郊整備地帯に所在する城山町が特定市の区域に含まれる。このため、市街化区域内農地について、新たな生産緑地地区の追加指定を行わなければならない。</p> <p>②首都圏近郊整備地帯の取扱い 現在、首都圏近郊整備地帯に所在しているのは相模原市と城山町であり、これに伴い線引きが義務化されている。合併後、津久井町、相模湖町も首都圏近郊整備地帯に含まれる場合は、線引きが義務化に併せ、①と同様の課題が生じる。</p> <p>③合併特別法に定める地方税に関する特例 合併特別法に定める地方税に関する特例により、市街化区域農地のうち、合併後三大都市圏の特定市として新たに宅地並み課税の対象となるものについては、5年間の経過措置があるが、これ以降は宅地並み課税の対象となる。</p>	<p>【調整の方針】 現行のまま新市に引継ぎ、検討。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		都市部会		都市交通計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
6	鉄道対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	38,787千円	14千円	14千円	19千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	28,900千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業                      (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議                      【目的】                      県・地域の鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業文化の進展に寄与することを目的とする。                      【内容】                      鉄道路線の新設、輸送力増強等の促進運動の展開、情報収集                      【構成】                      40団体(県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会)</p> <p>(2) 相模線複線化等促進期同盟会                      【目的】                      JR相模線の全線複線化の早期実現と輸送力増強を促進するとともに沿線関係地域の発展を図る。                      【設立年月】                      平成10年2月                      【構成】                      11団体(神奈川県、相模原市、座間市、海老名市、寒川町、茅ヶ崎市、5市町商工団体)                      【内容】                      複線化の促進に向けた要望活動、調査研究、情報収集                      ・相模線複線化調査事業                      ・複線化に向けた活性化方策等の検討調査                      ・相模線沿線魅力アップ推進会議                      ・情報誌の発行、写真コンクール等の開催</p> <p>2. 鉄道新線計画具体化促進事業                      (1) リニア中央新幹線整備促進事業                      【目的】                      リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実を図る。                      【内容】                      リニア中央新幹線建設促進神奈川県期同盟会と連携を取りながら、誘致活動に取り組んでいる。                      ・山梨リニア実験線親子試乗会の開催                      ・リニア・パネル展の開催                      ・中央新幹線沿線学者会議への出席                      ・中央新幹線建設促進神奈川県期同盟会視察</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業                      神奈川県鉄道輸送力増強促進会議                      【目的】                      鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業文化の進展に寄与する。                      【事業内容】                      鉄道輸送力の改善や要望活動。(京王線の延伸など。)                      【構成】                      40団体(県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会)</p> <p>2. 新しい交通システムの検討事業                      リニア中央新幹線整備促進事業                      【目的】                      リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実を図る。                      【内容】                      リニア中央新幹線建設促進神奈川県期同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p>	<p>1. 鉄道輸送力増強促進事業                      【目的】                      鉄道輸送力の増強を図り、住民生活の向上と産業文化の進展に寄与する。                      【事業内容】                      鉄道輸送力増強に関する促進運動、情報収集、調査研究等                      (1) 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議                      (活動内容)                      鉄道路線の新設、輸送力増強等の促進運動の展開(京王線の延伸等)                      (構成)                      40団体(県、県下全市町村、県商工会議所、県商工連合会)</p> <p>2. 鉄道新線計画具体化促進事業                      (1) リニア中央新幹線整備促進事業                      【目的】                      リニア中央新幹線新駅の誘致を進め、都市基盤の整備の充実を図り、広域ネットワークの充実を図る。                      【概要】                      現在、リニア中央新幹線建設促進神奈川県期同盟会に参加し、誘致活動に取り組んでいる。</p>	<p>1. 神奈川県鉄道輸送力増強促進事業                      【目的】                      鉄道輸送力の増進を図り、住民生活の向上と産業文化の進展に寄与する。                      (事業内容)                      中央線、横浜線の相互乗り入れ、運送本数の増等についての要望活動。</p> <p>2. 新しい交通システムの検討事業                      (事業内容)                      リニア中央新幹線建設促進神奈川県期同盟会に加盟し、リニアの早期実現に関する活動を行っている。</p> <p>3. 中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会                      (事業内容)                      立川駅以西の中央線立体化複々線を推進することにより、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る。                      (構成団体)                      立川市、日野市、八王子市、相模湖町、藤野町、上野原町、大月市の7団体。</p>	<p>県鉄道輸送力増強促進会議については、各市町とも同じ傘下に属していることから、そのまま移行しても支障はない。しかし、各市町によって属する部会が異なるため、調整が必要である。</p> <p>リニアエクスプレス建設促進神奈川県期同盟会については、各市町とも同じ傘下に属していることから、そのまま移行しても支障がなく、引き続き誘致活動に取り組んでいく必要がある。</p> <p>相模線複線化等促進期同盟会、東海道新幹線新駅設置促進期同盟会、小田急多摩線延伸促進協議会については、各町とも組織されていないことから、構成団体については、再構築するかどうか検討する必要がある。</p>	<p>【調整方針】                      速やかに相模原市の制度に統合する。ただし中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会は新市に引き継ぐ。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市交通計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 鉄道対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>研修会への参加</p> <p>(2) 東海道新幹線新駅設置促進期同盟会 【目的】 県央・湘南都市圏が県の南の玄関口としての機能を高め、広域的な交流と連携の窓口となる都市づくりを進めることにより、都市圏全体の利便性の向上を図る。 【内容】 東海道新幹線の新横浜～小田原間の「寒川町倉見地区」への新駅設置の促進とまちづくり等の検討を行う。 【構成】 16団体(県、県下9市1町、県市長会、県町村会、県商工会議所、県商工連合会)</p> <p>(3) 相模原・町田広域交通計画連絡調整会議 【目的】 相模原市及び町田市に共通する広域的交通課題について協議し、計画の策定と事業の推進を図る。 【構成】 2団体(相模原市、町田市)</p> <p>(4) 小田急多摩線延伸計画研究会 【目的】 相模原・町田広域交通計画連絡調整会議の所掌事項における小田急多摩線の延伸の実現化に向け、具体的な研究を図る。 【構成】 4団体(相模原市、町田市、都市整備公団、小田急電鉄、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)</p> <p>(5) 小田急多摩線延伸促進協議会 【目的】 小田急多摩線の市内への延伸を促進するため。 【公共的団体の概要】 要望・陳情活動、調査研究、情報収集を行う。 【構成】 17団体(9地区自治会連合会、8商店会)</p> <p>3. 駅舎及び駅周辺地域計画・整備事業 【目的】 地域の快適で安全な生活環境を図るため、駅周辺の交通利便性の向上、地域の分断化を解消をめざし、駅舎の改良や自由通路の整備を行う。また交通結節点機能を強化するため、駅前広場等の整備を行う。 (1) 南橋本駅周辺交通施設整備事業 【目的】 南橋本地区の均衡ある発展と駅利用者の利便性の向上を図るため、南橋本駅の東西自由通路及び橋上駅舎化の整備を行う。 【内容】 総事業費 2,647,366千円(特定財源含む) ・東西自由通路 約170㎡ ・橋上駅舎 約470㎡ 詳細設計 平成15年度 整備工事 平成16～18年度 ・駅前広場 東側2,710㎡ 西側900㎡ 整備工事 平成19年度</p>					

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	都市部会	都市交通計画課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
8	新しい交通システム検討事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	1,749千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 増大する自動車交通量、環境問題、高齢化社会などへの対応と交通利便性の向上、拠点間の連携を円滑にするために必要な新しい交通システムの導入に向けた取り組みを進める。</p> <p>【内容】 平成12・13年度に「都市モノレール等調査」を実施し、導入ルートの先行検討区間として相模大野～原麻間を位置付けたほか、導入システムや事業採算性等の検討を行い、この結果を基に平成14年度に市民アンケート、市民フォーラムを実施し市民の意向を調査した。 アンケート結果等では、「導入すべきだと思う」と回答した人が約67%いることがわかり、導入の方向性としては現在の案で概ね理解は得られていると考えられた。しかしながら、約500億円という総事業費に対しては、多くの人が「事業費が高い」と感じていることから、事業費の低廉化や財源確保方策について更に検討する必要があることが判った。 平成15年度は、専門家会議において指摘された、相模大野駅における乗り継ぎ利便性向上の検討として、新しい交通システムの相模大野駅への導入空間について、下水管の移設や再開発区域への導入も含めて地下方式を基本とし、地表、高架方式について検討を行った。 今後も引き続き、新しい交通システムの導入に向けて検討を進めていく。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	総合交通計画の見直しと併せ検討を要する。	【調整方針】 総合交通計画との整合を取りながら、策定する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市交通計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 駅舎自由通路等維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	20,989千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋本駅・矢部駅・淵野辺駅の自由通路、淵野辺駅(1基)・古淵駅(2基)・町田駅(1基)・原当麻駅(3基)のエレベーター及び淵野辺駅(2基)・町田駅(1基)のエスカレーターの維持管理</p> <p>【内容】 1. 駅自由通路等維持管理 (1) 業務内容 ・ 駅自由通路電気設備保守及び清掃 ・ エレベーター・エスカレーター保守管理及び清掃 等 2. 消防設備保守委託 3. 駅自由通路等光熱水費負担 4. 駅自由通路等施設賠償責任保険加入 5. 駅自由通路等施設修繕</p>	該当なし	該当なし	該当なし	相模湖駅舎はJR管理のため、調整の必要はない。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市交通計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 交通バリアフリー基本構想推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成13年度に策定した「相模原市交通バリアフリー基本構想」を推進するため、基本構想に位置付けられた事業の進捗状況を把握し、目標年次までに事業を終了するために各事業者と連携をとる。また、現在バリアフリー化されていない矢部駅についてバリアフリー化を実現するため、検討を行う。</p> <p>【内容】 平成13年度に重点整備地区を「相模大野駅(小田急線)及びその周辺」地区とし、「相模原市交通バリアフリー基本構想」を策定 平成15年度 各特定事業の早期実現を図るため各事業者をメンバーとした「相模原市交通バリアフリー基本構想推進連絡会議」を設置し、進捗状況の確認、事業間の調整を行っている。 また、基本構想の推進体制として、庁内で「相模原市交通バリアフリー基本構想推進会議」及び「同担当者会議」を開催している。 各特定事業の状況 公共交通特定事業... (小田急電鉄)事業計画策定済今年度より事業実施 (神奈川中央交通)現在事業計画作成中道路特定事業... (県道路管理者)事業計画策定済今年度より事業実施 (市道路管理者)事業計画策定済今年度より事業実施 交通安全特定事業... (公安委員会)事業計画策定済 道路事業に合わせ事業実施。 JR横浜線矢部駅のバリアフリー化 JR東日本横浜支社と矢部駅のバリアフリー化検討会を開催(H14年度~) 「矢部駅及び周辺整備に関するを市民の会」が発足(H16.2) (鉄道駅垂直移動施設整備事業 保健福祉部事業) 相模原市民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助</p>	該当なし	該当なし	該当なし	平成13年度に策定した交通バリアフリー基本構想において、重点整備地区とした相模大野駅以外の他駅についても移動円滑化の対応方針を整理しているため、相模湖駅についても対応方針を検討する必要がある。	【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 開発指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 都市計画法に規定する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	開発指導課	都市整備課	都市計画法課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法第32条	都市計画法第32条	都市計画法第32条	都市計画法第32条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。 帰属用地の登記事務は、当該施設の担当課又は管財課が行う。 なお、同法第33条第3項の規定に基づく技術的細目に係る制限の強化又は緩和及び同条第4項の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する条例は、現在未制定である。</p>	<p>【内容】 都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。 帰属用地の登記 同法第33条第3項の規定に基づく技術的細目に係る制限の強化又は緩和及び同条第4項の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する条例は、現在未制定である。</p>	<p>【内容】 都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>	<p>都市計画法第32条の規定に基づく、許可を要する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関する事。</p>	<p>対象は許可を要する開発行為のみであり、特段課題なし。ただし、許可を要する開発行為の規模が、都市計画区域の内外、区域区分の有無により多岐にわたり、事務は煩雑となると予想される。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 開発審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 開発審査会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	779千円					
根拠法令等	都市計画法第78条					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	相模原市開発審査会の運営 都市計画法第78条 【目的】 都市計画法の規定に基づく審査請求に対する 裁決と、市街化調整区域内における開発行為や 建築行為の許可のための審議を行う。 【内容】 委員の数 5人 (法律・経済・都市計画・建築・公衆衛生 の各分野より1名づつ) 平成15年度開発審査会開催数 7回 平成15年度審査請求件数 0件 平成15年度提案件数審議の件数 21件	該当なし	該当なし	該当なし	都市計画区域内と区域外が関わる合併のため、窓 口での今後の対応がどのようになるのか。早急な 検討が必要と考える。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 開発審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 都市計画法に規定する開発行為及び建築等の制限の許可、証明及び承認					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	都市計画法第29条 都市計画法第37条 都市計画法第43条 都市計画法第44条 都市計画法第45条 都市計画法施行規則第60条					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】 開発行為の許可 平成15年度許可件数 121件 建築制限等解除の許可 平成15年度許可件数 13件 許可に基づく地位の承継承認 平成15年度許可件数 3件 開発行為又は建築に関する証明書等の交付 平成15年度証明件数 69件</p>	<p>該当なし</p> <p>開発行為の許可 平成15年度経由件数 17件 建築行為の許可 平成15年度経由件数 5件 建築制限解除の許可 平成15年度経由件数 1件</p>	<p>該当なし（神奈川県事務）</p> <p>開発行為の許可 平成15年度経由件数 4件 建築行為の許可 平成15年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成15年度経由件数 0件</p>	<p>該当なし（神奈川県事務）</p> <p>開発行為の許可 平成15年度経由件数 2件 建築行為の許可 平成15年度経由件数 0件 建築制限解除の許可 平成15年度経由件数 1件</p>	<p>都市計画区域内と区域外が関わる合併のため、窓口での今後の対応がどのようなものか。早急な検討が必要と考える。 3町へ開発許可OAシステムの構築が必要となる。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		都市部会		開発審査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
11	開発行為等の違反防止					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	開発審査課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	都市計画法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法の規定に違反する開発行為及び建築物等の建築について、違反行為の防止及び是正を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 都市計画法 ・違反把握件数 707件 (平成16年2月末現在) ・是正済件数 131件 (平成16年2月末現在)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	都市計画区域内と区域外が関わる合併のため、窓口での今後の対応がどのようになるのか。早急な検討が必要と考える。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 地域整備推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	19,010千円			20,292千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計			一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	400千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>&lt;麻溝台・新磯野地域&gt; 【目的】 首都圏における拠点都市として自立性の高い都市の創造が求められており、そのため、各拠点の特性に応じた都市機能の集積と適切な機能連携により有機的な都市構造の構築を図るとともに、市内産業のさらなる活性化を促進するなど地域経済の強化に努め、魅力と活力のあるまちづくりを進めている。</p> <p>麻溝台・新磯野地域もそのひとつとして、周辺環境等との調和を図りながら、研究開発、産業、文化などの都市機能が複合的に集積する新しい市街地の整備に努めるなど、新しい拠点づくりを進めている。</p> <p>【内容】 麻溝台・新磯野地域の特性を生かし、土地区画整理事業による基盤整備を図るとともに研究開発等高度な産業の集積や良質な住宅の供給を行う。</p> <p>(事務事業の別：特定財源) 【名称】 街路交通調査費補助 【内容等】 早急に土地区画整理事業に着手する必要があると認められる区域において、基本構想の作成、現況測量、事業計画の案の作成及び事業化推進のための換地設計準備等を行うための調査。</p> <p>【金額】 4,000千円 【補助率】 1/3</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宅地開発を計画的に誘導することで、無秩序開発や小規模開発等によるスプロール化を防ぎ良好な住み易い新市街地の形成を図る。</p> <p>【内容】 内郷地区の一部地域約45.5haについて、農用地等から住宅地に土地利用転換を図り、道路、下水道等の生活基盤の整備を行う。そのため、用途地域等の指定を行った。</p> <p>用途地域の指定 平成10年5月 地区計画の指定 平成10年5月 ・地区計画を推進するため、街なみ環境整備事業(国庫補助)の採択を受け、小公園(2箇所)を整備した。なお、同事業は平成14年度から休止している。 準防火地域の指定 平成10年5月 街なみ景観形成要綱の制定 平成12年11月</p> <p>【平成16年度予算】 町道整備工事 20,000千円 その他(委託費等) 292千円</p>	<p>市町が独自に定め、地域の実情に応じて進められている事業であることから、現在実施中の事業はそのままとし、合併後の新規事業を相模原市の制度に統合することで「課題なし」。</p> <p>但し、町で現在計画中の事業については、本市の総合計画や実施計画における位置付け等の検討が必要である。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 駅周辺施設維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	21,634千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中心市街地として位置付けられている橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区及び地区中心市街地として位置付けられている上溝、淵野辺、小田急相模原、東林間、古淵の各駅周辺地区において整備した施設の内、道路区域外の施設の維持管理を行うもの。</p> <p>【対象施設】 橋本駅北口自由通路 （延長-70m、幅員-8m、面積-約600㎡） 相模原駅南北自由通路北口階段 （面積-約320㎡） 淵野辺駅北口自由通路 （面積-約800㎡） 相模大野駅コリドー（1,252㎡） 相模大野駅北口タクシールーン（1,282㎡）</p> <p>【内容】 清掃、警備、設備保守、光熱水費等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	3町に該当事業はなく、合併に際しては「課題はなし」。 但し、合併後における中心市街地及び地区中心市街地の見直し等によっては、財政的影響が出る。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 安全で快適な歩行者空間創出事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	3,000千円					
根拠法令等	安全で快適な歩行者空間創出事業奨励金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 街区別整備計画、商店街整備計画策定区域（橋本地区、JR相模原駅周辺地区、相模大野地区、淵野辺地区、上溝地区、小田急相模原地区、東林地区、若松地区）において、魅力あるまちづくり、商業地づくりを推進するため、安全で快適な歩行者空間を創出する壁面後退を行った者に対して奨励金を交付する。</p> <p>【奨励金の産出】 建築物の壁面後退 壁面後退部分の固定資産税及び都市計画税相当額に2.0を乗じたもの。 但し、奨励金額が50,000円に満たないものは50,000円を最低奨励金とし、3,000千円を最高奨励金とする。 建物が無い敷地の空地確保 空地確保部分の固定資産税及び都市計画税相当額に5を乗じたもの 但し、奨励金額が50,000円に満たないものは12,000円を最低奨励金とし、750,000円を最高奨励金とする。 また、5年毎4回を限度とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	・3町に該当事業はなく、合併に際しては「課題なし」。 但し、市としては制度の見直しを予定している。 また、街区別整備計画、商店街整備計画策定区域の見直し等によっては、財政的影響が出る。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 市街地整備基金積立金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	300千円					
根拠法令等	市街地整備に関わる基金の設置について					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	300千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市街地再開発事業等の財源を計画的に確保し、一時的に集中する財政負担の軽減を図るため、事業に充当する費用の積み立てを行い、事業実施年度の予算状況に応じて基金を取り崩し、財源とする。</p> <p>【内容】 市街地再開発事業等の計画的かつ積極的な整備促進に必要な財源を確保するため、基金へ積み立てる。</p> <p>（事務事業の別：特定財源）</p> <p>【名称】 市街地整備基金</p> <p>【内容】 市街地整備基金の利子が一般会計に入るため利子収入額相当を基金会計に支出するもの。</p> <p>【金額】 300千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	・3町に該当事業はなく、合併に際しては「課題なし」。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 アドバイザー派遣事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	270千円			20千円		
根拠法令等	相模原市市街地・商業地整備推進アドバイザー派遣事業要綱			相模湖町まちづくり条例		
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市総合計画に基づき、魅力ある市街地整備及び商業地整備等を進めるために必要な指導と助言を行うため、地域の組織等に対し専門的な知識及び経験を有する者を派遣することにより、まちづくり等の促進を図る。</p> <p>【内容】 まちづくり事業における拠点整備（再開発事業等）に関連した講習会・研究会等に対し、必要に応じて助言・指導のための講師等を派遣する。</p> <p>対象...相模原市商業地形成事業計画策定区域内で、魅力ある市街地整備及び商業地整備等を進めるために住民等が組織する委員会または研究会、講習会で市長が認めたもの。 謝礼...30,000円/回</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 相模湖町まちづくり条例に基づき、地域の組織等に対し、専門的な知識及び経験を有する者を派遣することにより、まちづくり等の促進を図る。</p> <p>【内容】 地域のまちづくりに関連した講習会・研究会等に対し、必要に応じて助言・指導のための講師等を派遣する。 対象...与瀬地域まちづくり協議会 謝礼...20,000円/回</p>	適用範囲や謝礼額等についての調整が必要である。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 都市部会	相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 優良建築物等整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）	564,560千円					
根拠法令等	相模原市優良建築物等整備事業補助要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	282,280千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 計画的な再開発の促進を図るため、面的整備及び高度利用の必要性が高く具体的なまちづくり計画が進められている橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区、上溝地区、淵野辺地区、小田急相模原地区、東林地区において、市街地の環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を図るとともに、あわせて良好な市街地住宅の促進を図る。</p> <p>(補助金) 【名称】 相模原市優良建築物等整備事業補助</p> <p>【目的】 優良建築物等整備事業を行う者に対して市がその事業に要する経費の一部について助成を行い、もって市街地環境の整備及び改善を促進する。</p> <p>【内容】 (1) 調査設計計画費 ア 事業計画作成費 イ 地番調査費 ウ 建築設計費 (2) 土地整備費 ア 建築物除却費 イ 整地費 ウ 補償費 (3) 共同施設整備費 ア 空地等整備費 イ 供給処理施設整備費 ウ その他施設整備費 ・テレビ障害防除 ・立体的遊歩道・人工地盤等整備費 ・電気室・機械室 ・共用通行部分整備費 ・公共用通路 ・駐車場整備費 ・生活基盤施設 ・高齢者生活支援 (4) 付帯事務費</p> <p>【金額】 564,560千円 (事務事業の別：特定財源)</p> <p>【名称】優良建築物等整備事業費補助金 【内容】市の支出する補助金に対する国の補助金 【補助率】 1 / 2 【金額】 282,280千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	3町には該当事業はなく、合併に際しては「課題なし」。 但し、本事業の対象地区となる具体的なまちづくり計画が定められている7地区に追加される地区が出てきた場合は、財制的、人的影響が出る。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 土地区画整理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	30,000千円	0千円	0千円			
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 津久井町土地区画整理事業助成要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	9,000千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>(補助金) 【名称】 土地区画整理事業補助金</p> <p>【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る</p> <p>【内容】 (1) 技術的援助 土地区画整理法第75条に規定する技術的援助 (2) 図書の作成 事業の施行又は組合の設立認可に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用の全額 (3) 補助金の交付 ・道路の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の40%以内 ・施行地区に接する道路の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の40%以内 ・下水道の布設に要する費用...工事費の40%以内 ・施行地区外の下水道の布設に要する費用...工事費の40%以内 ・雨水調整地の築造に要する費用...工事費の40%以内 ・文化財等調査に要する費用...公共施設用地に係る調査費の全部及びその他用地に係る調査費の50%以内 ・事務及び調査設計に要する費用...事務費及び調査設計費の10%以内</p> <p>【金額】 30,000千円</p> <p>(事務事業の別：特定財源) 【名称】 都市再生推進事業費補助 【補助率】 1/3 【金額】 9,000千円</p>	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>(助成金) 【名称】 土地区画整理事業助成金</p> <p>【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る</p> <p>【内容】 (1) 法第75条に規定する技術的援助 (2) 組合の設立認可及び事業の施行の認可のために要する費用の全額 (3) 事業費の一部の助成金 ・施行地区内の施設の築造費及び地下埋設物等支障物件の移転補償又は除去工事費、整地費及び調査設計費の10%以内 ・施行地区に接する道路の築造費、施行地区外の排水施設の築造費、雨水排水を考慮して築造される雨水調整池及び6mを超える部分の道路の築造に要する費用の25%以内 ・埋蔵文化財の発掘調査に要する費用の50%以内 ・公園整備に要する費用の全額 ・その他特に町長が必要と認める費用については予算の範囲内で定める。</p> <p>【金額】 平成16年度予算計上なし</p>	<p>【趣旨】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図ることを目的に決められた範囲の助成を行うもの。</p> <p>(助成) 【名称】 土地区画整理事業助成</p> <p>【目的】 組合等施行の土地区画整理事業の促進を図る</p> <p>【内容】 (1) 技術的援助 法第75条に規定する技術的援助 (2) 図書の作成 事業の施行又は組合の設立認可に要する図書の作成に係る測量、調査及び設計に要する費用の全額 (3) 補助金の交付 ・道路の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の1/2以内 ・施行地区に接する道路の築造に要する費用...工事費の1/2以内 ・公園の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の1/2以内 ・広場の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の1/2以内 ・水路の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の1/2以内 ・緑地の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の1/2以内 ・下水道の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の1/2以内 ・消防の用に供する貯水施設の築造に要する費用...工事費及び移転補償費の1/2以内 ・公共施設の整備に要する調査設計費(測量、換地設計、工事設計、施行管理、埋蔵文化財調査費)...1/2以内 ・公共施設の整備に要する事務費...国庫補助の市町村割合を乗じた額の1/2以内</p>	該当なし	<p>現在実施中の事業は、それぞれの事業計画(資金計画)に市(町)補助金が財源として計上されていることから変更は難しい。従って、現在実施中の事業はそのままとし、合併後の新規事業を相模原市の制度に統合することで「課題なし」。</p> <p>但し、本市における土地区画整理事業は新市街地を対象に進めてきた(国の補助メニュー等も新市街地を対象であった)が、近年の社会状況等から国の方向性も都市再生(既成市街地対象)になってきていることから、本市における土地区画整理事業についても見直し(補助制度含む)が必要である。</p>	<p>【調整方針】 合併後の新規事業は相模原市の制度に統合する。ただし、現在実施中の事業はそのまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 市街地開発・再開発事業（補助事業含む）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	1,723,712千円					
根拠法令等	都市再開発法 相模原市市街地再開発事業補助要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	760,100千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>（補助金） 【名称】 相模原市市街地再開発事業補助金 【補助の対象】 （1）調査設計計画費 ・事業計画作成費 ・地盤調査費 ・建築設計費 ・権利変換計画作成費 （2）土地整備費 ・建築物除却費 ・整地費 ・仮設店舗費 ・補償費等 （3）共同施設整備費 ・空地等整備費 ・供給処理施設整備費 ・その他施設整備費 （4）建築物の防災性能の強化に要する費用 ・特殊基礎工事 （5）事務費</p> <p>（事務事業の別：特定財源） 【名称】 市街地再開発事業補助金 【補助率】 1/3以内</p>	該当なし	該当なし	該当なし	・3町には該当事業はなく、合併に際しては「課題なし」。 但し、合併による線引き（市街化区域、市街化調整区域の区分）の変更等から対象地区となるエリアの新設等によって、財政的、人的影響が出る。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 個人施行及び組合施行の土地区画整理事業に係る促進、指導及び許可等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業助成規則	土地区画整理法 津久井町土地区画整理事業助成要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。 また、中核市として個人及び組合施行の土地区画整理事業に係る必要な許可を行う。</p> <p>【内容】（法＝土地区画整理法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人施行土地区画整理事業の施行認可（法第4条）</li> <li>・基準又は規約及び事業計画の変更認可（法第10条）</li> <li>・個人施行土地区画整理事業の終了の認可（法第13条第1項）</li> <li>・土地区画整理組合の設立認可（法第14条）</li> <li>・定款及び事業計画の変更認可（法第39条）</li> <li>・土地区画整理組合の解散認可（法第45条）</li> <li>・測量又は調査のための土地の立入りの許可（法第72条第1項）</li> <li>・測量又は調査のための障害物の伐除の許可（法第72条第6項）</li> <li>・技術的援助（法第75条）</li> <li>・建築物移転又は除去の許可（法第77条第7項）</li> <li>・個人及び組合施行土地区画整理事業の換地計画の認可（法第86条第1項）</li> <li>・組合施行土地区画整理事業の決算報告の承認（法第49条）</li> </ul>	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的援助（法第75条）</li> <li>・その他許可及び認可等は神奈川県事務</li> </ul> <p>事業検討地区【一般保留地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：川尻字大島界（工業系）</li> <li>・方式：組合施行（予定）</li> <li>・面積：6.2ha</li> <li>・地権者：46名</li> </ul>	<p>【目的】 公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる組合等施行の土地区画整理事業の促進を図るとともに必要な指導を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的援助（法第75条）</li> </ul> <p>事業検討地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根小屋字東金原地区</li> <li>方式：組合施行</li> <li>面積：5.8ha</li> <li>地権者：40名</li> <li>準備委員会で検討中</li> </ul>	該当なし	指導等については土地区画整理法を根拠に実施しており、また、許可等は3町では県の事務のため、合併に際しては「課題なし」。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 土地区画整理法第76条に規定する土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
根拠法令等	土地区画整理法 相模原市土地区画整理事業施行地区内における建設行為等の許可に関する規則	土地区画整理法 城山町土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 土地区画整理法第76条第1項に規定する施行地区内における建設行為等について許可するもの。</p> <p>【審査基準】 1. 土地区画整理事業の施行の障害となる恐れのないもの。 2. 申請書類等 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 設計書（行為の内容により異なる） ・建築物設計書 …付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図 ・土地形質変更設計書 …付近見取図、平面図、断面図 ・工作物・物件設置設計書 …付近見取図、配置図、平面図 構造図 ・物件たい積設計書 …付近見取図、配置図</p>	<p>【目的】 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 土地区画整理法第76条第1項に規定する施行地区内における建設行為等について許可するもの。</p> <p>【審査基準】 1. 土地区画整理事業の施行の障害となる恐れのないもの。 2. 申請書類等 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 設計書（行為の内容により異なる） ・建築物設計書 …付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図 ・土地形質変更設計書 …付近見取図、平面図、断面図 ・工作物・物件設置設計書 …付近見取図、配置図、平面図 構造図 ・物件たい積設計書 …付近見取図、配置図</p>	該当なし	該当なし	土地区画整理法に基づき実施しているため事業内容に相違はなく、合併に際しては「課題なし」。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 16	事務事業名 都市計画法第53条に規定する土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	都市計画法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画決定された土地区画整理事業区域内の建設行為を制限し、事業に支障をきたすことがないようにする。</p> <p>【内容】 事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築物の建築について事業に支障のない範囲に限り許可を行うもの。 1. 計画建築物が次の各号に該当していること (1) 土地区画整理事業に関する都市計画に適合していること。 (2) 容易に移転し、若しくは除去することができるものであること。 (3) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 (4) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 2. 都市計画施設等区域内建築許可申請に次の図面を添付すること。 ・付近見取図（縮尺1:2,500位） ・配置図（縮尺1:500以上） ・平面図（縮尺1:200以上） ・断面図（縮尺1:200以上） ・立面図（縮尺1:200以上）</p> <p>【その他】 現在、当市における該当箇所は南相模原第5地区であるが、当該箇所は土地区画整理事業の中止が決定されているため、申請のあったものは内容の1に該当しなくても許可をしている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	3町では県の事務のため、合併に際しては「課題なし」。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 17	事務事業名 土地区画整理組合が行った土地区画整理法に基づく処分に係る審査請求					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	行政不服審査法 土地区画整理法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 土地区画整理組合が土地区画整理法に基づいて行った処分、その他公権力の行使に当たる行為（処分）に不服がある者が、行政不服審査法による審査請求をした場合の審査を行うもの。	該当なし	該当なし	該当なし	3町では県の事務のため、合併に際しては「課題なし」。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市整備課・駅周辺整備事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 18	事務事業名 市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市整備課・駅周辺整備事務所	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	都市再開発法第6条第1項及び同法第6条第1項・都市計画法第53条第1項					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 土地の試掘等の許可</p> <p>&lt;目的&gt; 市街地再開発事業を推進するため、支障をきたさないようにする。</p> <p>&lt;内容&gt; 都市再開発法第6条第1項に基づき、再開発の施行等で、土地の所有者及び占有者の同意を得ることができず、やむを得ない必要があつて、他人の占有する土地に立ち入って障害物の伐採及び試掘等を行うことについて、許可申請があつた場合の許可を行うもの。</p> <p>15年度処理件数 0件</p> <p>2 建築行為等の許可</p> <p>&lt;目的&gt; 市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等を制限し、事業に支障をきたさないようにする。</p> <p>&lt;内容&gt; 都市再開発法第6条第1項に規定する施行地区内における建築行為等について許可するもの。</p> <p>15年度処理件数 0件</p> <p>&lt;内容&gt; 都市計画法第53条第1項の規定に基づき、市街地再開発事業の施行区域内における建築行為について許可するもの。</p> <p>15年度処理件数 0件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>再開発施行区域内という、ごく限られた区域での許可手続きであり、当面、相模原市固有の事務と考えられる。現状では、課題はない。</p> <p>ただし、法律に基づく事務であり、将来都市計画区域の線引きの見直とともに、新たな再開発施行区域の都市計画決定が行われると事務が発生する。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 民間自動車駐車場整備促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	6,328千円					
根拠法令等	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則 相模原市民間自動車駐車場整備補助金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 駐車需要の高い市街地において、路上駐車が引き起こす渋滞や事故を解消し、安全で快適な都市環境を保持するため、立体自動車駐車場の建設事業を助成するもの。</p> <p>【内容】 自動車駐車場の建設費及び借入金の利子に対する資金援助事務。</p> <p>【補助金の概要】 民間自動車駐車場整備利子補給金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	城山町・津久井町・相模湖町では同様の事業を実施していないため、課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 自転車整理指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	33,765千円					
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 施行規則					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 放置自転車等が多い駅前等に自転車整理指導員を配置し、啓発活動をおこない、放置自転車等の減少に努めるもの。</p> <p>【内容】 放置自転車対策の一環として、シルバー人材センターに無料自転車駐車場や駅周辺等の自転車整理や啓発活動等を、民間ガードマンに駅周辺等の放置自転車等を防止するための啓発活動を委託している。 委託料 - 事務作業等委託料</p> <p>【公共的団体の概要】 (社)シルバー人材センター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	城山町・津久井町・相模湖町では同様の事業を実施していないため、課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 自転車駐車場管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	384,577千円	40千円				
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市営自転車駐車場条例 相模原市営自転車駐車場条例施行規則					
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持・管理を行い、利用者の安全性及び利便性等の向上をはかるもの。</p> <p>【内容】 有料自転車駐車場の管理運営を(財)相模原市都市整備公社に委託している。 委託料 - 施設等管理運営委託料</p> <p>有料自転車駐車場維持管理費 需要費 - 施設修繕費 委託料 - 自動車損害保険料・その他保険料 使用料及び賃借料 - 土地賃借料 公課費 - 国公課費</p> <p>無料自転車駐車場維持管理費 需要費 - 消耗品費・高熱水費・施設修繕費 委託料 - 維持補修委託料 使用料及び委託料 - 土地賃借料</p> <p>【公共的団体の概要】 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>【負担金の概要】 都市駐車場対策協議会負担金</p>	<p>【目的】 公共交通利用者用自転車駐車場の適正な維持管理を行い、利用者の安全の確保と利用の促進及び利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 自転車駐車場維持管理経費 公共交通利用者用自転車駐車場の管理として、年2～3回職員により放置自転車の片付け及び清掃を行っている。 需用費・消耗品費、光熱水費、施設修繕料</p>	該当なし	該当なし	城山町のみほほ同様の目的・内容の事業を行なっているが、財政的影響もほとんどなく、課題はない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 民間自転車駐車場助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	14,107千円					
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金交付要綱・相模原市民間自転車駐車場整備補助金交付要綱・相模原市民間自転車駐車場整備資金利子補給金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 安全で快適な都市環境の保持。</p> <p>【内容】 駐輪需要の高い駅周辺の民間自転車駐車場の整備事業及び維持管理事業に対し助成をおこなう。</p> <p>民間自転車駐車場の支援・育成を図る 負担金・補助及び交付金 - 運営費等補助金・建設事業補助金</p> <p>【補助金の概要】 民間自転車駐車場維持管理補助金 民間自転車駐車場整備補助金 民間自転車駐車場整備資金利子補給金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	城山町・津久井町・相模湖町では同様の事業を実施していないため、課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 自転車駐車場整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	環境防災課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	408千円					
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車対策基本計画					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	108千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 レンタサイクル事業により駐輪スペースを有効活用し、増加する自転車利用に対応する。 バス停に自転車駐車を設置することにより、市内交通の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】 レンタサイクル事業試験実施の備品購入費 バス停留所自転車駐車整備事業の建設工事費</p> <p>【公共的団体の概要】 (財)相模原市都市整備公社</p>	該当なし	該当なし	該当なし	城山町・津久井町・相模湖町では同様の事業を実施していないため、課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 自動車駐車場管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	626,895千円			10,353千円		
根拠法令等	相模原市営自動車駐車場条例 相模原市営自動車駐車場条例施行規則			相模湖町立相模湖ふれあいパーク設置条例 相模湖町立相模湖ふれあいパーク設置条例施行規則		
会計の種類別	特別会計			一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円		
関係団体・慣行	公共的団体			公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な自転車駐車場の維持管理を行い、利用者の安全性や利便性等の維持及び向上をはかる。</p> <p>【内容】 (財)相模原市都市整備公社へ委託 ・駐車料金の徴収(駐車場駐車料として) ・回数駐車券及び定期券の発行等 施設修繕・消耗品等</p> <p>【公共的団体の概要】 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>【負担金の概要】 有料道路整備資金対象駐車場推進協議会負担金 全国駐車場整備促進協会年会費 有料道路整備資金対象駐車場推進協議会出席負担金</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町民と相模湖町を訪れる者の利便を図るとともに、町民と来訪者の交流及び憩いの場を提供するため。</p> <p>【概要】 時間貸し駐車場17台 月極駐車場(自動車)4台 (自転車)16台 (バイク)30台 相模湖町生きがい事業団へ管理委託。</p>	相模原市と相模湖町がおこなっている事業であるが、会計種別や業務委託先が異なるため、調整が必要である。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 駐車場整備地区における駐車場整備計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	都市計画法 第8条第1項 駐車定法 第3条第1項 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商業地等における自動車の駐車需要に対応するもの。</p> <p>【内容】 指定された地域内で、一定規模以上の新築・改築・増築等を行なう場合に、駐車施設の設置を義務付けている。</p> <p>附置義務届出の書類審査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	城山町・津久井町・相模湖町では同様の事業を実施していないため、課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		都市部会		駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
16	路外駐車場の設置等の届出					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	駐車場法 駐車場施行令	駐車場法 駐車場施行令	駐車場法 駐車場施行令	駐車場法 駐車場施行令		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 届出書類の審査・届出駐車場の技術的指導を行い、駐車場法を適性に運用するもの。  【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導	【目的】 届出書類の審査・届出駐車場の技術的指導を行い、駐車場法を適性に運用するもの。  【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導	届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導	【内容】 届出駐車場届出の書類審査 届出駐車場の技術的指導	1市3町が共通で実施しているが、同様の法令を根拠としているため、課題はない。	【調整方針】 現行のまま、新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	駐車場法 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自動車の駐車需要が予想される建築物について、駐車施設の整備を義務付け、良好な都市環境の保持を図るもの。</p> <p>【内容】 特定の用途に使用する部分の延べ床面積が1500㎡を超える建築物の届出書類の審査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	城山町・津久井町・相模湖町では同様の事業を実施していないため、課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。